

木津川市緑の基本計画

「人が耀き、豊かな緑と会話し、心ふれあう 交流のまち」



平成26年3月
木津川市

はじめに



私たちのまち「木津川市」は、社会経済情勢が大きく変化する中、より魅力的なまちの発展を目指し、平成19年3月12日、木津町・加茂町・山城町の合併により誕生いたしました。また、平成21年には、まちづくりの基本となる「第1次木津川市総合計画」を策定しています。

合併以前の旧3町において、それぞれ「縁の基本計画」を策定していますが、計画期間が概ね終了を迎えています。そのため、合併以前にそれぞれの町で策定されていた「縁の基本計画」等での位置付けや方向性等を尊重しつつ、新たな時代に対応した法制度の改定や地球温暖化などの環境問題への対応、さらには都市の成熟化といった社会的背景を踏まえ、市域一体としての「縁の基本計画」を策定することといたしました。

本市は、関西文化学術研究都市の一翼を担う都市として、研究施設や企業立地が進むとともに、京都府内では京都市に次ぐ数の国指定文化財を有し、木津川などの河川や里地里山に代表される自然環境に恵まれています。そのため、まちづくりのテーマとして、こうした資源を活かし、市民をはじめ、都市内外の人の交流促進を目指しており、その際、市の将来像の実現に向けて、「縁」を有効に活用することとしています。

本計画は、「縁」を市民共有の財産として位置付け、市民の参加と協働により、創り・育て・活かすため、基本理念を「人が耀き、豊かな縁と会話し、心ふれあう 交流のまち」といたしました。

計画推進にあたっては、市民の皆様とまちづくりの理念を共有し、学識経験者を含め、市民、団体、事業者及び行政など地域にかかわる多様な主体が、それぞれの関心や有する特性を活かして連携・協働し、新たな縁の保全・活用のプロジェクトとして全市的な取組みを図ってまいります。

結びに、計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様をはじめ、木津川市縁の基本計画策定委員会委員の皆様、並びに関係各機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

京都府木津川市長 河井規子

平成26年3月

目次

序章 木津川市緑の基本計画の策定

| | |
|-------------|---|
| 1. 策定の目的 | 1 |
| 2. 計画の主なねらい | 1 |
| 3. 策定の手順 | 2 |

第1章 緑の基本計画の位置付け

| | |
|----------------|---|
| 1. 緑の基本計画の位置付け | 3 |
| 2. 上位・関連計画 | 7 |

第2章 木津川市の現状

| | |
|----------|----|
| 1. 社会的条件 | 8 |
| 2. 自然的条件 | 13 |
| 3. 緑地の状況 | 18 |

第3章 緑に関する市民意識調査

| | |
|--------------------|----|
| 1. 市民アンケート調査の結果概要 | 24 |
| 2. 子どもアンケート調査の結果概要 | 36 |

第4章 緑の解析・評価

| | |
|--------------------|----|
| 1. 旧3町の「緑の基本計画」の評価 | 44 |
| 2. 緑の解析・評価 | 46 |
| 3. 緑の課題 | 55 |

第5章 緑のまちづくり目標と基本方針の設定

| | |
|-------------------|----|
| 1. 緑の将来像 | 56 |
| 2. 緑の基本方針 | 59 |
| 3. 計画のフレームと緑の目標水準 | 61 |

第6章 緑のまちづくり施策

| | |
|--------|----|
| 1. 創る | 64 |
| 2. 育てる | 67 |
| 3. 活かす | 69 |

第7章 緑の地域別計画

| | |
|-----------|----|
| 1. 中・西部地域 | 72 |
| 2. 東部地域 | 75 |
| 3. 北部地域 | 78 |

第8章 重点的な取組みの検討

| | |
|--------------|----|
| 1. 学研木津北地区 | 82 |
| 2. 木津川河川敷エリア | 84 |

第9章 計画の推進方策

| | |
|----------------------|----|
| 1. 緑のまちづくりを推進する体制づくり | 86 |
|----------------------|----|

| | |
|------|----|
| 参考資料 | 89 |
|------|----|

序章

木津川市緑の基本計画の策定



序章 木津川市緑の基本計画の策定

1. 策定の目的

本計画は、旧木津町、旧加茂町、旧山城町にて策定された「緑の基本計画」の実現状況の検証と、木津川市固有の地域特性、緑に対する住民意向を把握し、本市の上位計画及び関連計画、都市緑地保全法から都市緑地法への改正及び都市緑地法運用指針の改正、本市の公園施策等、今日のニーズと照らし合わせて、より実効性のある「緑の基本計画」を策定することを目的としています。

2. 計画の主なねらい

木津川市は、平成 19 年 3 月 12 日、木津町、加茂町、山城町が合併して誕生し、平成 21 年に「第 1 次木津川市総合計画」を策定しています。合併以前の「緑の基本計画」については、平成 13 年 3 月に「木津町緑の基本計画」、「加茂町緑の基本計画」、平成 14 年 9 月に「山城町緑の基本計画」が策定されています。

（1）合併した 3 町全体の「緑の基本計画」の策定

本計画では、総合計画や合併以前にそれぞれの町で策定されていた「緑の基本計画」等での位置付けや方向性等を尊重しつつ、新たな時代に対応した法制度の改定や地球温暖化の進行等による環境問題への対応といった社会的背景を踏まえて策定していく必要があります。

（2）前計画の計画期間の終了による見直しの実施

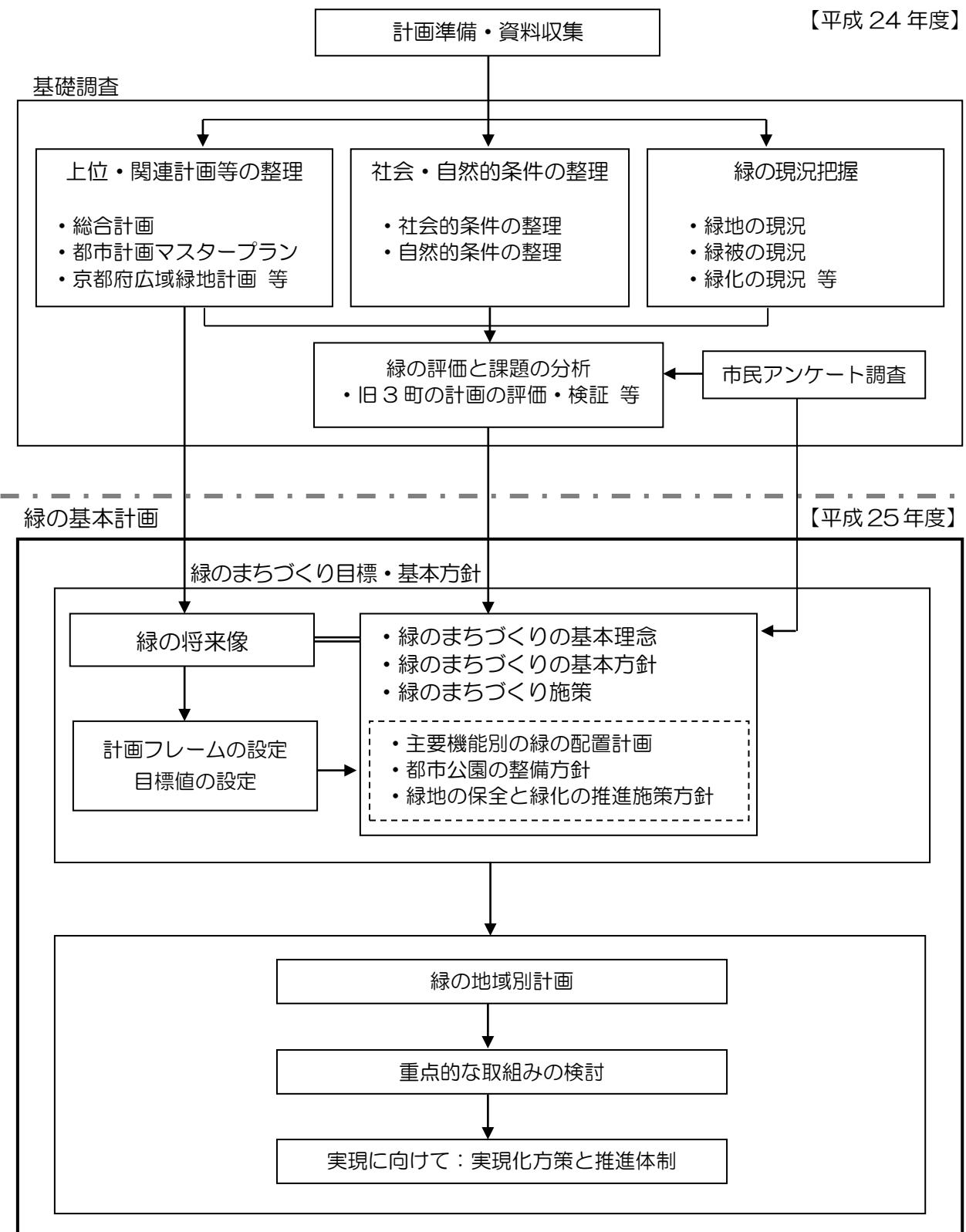
旧 3 町の「緑の基本計画」の計画期間が概ね終了することにより、見直しを進める必要があります。

（3）都市の成熟化に対応した将来像の策定

木津川市は、開発が進んだ地域と周辺の緑の豊かな田園地域といったコントラストがはっきりした都市形態を見せつつあり、引き続き、計画的な土地利用の誘導が求められています。新都市開発の進展について、概ねの見通しが明らかになり、それを前提として成熟化していく木津川市の緑の保全と緑化の将来像を描くことが必要となっています。

3. 策定の手順

計画策定の手順は、以下に示すとおりです。



第1章

緑の基本計画の位置付け



第1章 緑の基本計画の位置付け

1. 緑の基本計画の位置付け

(1) 木津川市緑の基本計画とは

「木津川市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づいて策定するものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

旧木津町、旧加茂町、旧山城町のそれぞれで緑の基本計画が策定されていましたが、今回、合併後の木津川市としてはじめて策定することとなります。

木津川市緑の基本計画は、国土利用計画、第1次木津川市総合計画に即し、かつ第1次木津川市都市計画マスタープランに適合しつつ、都市計画区域の整備開発等に関する関連計画との連携を図りながら策定する計画です。

① 緑の基本計画の対象範囲

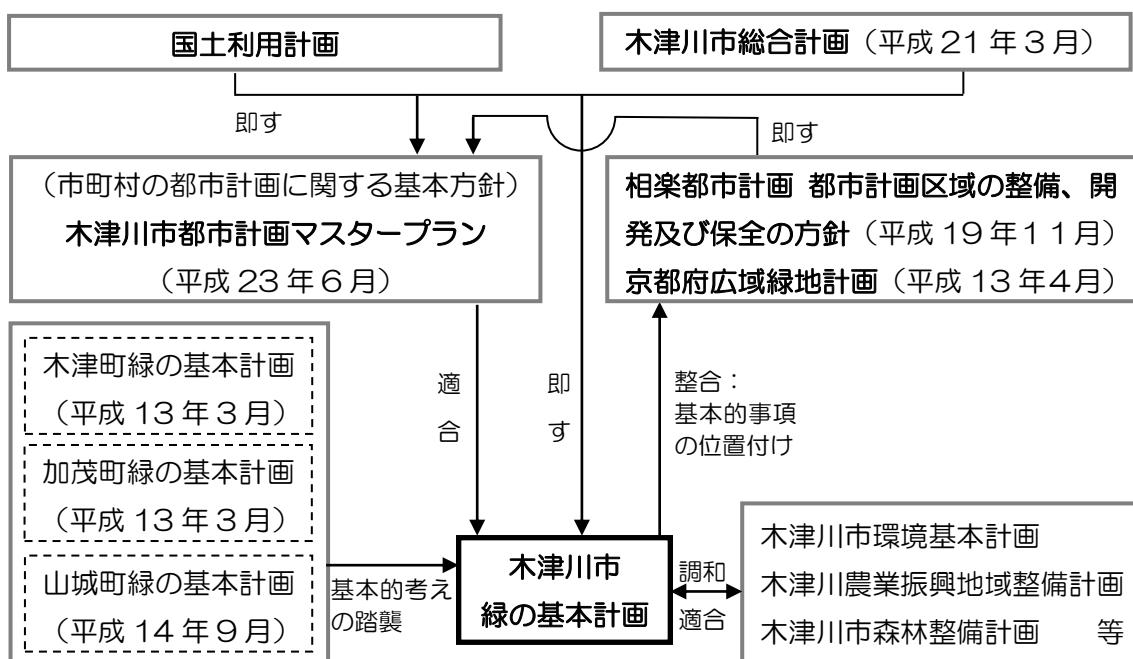
緑の基本計画の対象範囲は主として「都市計画区域」であるため、数値目標や公園配置計画などは都市計画区域を対象としますが、緑に関する基本方針は木津川市全域を対象とします。

② 緑の基本計画の計画目標年度

計画は中長期的な視点にたって策定しますが、計画を効果的に進めるため、数値などの目標年度は、平成35年度とします。

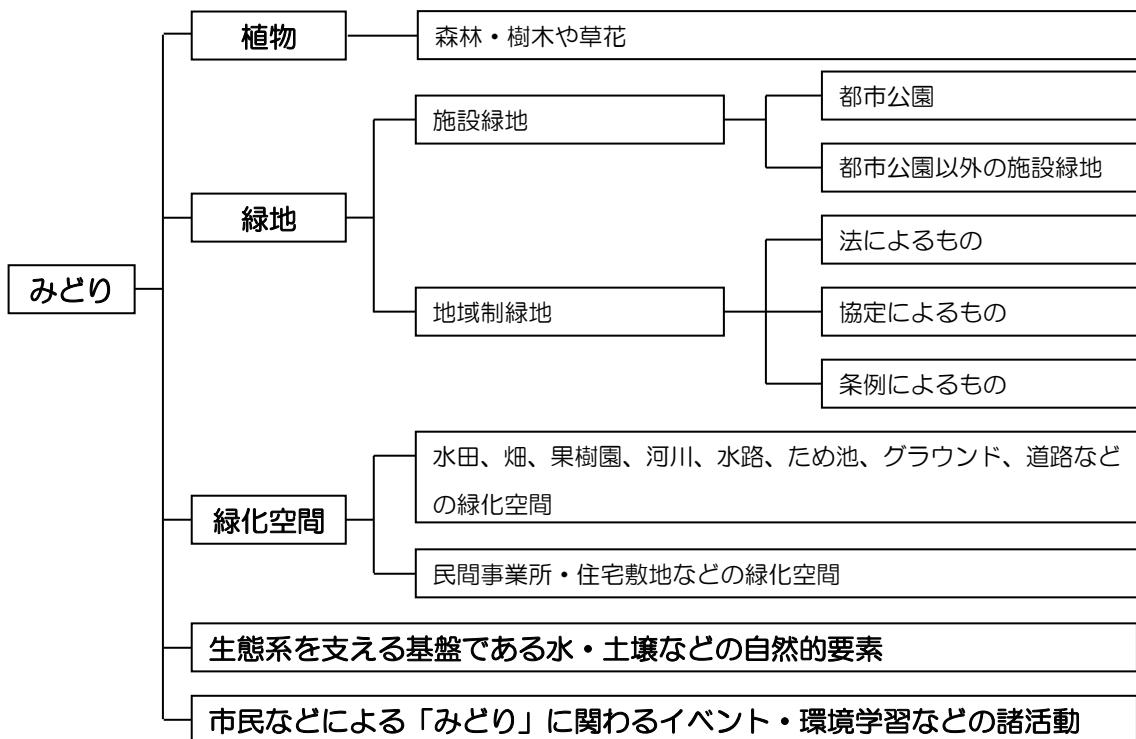
(2) 木津川市緑の基本計画の位置付け

木津川市緑の基本計画の位置付けは、以下の表のとおりです。



(3) 計画の対象とする「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、森林・樹木や草花などの植物としての緑のほかに、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどの緑化空間に加え、水や土壌などの自然的要素を含むものを対象とします。また、「みどり」を守り育てるための啓発活動や環境教育、協働による「みどり」のまちづくり活動なども本計画の対象とします。



(4) 緑地の定義

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものであり、以下のように分類されます。

| | | | |
|-------|----------|--------|--|
| 施設緑地 | 都市公園 | | 都市公園法で規定するもの 例 街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地 等 |
| | 都市公園以外 | 公共施設緑地 | 都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準ずる機能をもつ施設 例 都市公園、国民公園を除く公共空地 自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路 河川緑地、児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド 屋外レクリエーション施設 等 |
| | 民間施設緑地 | | 民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設の内、公開しているもの、500 m ² 以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの、永続性が高いもの 例 寺社境内地 開放している企業グラウンド 民間の屋上緑化の空間 ため池 等 |
| 地域制緑地 | 法によるもの | | 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 指定文化財（文化財保護法） 等 |
| | 協定によるもの | | 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地にかかる事項を定めているもの（景観法） |
| | 条例等によるもの | | 条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、国、府や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等 |

(5) 都市における緑の役割

緑は私たちが快適な生活を営む上で重要であり、以下のような役割があります。

①人と自然が共生する都市環境を確保します（環境保全）

樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有しています。また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を都市に送り込む「風の道」を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成しています。

②潤いのある美しい景観を形成します（景観形成）

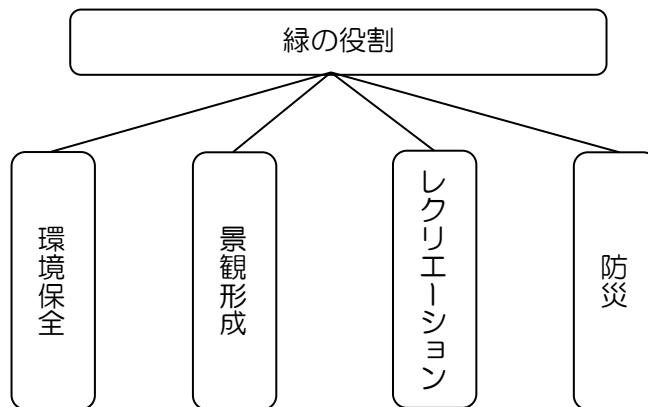
緑は地域の気候、風土に応じて特徴のある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、人々の生活にゆとりと潤いをもたらします。緑を適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

③余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保する（レクリエーション）

経済社会の発展に伴い、人々の余暇需要が多様化しています。緑の機能は、人々の余暇需要の変化に対応し、自然とふれあう質の高い余暇空間の確保を可能にします。

④都市の安全性・防災性を高めます（防災）

地震や水害等の災害が頻発する中、災害に強いまちづくりが求められています。緑は、災害の防止や被害の緩和、避難地などの都市の安全性・防災性を高める機能を有しています。



2. 上位・関連計画

上位計画の方向として、又、市のまちづくりのテーマとして、水（木津川を骨格とした河川など）、緑（周辺の山々、新市街地を含めた公園・緑地、農地）、歴史（古代からの歴史的文化遺産）の活用・保全及びネットワーク形成を目指しています。

木津川市総合計画（平成 21 年 3 月）

- 将来像：「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～」
- 人口目標：平成 30 年・8 万人、将来的に「10 万人都市」を目指す
- まちづくり施策
 - 個性を活かした魅力ある地域文化の創造
 - ・水・緑・歴史のネットワークづくり
(水・緑・歴史のネットワークの構築/木津川や旧奈良街道、旧伊賀街道等の保全と活用)
 - 環境と調和した持続可能なまちの創造
 - ・身近な自然の保全と活用
(木津川や山々の緑の保全と育成/宅地内緑化の推進/公園緑地等の整備/農地の保全活用)

木津川市都市計画マスタープラン（平成 23 年 6 月）

- 都市計画の目標：「人、自然、文化 調和と発展のまち・木津川市」
- 人口目標：平成 32 年・7.5 万人、その後「10 万人都市」を構築
- 都市計画の方針
 - 都市・自然環境及び歴史的文化遺産の方針
 - ・緑とうるおいのある公園・緑地の整備
 - ・山々の緑の保全と農地の保全・活用
 - ・都市施設の緑化推進
 - ・河川の水辺環境の保全・活用と水質保全
 - ・環境負荷を低減する生活環境づくり
 - ・自然と歴史的文化遺産の保全・活用

京都府広域緑地計画（平成 13 年 4 月）

- 目標：「京からやさしい環境づくり～人と水とみどりの共生～」
- 方針
 - ①都市公園、水辺等の整備促進（1 人当たり公園面積 7.6 m²→15 m²）
 - ②自然環境、自然景観の保全（自然公園 8,702ha を倍増）
 - ③都市緑化の推進（住民らの積極的参加）
 - ④水と緑のネットワーク形成（自然歩道、自転車での連携 786km→1,000km）
- 相楽地域の施策
 - 「新都市のみどりあふれる環境の形成と、豊かな水辺とみどりを活用した自然レクリエーションゾーンの形成」をテーマとする水とみどりの施策を進めます。

第2章

木津川市の現状



第2章 木津川市の現状

1. 社会的条件

(1) 歴史

古代～中世

- かつて平城京の外港であり、木津川を介した交流拠点
- 恭仁京の造営（首都）

市域の中央を流れる木津川は、淀川を通って瀬戸内海に入り、古来から東アジアの国々とつながっていました。古墳時代には木津川右岸の良く見える場所に椿井大塚山古墳が築造され、大和東南部に成立したヤマト王権と結びついた権力者がこの地域を治めていたと考えられています。飛鳥時代には大陸からの使節を応接するための迎賓館と考えられている高麗寺が木津川沿いに造営されました。また、高麗寺の対岸に位置する奈良時代の上津遺跡は、当時「泉州」^{こうづ}と呼ばれた木津川に設けられた「泉津」^{いずみづ}と考えられ、平城京の外港として都や寺院を建設する木材をはじめ物資の集積地となり、これが「木津」の地名の由来となっています。

天平 12 年（西暦 740 年）12 月、聖武天皇は市域の鹿背山を境として、東を左京、西を右京とした恭仁京を造営し、5 年にわたり日本の首都となりました。

- 京都と奈良を結ぶ歴史文化軸に立地（水路・陸路）
- 仏教信仰の寺院・霊地の形成—当尾の里

平安時代には、この地は平安京と平城京の間に位置する地域として、水路と陸路による往還が行われ、林業や農業生産が発展しました。

加茂地域南部に位置する「当尾」には、南都寺院の修行場が形成され、淨瑠璃寺や岩船寺などが造営されるとともに、その一帯が「小田原」^{おだわら}と呼ばれる仏教信仰の聖地となりました。

- 自治村落「惣村」形成
- お茶生産と商業活動の活発化

室町時代には、自治的な村落「惣村」が出現し、農作物では米、麦などとともに、早くから茶が生産されるようになりました。商業活動も活発となりました。戦乱の中、この地の武士たちが中心になって「平等」と「自治」の郷づくりを目指した山城国一揆も大きな歴史のひとこまでです。

「木津」は京都と奈良、「加茂」は近江、伊賀と奈良を結び、木津川水運と街道の接点として、宿場の機能を持つようになりました。

近世～近代

- 交通の要衝（水運、街道）としての宿場町の形成
- 綿、茶、野菜、柿、筍等の都市近郊農業の発展
- 麻織物、木綿生産から
襖地、壁紙生産へ

江戸時代には、惣村を基盤として新しい村々が生まれました。農地も増え、棚倉に移入された筍をはじめ、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿など、多くの作物が生産され、都市近郊の優良な農業地域としての地位を深め、今日の近郊農業の基盤となっています。

現代

- 戦後合併で、昭和 26 年木津町、加茂町、昭和 31 年に山城町設立
- 昭和 50 年代より関西文化学術研究都市建設（主要クラスター形成）
- 平成 19 年 3 町合併で木津川市誕生

木津川は、時には大水害を起こしましたが、都市と結ぶ水運は重要な役割を果たし、淀川にも入れる淀二十石船と淀、伏見までの航行を許されていた地元の「六ヶ浜上荷船」が行き交っていました。「加茂」、「瓶原」、「木津」、「吐師」の四つの浜が市域にあり、この木津川水運の地の利を活かして、幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、「上狛」はその集散地、精製加工の場として発展しました。また、「相楽」を中心にして江戸時代の麻織物の技術を活かした「相楽木綿」の生産が、幕末から明治にかけて盛んとなり、日常的な衣服として流通しました。一方、麻織物は、加茂・上狛を中心に蚊帳や襖地として盛んとなり、戦後は壁紙生産へと発展しています。

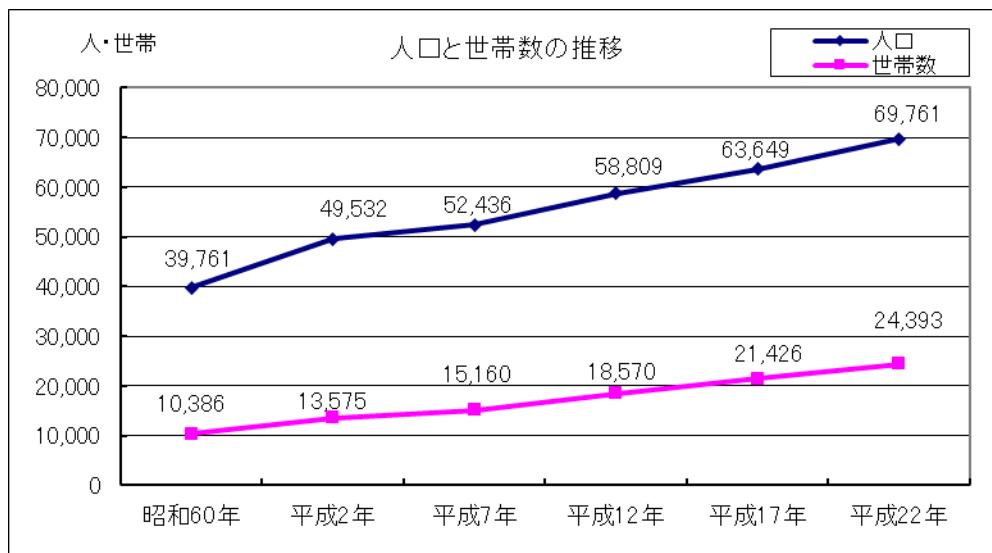
市町村域については、木津町と加茂町が昭和 26 年に、山城町が昭和 31 年に、明治以来の町村を統合して新町を設立し、さらに平成 19 年 3 月 12 日には木津町、加茂町、山城町が合併して木津川市が誕生し、現在に至っています。

（2）人口・世帯数の推移

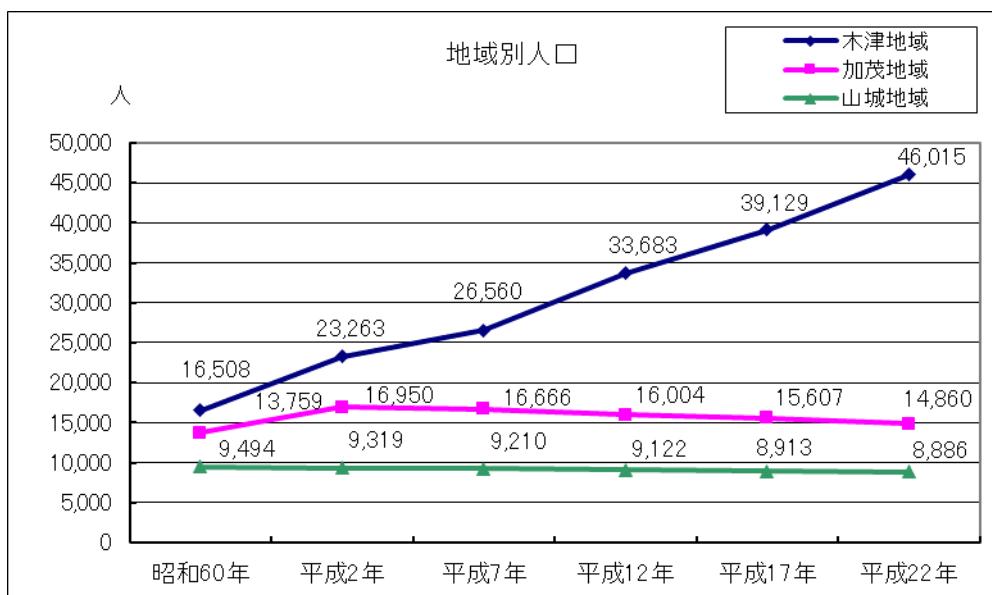
木津川市の人口（国勢調査）は、平成 12 年 58,809 人、平成 17 年 63,649 人、及び平成 22 年 69,761 人と増加傾向にあります。

世帯数（国勢調査）も増加傾向にありますが、単身世帯の増加や世帯分離が進み、一世帯あたりの世帯人員は減少が続いている。平成 17 年の世帯数が 21,426 世帯で、一世帯あたり人員は 2.97 人と 3 人を下回り、平成 22 年は 24,393 世帯、2.86 人/世帯となっています。

人口（国勢調査）を地域別にみると、木津地域では関西文化学術研究都市の進展により増加傾向が続いているが、加茂地域は平成 2 年以降緩やかに減少しており、山城地域も漸減が続いている。



出典：国勢調査（昭和 60 年～平成 22 年）



出典：国勢調査（昭和 60 年～平成 22 年）

(3) 産業別就業者数

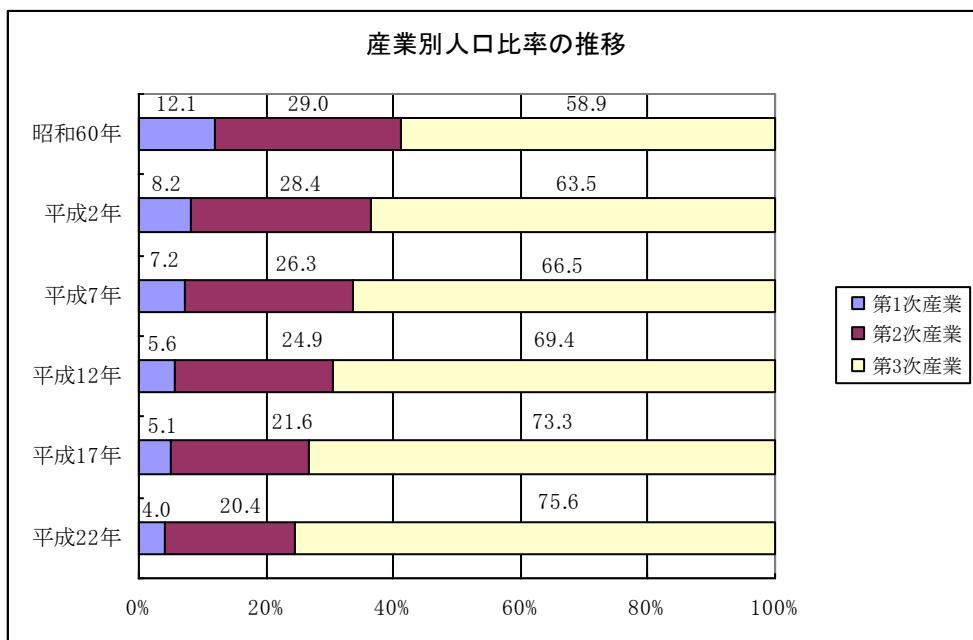
就業人口は、昭和 60 年からの推移では増加が続いているが、総人口に占める割合はほぼ同じ割合で、平成 22 年では 44.6% とほぼ府平均（47.1%）並です。

産業別人口構成をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少が続いており、平成 22 年で第 1 次が 4.0%、第 2 次が 20.4% となっています。第 3 次産業は増加が続き、平成 22 年で 75.6% となっています。

農業比率は急速に低下しており、サラリーマン等主体の構成が強まっています。

表 産業別就業者数

| | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 就業人口 | 18,251 | 22,274 | 25,057 | 27,910 | 30,073 | 31,137 |
| 対総人口 | 45.9% | 45.0% | 47.8% | 47.5% | 47.2% | 44.6% |



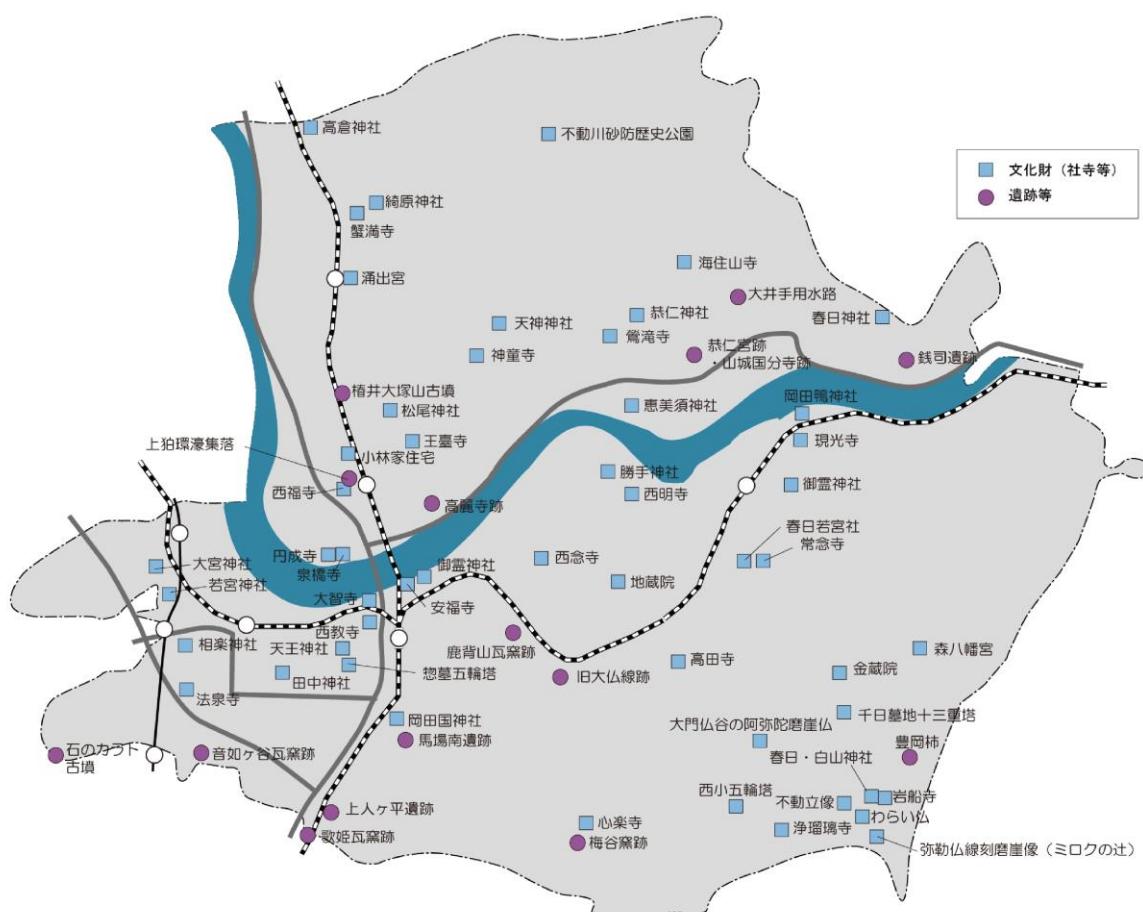
(4) 文化財

木津川市には、長いまちの歴史を反映して、神社仏閣や史跡などの歴史的文化遺産が数多くあります。

それらは地域のかけがえのない財産であり、地域の特色ある風景と魅力をつくりだしています。

主なものは図のとおりです。

図 文化財分布図



2. 自然的条件

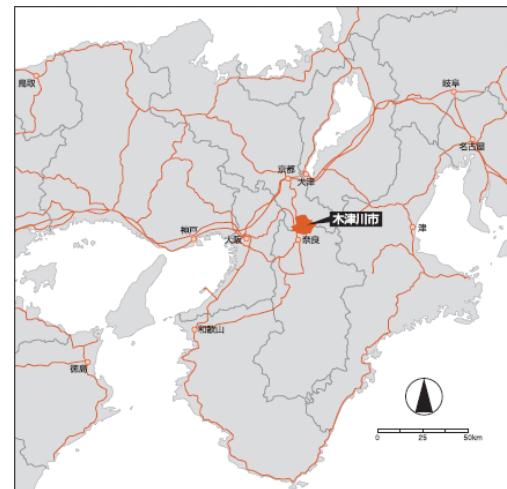
(1) 地勢

木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置しており、京都・大阪の中心部から30 km圏内にあって、南は奈良市と接しています。当地域の北側と南東側に山地が広がり、その山地の間をぬって木津川が流れています。木津川に沿った地域に平野部が広がっています。

市域の総面積は 85.12 km²で、土地利用の現況は、森林が 32.14% で最も多く、耕地が 15.90%、宅地が 8.69% などの構成となっています。

(出典：平成 24 年度京都府市町村のあらまし)

図 木津川市の位置



(2) 気象条件

平成 23 年の気象状況は、気温は年平均が 16.0°C、最高気温 36.9°C、最低気温が -3.9°C、降水量は総量が 1,650.5 mm、日最大降水量が 119.5 mm となっています。平成 14 年からの変化をみると、平均気温は 15°C 前後で大きな変化は見られませんが、降水量は、平成 14 年以降増加傾向となっています。その他の気象状況は、以下の表のとおりとなっています。

表 気象概況

| 年 | 気温(°C) | | | 降水量(mm) | | | 最大風速時風向 |
|---------|--------|------|------|---------|--------|-----|---------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 総量 | 日最大降水量 | 降雪量 | |
| 平成 14 年 | 15.5 | 36.3 | -4.1 | 975.0 | 42.0 | - | 北 |
| 平成 15 年 | 15.0 | 35.0 | -4.4 | 1,719.0 | 106.0 | - | 南 |
| 平成 16 年 | 16.0 | 36.9 | -5.2 | 1,592.0 | 97.0 | - | 北北西 |
| 平成 17 年 | 15.9 | 36.9 | -3.7 | 954.0 | 54.5 | 100 | 南南西 |
| 平成 18 年 | 15.9 | 38.0 | -3.0 | 1,582.5 | 69.0 | 160 | 西南西 |
| 平成 19 年 | 16.3 | 38.6 | -2.4 | 1,212.5 | 70.0 | 10 | 北北西 |
| 平成 20 年 | 16.0 | 37.7 | -2.2 | 1,430.5 | 118.0 | 130 | 北北西 |
| 平成 21 年 | 14.8 | 35.3 | -2.7 | 1,932.5 | 89.0 | 770 | 北北西 |
| 平成 22 年 | 16.4 | 38.1 | -2.5 | 2,061.0 | 141.0 | 30 | 西北西 |
| 平成 23 年 | 16.0 | 36.9 | -3.9 | 1,650.5 | 119.5 | 19 | 東北東 |

出典：平成 24 年度 都市計画基礎調査

(3) 植生

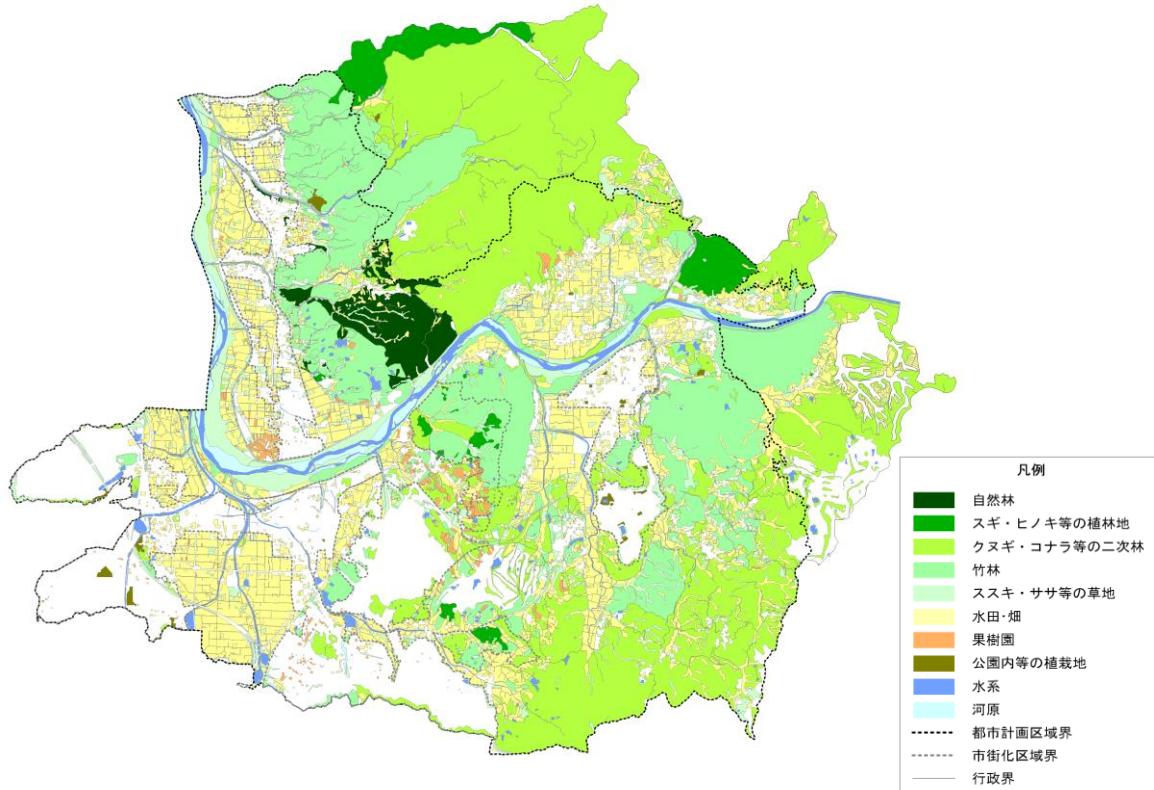
植生は、樹木地でのクヌギ等の二次林が最も多く、水田とともに主要な緑を構成しています。また、山城地域を中心として竹林の広がりが見られ、特徴的な風景を見せています。

表 植生現況量

単位 : ha

| 区分 | 市街化区域 | | | 市街化調整区域(4) (3)+(4)=(5) | 都市計画区域 |
|--------------|-----------|-------------|-------------------|---------------------------|---------|
| | 人口集中地区(1) | (1)を除く区域(2) | 小計 (1)+(2)=(3) | | |
| 自然林 | - | 1.8 | 1.8 | 154.7 | 156.5 |
| スギ・ヒノキ等の植林地 | - | 22.9 | 22.9 | 71.5 | 94.4 |
| クヌギ・コナラ等の二次林 | 4.4 | 121.9 | 126.3 | 1,129.4 | 1,255.7 |
| 竹林 | 0.0 | 123.6 | 123.6 | 980.6 | 1,104.2 |
| ススキ・ササ等の草地 | 8.0 | 66.5 | 74.5 | 461.4 | 535.9 |
| 水田 | 6.9 | 49.4 | 56.3 | 870.4 | 926.7 |
| 畠 | 6.1 | 47.5 | 53.6 | 409.2 | 462.8 |
| 果樹園 | 0.2 | 13.6 | 13.8 | 53.2 | 67.0 |
| 河原 | - | 2.3 | 2.3 | 80.8 | 83.1 |
| 公園内等の植栽地 | 5.6 | 7.9 | 13.5 | 4.8 | 18.3 |
| 合 計 | 31.2 | 457.4 | 488.6 | 4,216.0 | 4,704.6 |

図 植生の現況



＜天然記念物＞

京都府指定天然記念物 当尾の豊岡柿（平成2年4月17日指定）

＜特定植物群落（第5回自然環境保全基礎調査 平成12年3月環境庁）＞

○木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落

（旧山城町泉大橋より城陽市山城大橋付近）

河辺植生

※京都府では、昭和53年学術上貴重な植物群落保護を必要とする個体群及び植物群落等83群落を、特定植物群落と選定。

＜巨樹・巨木林（日本の巨樹・巨木林近畿版 平成3年環境庁編）＞

木津地域・岡田国神社のスギ（樹高15m）

木津地域・橋本のイチョウ（樹高11m）

木津地域・大里相楽神社のケヤキ（樹高27m）

木津地域・西吐師のエノキ（樹高23m）

木津地域・御靈神社のケヤキ（樹高28m）

加茂地域・尻枝の力キノキ（樹高23m）

加茂地域・中森春日神社のエノキ（樹高20m）

加茂地域・河原恵比寿神社のクスノキ（樹高28m）

加茂地域・仏生寺海住山寺のスギ（樹高24m）

加茂地域・仏生寺海住山寺のヤマモモ（樹高12m）

加茂地域・口畠のモチノキ（樹高16m）

加茂地域・奥畠八幡宮のスギ（樹高31m）

加茂地域・井平尾春日神社のイチョウ（樹高28m）

（4）動物

＜絶滅危惧種以上（京都府改定版レッドデータ2013 平成25年京都府）＞

○ハチクマ、オオタカ、サシバ、フクロウなど、いわゆる里山で繁殖する猛禽類も多く選定されています。

○河川敷の裸地に近い環境で繁殖する鳥として、シロチドリとコアジサシが絶滅危惧種以上のランクに選定されており、イカルチドリやイソシギとともに、こういった種にとって府内で最も重要な繁殖地は、木津川河川敷となっています。

(5) 水系

市域を貫通して流れる「1級河川木津川」が、東西方向から南北方向に流路を変える地点に本地域はあたり、その木津川に藤木川、山田川、山松川、鹿川、井関川（以上木津地域）、赤田川、丑谷川（以上加茂地域）、不動川、鳴子川（以上山城地域）などの中小河川が流下しています。

木津川の堤防内では、水面と草地などの植生に覆われている他、農地として利用されており、また、一部でグラウンドとして利用されています。

水系では、河川の他、農業用のため池が、山麓部等に多く造成されています。

(6) 緑地量

都市計画区域内に存在する現存緑地量は、公共緑地が 65.4ha、その他の公共緑地が 4,885.9ha となっており、本市の都市計画区域の約 70%が緑におおわれています。内訳をみると、公共緑地は、「公園、緑地」が 34.0ha、その他の公共緑地では「山林、原野など」が 2,852.1ha と最も多くなっています。

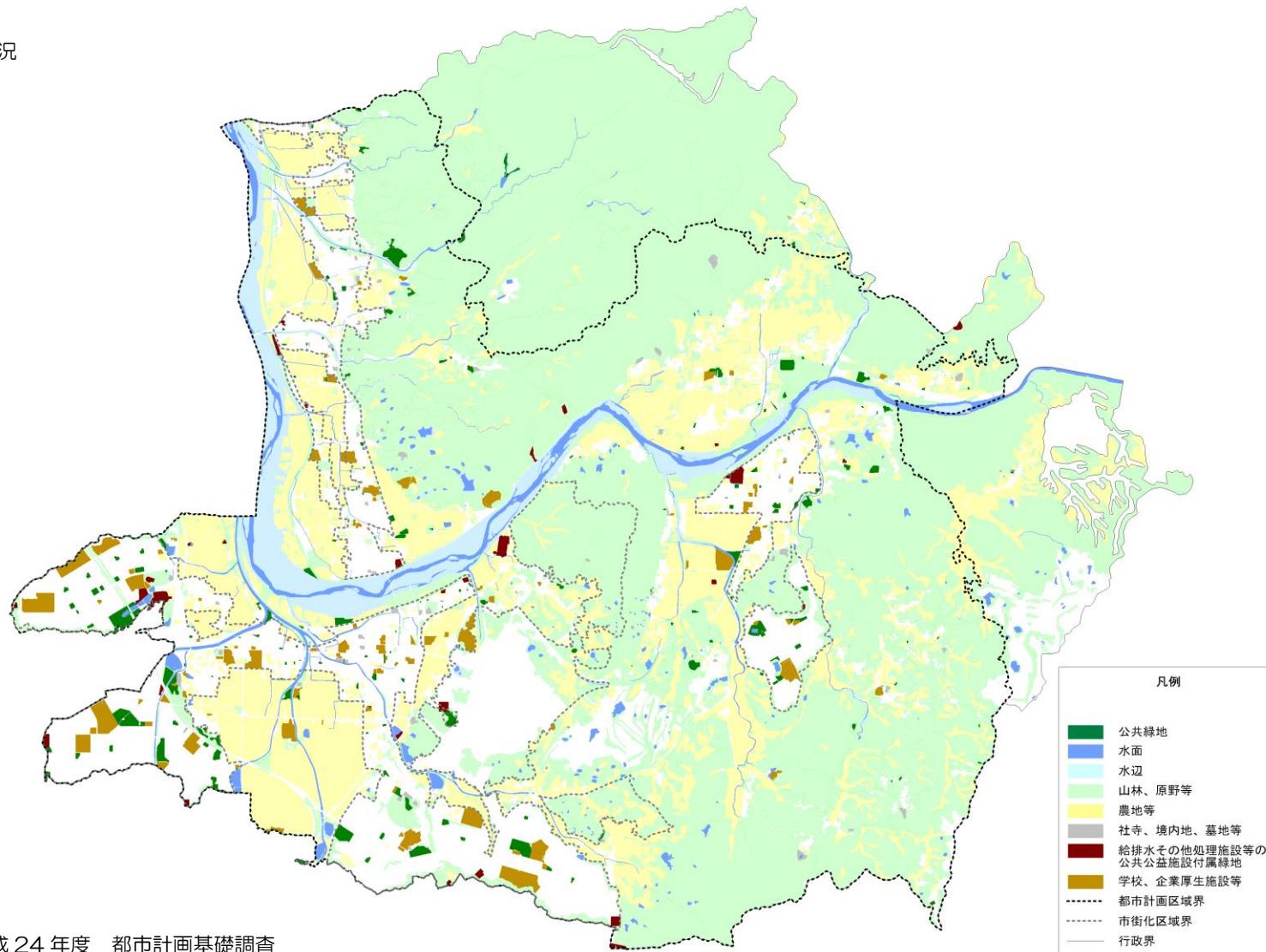
表 現存緑地量

単位：ha

| 区分 | 市街化区域 | | | 市街化調整区域 (4) | 都市計画区域 | |
|----------|--------------------------|-------------|-----------------------|----------------|-----------------|---------|
| | 人口集中地区(DID)(1) | (1)を除く区域(2) | 小計 (1)+(2) =(3) | | (3)+(4) =(5) | |
| 公共緑地 | 公園、緑地 | 8.2 | 19.4 | 27.6 | 6.4 | 34.0 |
| | 広場、運動場 | 1.8 | 7.4 | 9.2 | 10.2 | 19.4 |
| | 墓園 | 0.1 | 2.2 | 2.3 | 9.7 | 12.0 |
| その他の公共緑地 | 水面：河川、水路など | 6.1 | 11.7 | 17.8 | 137.9 | 155.7 |
| | 水辺：河岸など | 1.8 | 9.4 | 11.2 | 279.1 | 290.3 |
| | 山林、原野など | 8.0 | 320.4 | 328.4 | 2,523.7 | 2,852.1 |
| | 農地、牧草地など | 10.2 | 91.1 | 101.3 | 1,344.4 | 1,445.7 |
| | 社寺、境内地、墓地など | 2.1 | 5.2 | 7.3 | 9.5 | 16.8 |
| | 給排水等処理施設等の 公共公益施設付属緑地 | 1.3 | 9.8 | 11.1 | 6.0 | 17.1 |
| | 学校、企業厚生施設など | 23.5 | 57.9 | 81.4 | 26.8 | 108.2 |

出典：平成 24 年度 都市計画基礎調査

図 緑地の現況



出典：平成 24 年度 都市計画基礎調査

3. 緑地の状況

(1) 都市公園の現況

本市の都市公園は、125箇所(62.85ha)が整備されており、そのうち街区基幹公園として、街区公園79箇所(13.35ha)、近隣公園9箇所(16.91ha)、地区公園3箇所(12.38ha)が整備されています。

さらに都市緑地として、木津川台、兜台、相楽台などの学研地区において整備がされています。

表 木津川市都市公園の現況（平成24年3月末現在）

○都市公園箇所数・面積

| | 箇所数 | 総面積(ha) |
|------|-----|---------|
| 街区公園 | 79 | 13.35 |
| 近隣公園 | 9 | 16.91 |
| 地区公園 | 3 | 12.38 |
| 都市緑地 | 32 | 18.57 |
| 広場公園 | 2 | 1.64 |
| 合計 | 125 | 62.85 |

○市民1人当たり都市公園面積

| | 人口(人) | 都市公園面積(m ²) | 1人当たり都市公園面積(m ²) |
|----------|--------|-------------------------|------------------------------|
| 市域内 | 71,524 | 628,615 | 8.8 |
| 内都市計画区域内 | 71,346 | 628,615 | 8.8 |
| 内市街化区域内 | 65,261 | 550,723 | 8.4 |

(2) 公共施設緑地の現況

○小中学校等のグラウンド

小中学校等のグラウンドは、地震災害時の広域避難場所に指定されており、地域住民の身近な緑地となっています。

○屋外レクリエーション施設

市民が日常的にスポーツ等を楽しめる屋外レクリエーション施設として、広場、グラウンド、テニスコートなどが整備されています。

(3) 民間施設緑地の現況

○社寺境内地

社寺境内地には、多くの樹木が残されており、地域の風土をかたちづくる貴重な緑となっています。

○ため池

河川沿い又は山麓部を中心に点在するため池は、農業施設であるとともに、水鳥や植物の生育環境であり、地域にうるおいを与える空間となっています。

○その他の民間施設緑地

市内には、周辺環境に配慮した事業所等の緑地があります。

(4) 地域制緑地の現況

地域制緑地として、保安林区域、地域森林計画対象民有林、農用地区域、河川区域及び指定文化財が指定されています。

○保安林区域（平成 20 年 11 月 19 日指定最終）

森林法に基づいて、山城地域の丘陵部を中心に、844ha 指定されています。

○地域森林計画対象民有林（平成 24 年 12 月 28 日指定最終）

森林法に基づく地域森林計画対象民有林は、3,026.62ha 指定されています。

○農用地区域（平成 18 年 6 月 12 日指定最終）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域は、4,314ha であります。そのうち農用地区域は、1,053.9ha となっています。その他生産緑地地区の指定を受けている農地が、4 箇所、3.23ha あります。

○河川区域

市内には、木津川を始め、多くの河川が流れ、広がりのある連続した緑の空間が確保されています。

○指定文化財

本地域には、長いまちの歴史を反映して、神社仏閣や史跡などの歴史的文化遺産が数多くあります。そのうち歴史的自然環境保全地域及び文化財環境保全地区は、当該文化財とともに周辺の緑などを含むエリアを指定しています。

図 地域制緑地の現況図

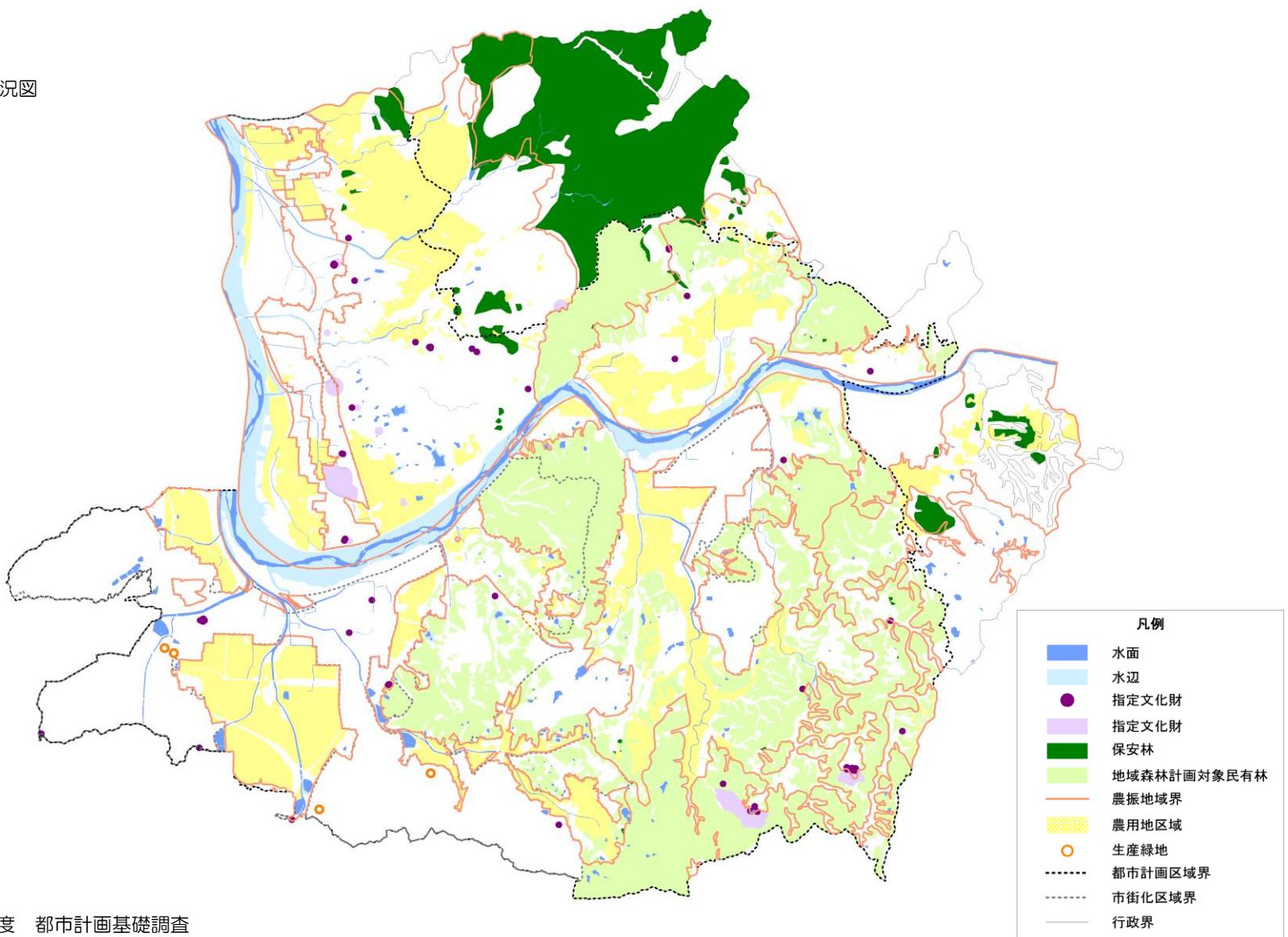


表 指定文化財（史跡、文化財環境保全地区など）

| 名称 | 分類 | 指定主体 |
|---------------------|-------------|--------|
| 淨瑠璃寺庭園 | 特別名勝・史跡 | 国指定 |
| 椿井大塚山古墳 | 史跡 | 国指定 |
| 高麗寺跡 | 史跡 | 国指定 |
| 石のカラト古墳（カザハヒ古墳） | 史跡 | 国指定 |
| 恭仁宮跡（山城國分寺跡） | 史跡 | 国指定 |
| 奈良山瓦窯跡 | 歌姫瓦窯跡 | 国指定 |
| | 音如ヶ谷瓦窯跡 | 国指定 |
| | 市坂瓦窯跡 | 国指定 |
| | 梅谷瓦窯跡 | 国指定 |
| | 鹿背山瓦窯跡 | 国指定 |
| 銭司遺跡 | 史跡 | 京都府指定 |
| 当尾の豊岡柿 | 天然記念物 | 京都府指定 |
| 稻荷山 | 名勝 | 木津川市指定 |
| 上狛環濠集落（環濠・大井戸・郷井戸） | 史跡 | 木津川市指定 |
| 泉橋寺境内 | 史跡 | 木津川市指定 |
| 鳶ヶ城跡 | 史跡 | 木津川市指定 |
| 弁天山 | 名勝 | 木津川市指定 |
| 相楽神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 岡田国神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 和伎座天乃夫伎壳神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 天神神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 松尾神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 八幡宮文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 白山神社文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 当尾磨崖仏文化財環境保全地区 | 文化財環境保全地区 | 京都府決定 |
| 当尾歴史的自然環境保全地域 | 歴史的自然環境保全地域 | 京都府決定 |

(5) 市街化区域における緑被の現況

本市の市街化区域（1,758ha）における緑被面積は363haであり、市街地緑被率は20.6%です。

学研木津北・東地区については、現状山林として残っているため、特に緑被地が多くなっています。学研木津中央地区についても、土地区画整理の事業中であり、一部が山林のまま残っています。

既存市街地に注目すると、南加茂台地区には緑地協定により、計画的な緑化が進められているため、緑被地が多くなっています。

図 市街化区域における緑被の現況（緑被面積 363ha、市街化区域面積 1,758ha、緑被率 20.6%）



(6) まちの緑の特徴

○森林、農地などの緑が豊かなまち
(現存緑地量：都市計画区域の約70%)
・丘陵、里地里山環境を中心とする大きな緑の構造があります。

○市域中央を生態系豊かで地域のシンボルとなる河川が流れるまち
・シンボル的な河川等の水辺による緑の軸の構造があります。

○かつての都に近い立地から数多くの歴史的文化遺産をもつまち
・豊かな歴史的文化遺産と緑が一体となった優れた環境があります。

○国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の主要クラスターがあるまち
・関西文化学術研究都市内の緑の充実と周辺地域との連続性の確保が求められています。

(参考) 木津川市の地域特性

①かつて都であった京都と奈良を結ぶ歴史文化軸上に立地

奈良市北郊にあって、京都山城地域の中でも古くから開けたところで水運陸運による交通の要衝

②近郊農業地域としての発展

奈良時代から「都の近郊」として、またその後も京都、大阪等の大都市近郊農業が発展

③関西文化学術研究都市の中核地

木津川市を含む3府県8市町にまたがる「関西文化学術研究都市」は、国家プロジェクトとして、わが国の文化・学術・研究拠点を担うものであり、本市はその中核地

④隣接する大都市の影響を受ける地域

古くから奈良、京都との関連が強く、加えて近年では大阪など周辺都市の影響を受けるようになり、一方、関西文化学術研究都市の建設で国際的な人の交流も展開

⑤木津川や山の緑など自然環境が豊富

本市には平地部の田園、周囲の山々、丘陵部の木々、木津川などから構成される豊かな自然環境と、これらの緑と調和した歴史的、文化的遺産は、地域の魅力を高める要素

第3章

緑に関する市民意識調査



第3章 緑に関する市民意識調査

1. 市民アンケート調査の結果概要

(1) 調査目的と方法

①調査目的

本アンケート調査は、「緑の基本計画」策定のため、緑地の保全と緑化の推進に関する市民の意向等をお聞かせいただき、計画づくりの資料とするため実施したものです。

調査は、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3,000人を対象に、平成25年1月から2月に実施しました。

②調査項目

| 項目 | 内容 | 項目 | 内容 |
|-------------|---|-----------------|---|
| 回答者の概要 | <ul style="list-style-type: none">・性別・年齢・居住地区・居住開始年 | より広い地域からみた公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none">・市内でよく出かける野外活動場所・野外活動場所の利用回数・活動場所での主な活動・活動における問題点・市外でよく出かける野外活動場所・市内で守りたい「緑」 |
| 「緑」の現状と意識 | <ul style="list-style-type: none">・「緑」から連想するもの・市内の「緑」・どんな「緑」を増やしたいか・「緑」に期待するもの | 市内の緑化を進める活動 | <ul style="list-style-type: none">・緑化活動への関心・現在取り組んでいる緑化活動・これから取組みたい緑化活動・緑化活動を活発にする条件 |
| 市内の身近な公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none">・身近な公園・緑地の利用・身近な公園・緑地の評価・身近な公園・緑地にほしい施設や設備・身近な公園・緑地の維持管理 | 「緑」の施策 | <ul style="list-style-type: none">・「緑」を守り育てていく施策・「緑」を保全する方法 |

③調査方法等

- | | | | |
|--------|-------------------------------|----------|--------|
| ・調査対象 | 住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3,000人 | | |
| ・配布回収 | 郵送による配布・留置回収 | | |
| ・配布数 | 3,000票 | ・回収票 | 1,137票 |
| ・有効票 | 1,135票 | ・無効票（白票） | 2票 |
| ・有効回収率 | 37.8% | | |

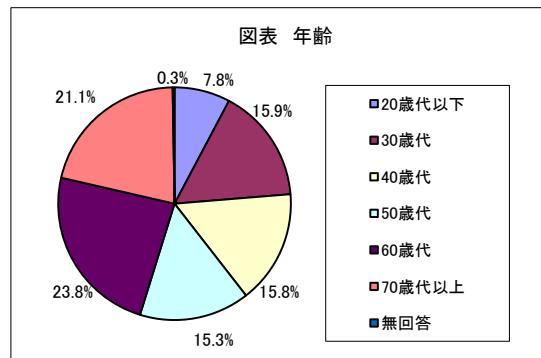
(2) 回答者の概要

①性別

性別は、「男性」が4割、「女性」が6割でした。

②年齢

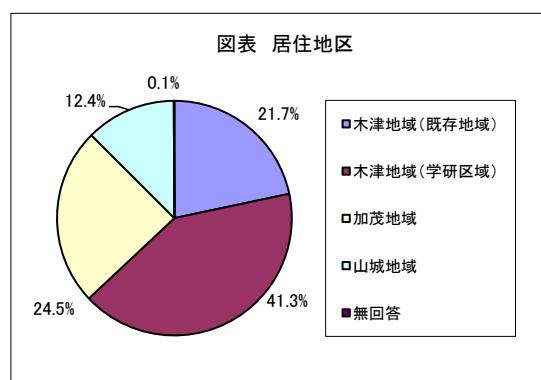
年齢別には、「60歳代」が23.8%と最も多く、50歳以上が約6割を占めていました。住民基本台帳人口によると本市の20歳以上に占める50歳以上比率は約4割ですので、本調査は高齢者の回答率が高い傾向にあると言えます。



③居住地区

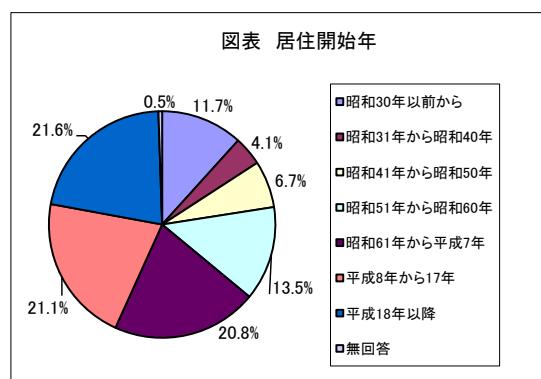
居住地区別には、「木津地域（学研地区）」が最も多く、ついで「加茂地域」、「木津地域（既存地区）」と続いています。

ほぼ、地域別人口に比例して回答をいただいている。



④居住開始年

居住開始年は、「平成18年以降」が最も多く、木津地域（学研地区）人口に対応して、平成期からの居住者が半数程度を占めています。



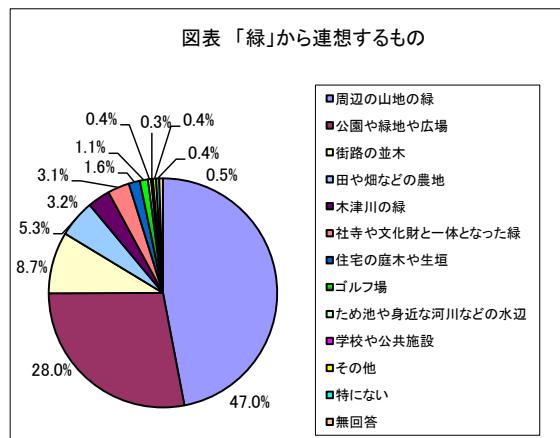
(3) 「緑」の現状と意識

① 「緑」から連想するもの

「緑」というと一番に連想するものは、「周辺の山地の緑」が最も多く、二番目に多い「公園や緑地や広場」と合わせて全体の3/4を占めています。

「緑」のイメージとして、「周辺の山地」、「公園、緑地」などを結びつける方が多くなっています。

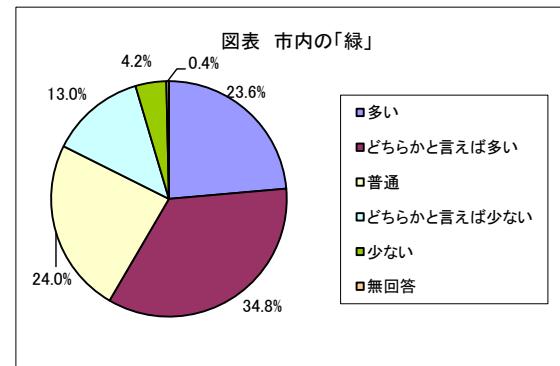
居住地別でも、ほぼ同様な傾向ですが、木津地域（学研地区）では「周辺の山地の緑」、「公園や緑地や広場」が拮抗しています。



② 市内の「緑」

市内の「緑」については、「どちらかと言えば多い」が34.8%と最も多く、ついで「普通」が24.0%、「多い」が23.6%などとなっており、全体的に、「緑」が比較的多いと感じていることがうかがえます。

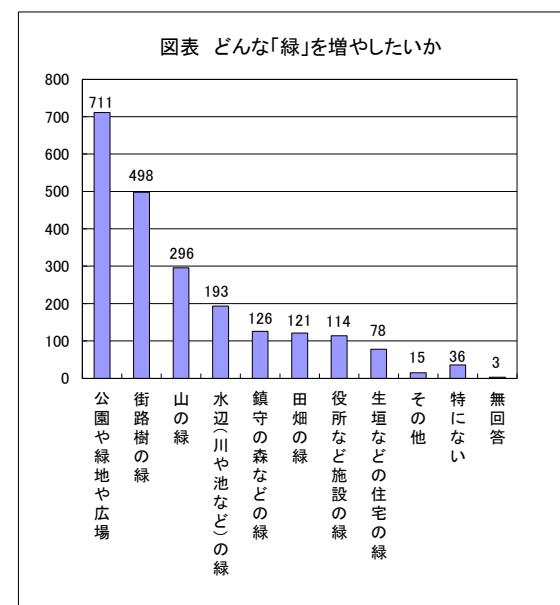
居住地別に見てもほぼ同様な傾向ですが、木津地域の既存地区、学研地区とも「どちらかと言えば多い」が多く、山城地域、加茂地域は「多い」が多くなっています。



③ どんな「緑」を増やしたいか（複数回答）

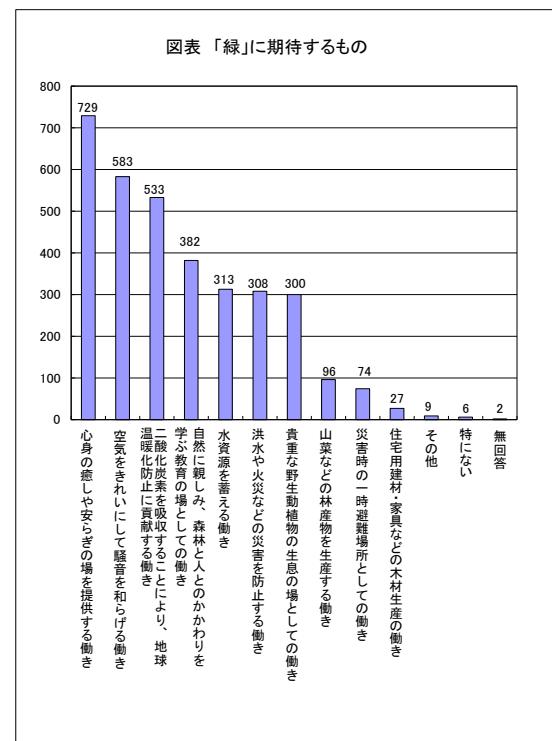
どんな「緑」を増やしたいかについては、「公園や緑地や広場」、「街路樹の緑」への回答が多く、ついで「山の緑」、「水辺の緑」などと続いている。

回答からは、身近な緑への関心が強いことがうかがえます。



④「縁」に期待するもの（複数回答）

「縁」に期待するものでは、「心身の癒しや安らぎの場を提供する働き」、「空気をきれいにして騒音を和らげる働き」、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」などが多く、身の回りの環境保全の役割を重視していることがうかがえます。



(参考) 森林と生活に関する世論調査(世論調査報告書)

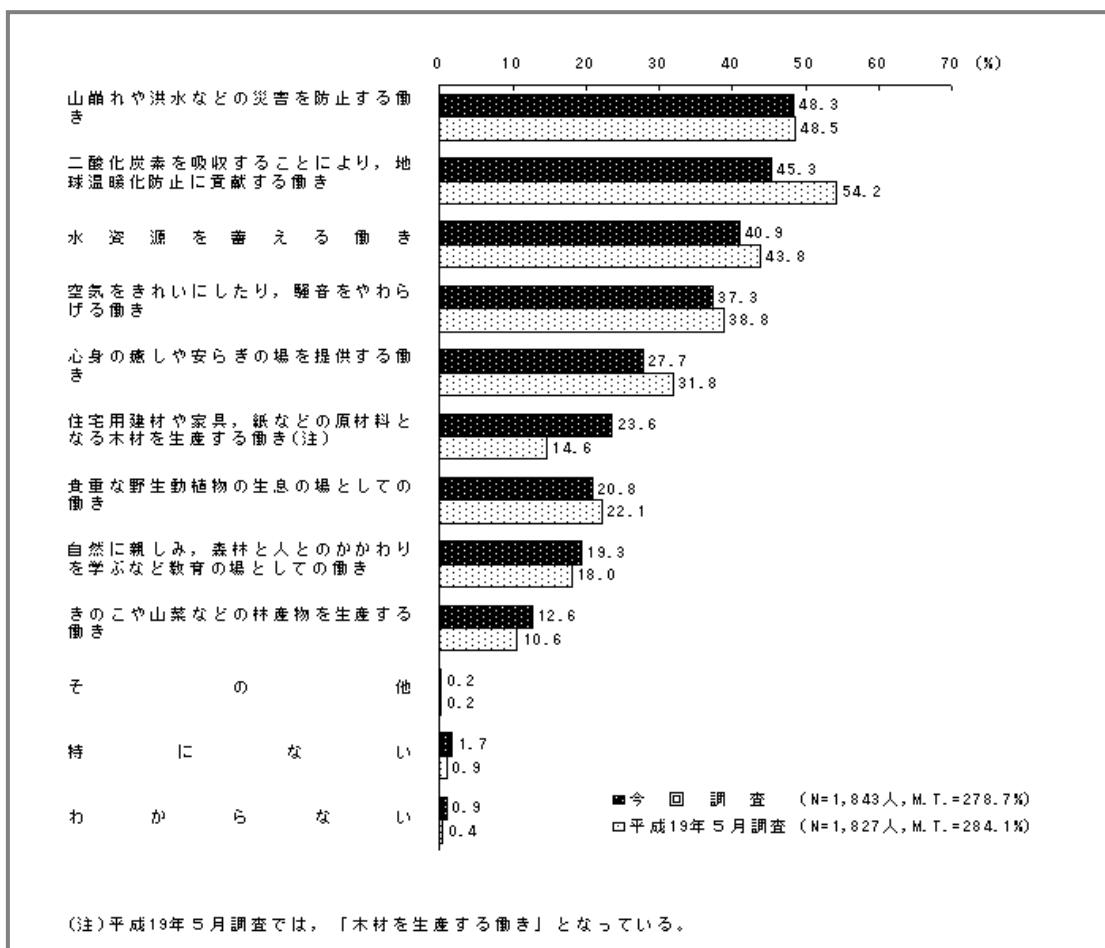
平成23年12月 内閣府大臣官房政府広報室

全国20歳以上の者 3,000人 層化2段無作為抽出法 調査員による個別面接聴取法

○森林に期待する働き

今後、森林にどのような働きを期待するか聞いたところ、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」と、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」を挙げた者の割合が高く、以下、「水資源を蓄える働き」、「空気をきれいにしたり、騒音をやわらげる働き」などの順となっています。(複数回答、位4項目)

図表 森林に期待する働き(3つまでの複数回答)



○今回の市民アンケート調査との比較

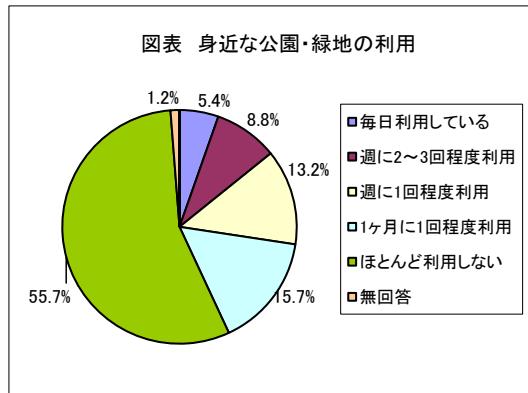
市民アンケート調査では、「心身の癒しや安らぎの場を提供する働き」が最も多く、ついで「空気をきれいにして騒音を和らげる働き」、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」などとなっており、上記調査結果が災害への対応などの関心が高いことと、やや異なる結果となりました。

(4) 市内の身近な公園・緑地

① 身近な公園・緑地の利用

身近な公園・緑地の利用は、「ほとんど利用しない」が最も多く、過半数を占めています。ついで「1ヶ月に1回程度利用」、「週に1回程度利用」と続いています。

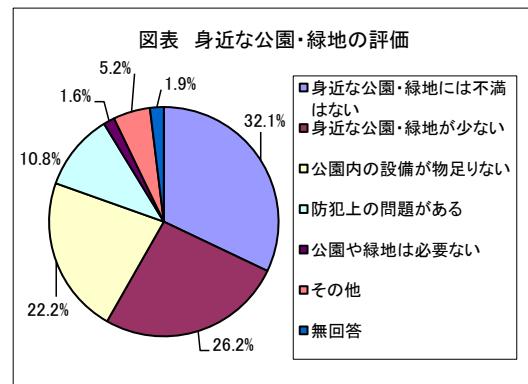
必ずしも、身近な公園の利用は進んでいないことがうかがえます。



② 身近な公園・緑地の評価

身近な公園・緑地の評価では、「身近な公園・緑地には不満はない」が最も多く、ついで「身近な公園・緑地が少ない」、「公園内の設備が物足りない」などとなっています。

木津地域（学研地区）、加茂地域では「身近な公園・緑地には不満はない」が多く、木津地域（既存地区）と山城地域においては、「身近な公園・緑地が少ない」が多くなっています。



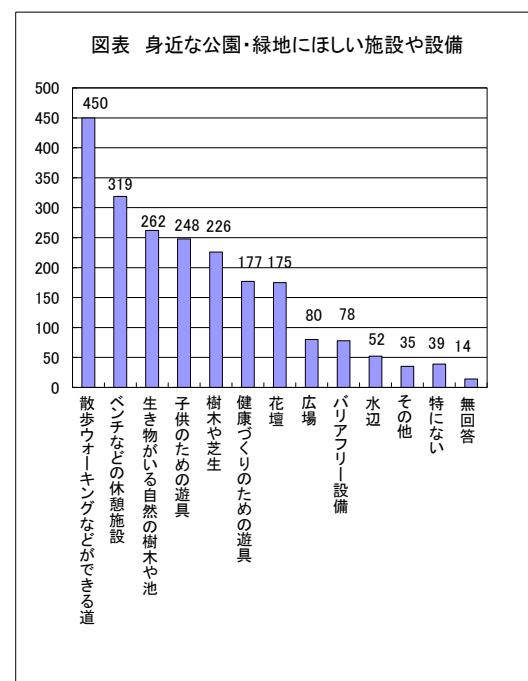
③ 身近な公園・緑地にほしい施設や設備

（複数回答）

ほしい施設・設備では、「散歩ウォーキングなどができる道」が最も多く、ついで「ベンチなどの休憩施設」、「生き物がいる自然の樹木や池」、「子供のための遊具」などの順となっています。

回答者の中高年比率の高さに対応して、軽い運動のための設備や休憩施設などへの回答が、子供のための設備よりも多くなっています。

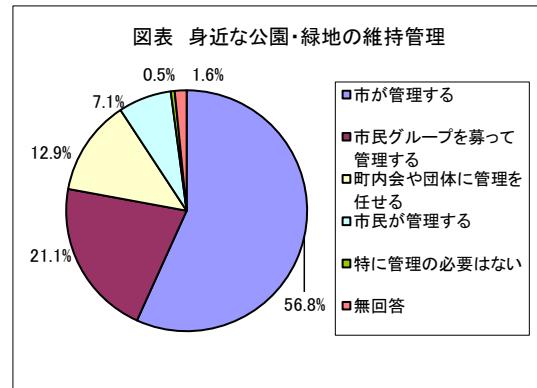
年齢別には、30歳代で「子供のための遊具」が最も多く、その他の年代では「散歩ウォーキングなどができる道」が多くなっています。



④ 身近な公園・緑地の維持管理

公園・緑地の維持管理では、「市が管理する」が最も多く、過半数を占めています。ついで「市民グループを募って管理する」などが続いている。

維持管理主体のイメージは、市管理から市民グループ、町内会などに広がりを見せ始めています。



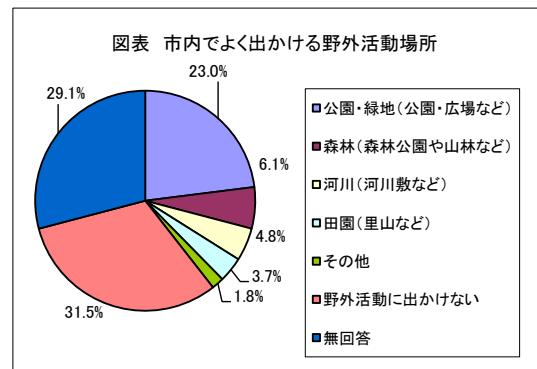
(5) より広い地域からみた公園・緑地

① 市内でよく出かける野外活動場所

よく出かける野外活動場所は、「野外活動に出かけない」が最も多いものの、場所としては「公園・緑地」が最も多くなっています。

年齢別には、50歳代以上で「野外活動に出かけない」が多く、40歳代以下では「公園・緑地」が多くなっています。

居住地別には、ほぼ同様な傾向ですが、木津地域（学研地区）では、「公園・緑地」が多くなっています。



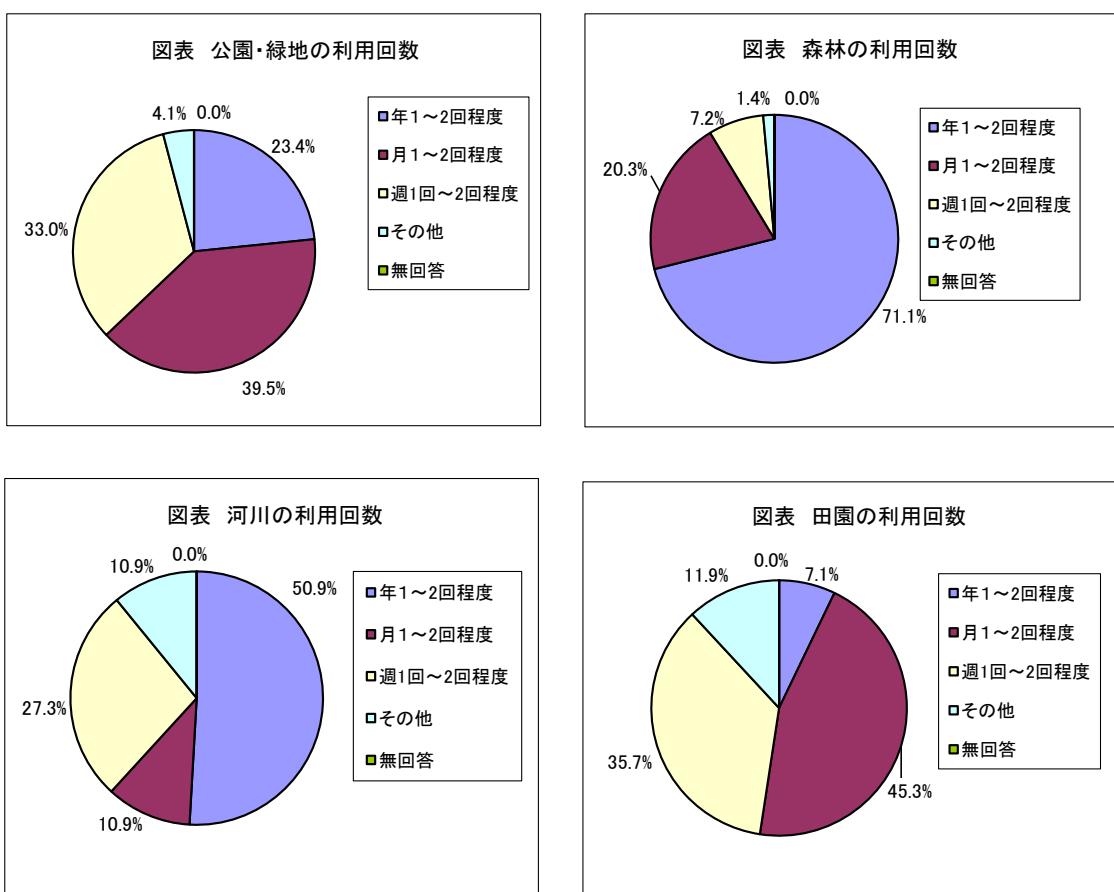
② 野外活動場所の利用回数

よく出かける野外活動場所について、それぞれの利用回数は、「公園・緑地」は「月1～2回」、「週1～2回」が多く、「森林」は「年1～2回」が圧倒的に多くなっています。

「河川」は「年1～2回」、「週1～2回」が多く、「田園」は「月1～2回」、「週1～2回」が多くなっています。

「公園・緑地」と「田園」は利用頻度が高い傾向が類似し、「森林」は年数回レベルとなっています。

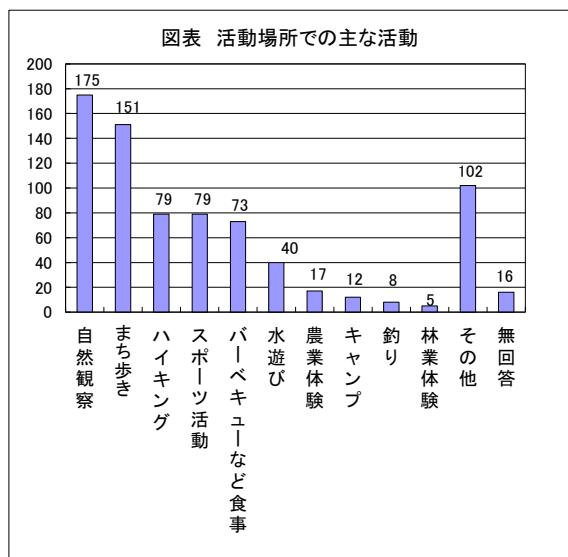
また、「河川」は年数回と週数回に利用傾向が分かれています。



③野外活動場所での主な活動

(複数回答)

よく出かける野外活動場所での主な活動は、「自然観察」や、「まち歩き」などが多くなっています。



④活動における問題点

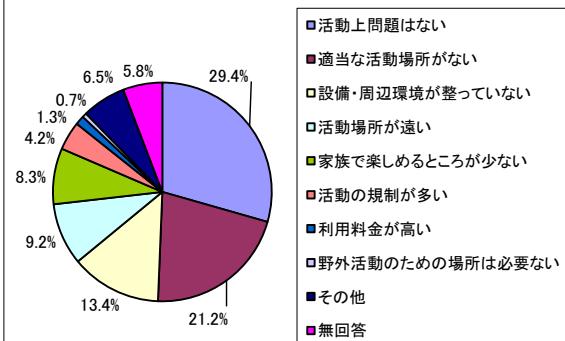
活動場所での問題点については、「活動上問題はない」が最も多く、ついで「適当な活動場所がない」、「設備・周辺環境が整っていない」などとなっています。

一定の野外活動場所が確保されていることがうかがえますが、全体的には数量、設備等の問題が指摘されています。

年代別には、20歳代以下、50歳代で「適当な活動場所がない」が多く、30歳代、40歳代、60歳代で「活動上問題はない」が多くなっています。

居住地別には、木津地域（既存地区）と山城地域は「適当な活動場所がない」が多く、木津地域（学研地区）、加茂は「活動上問題はない」が多くなっています。

図表 活動における問題点



⑤市外でよく出かける野外活動場所

市外でよく出かける野外活動場所では、「奈良市（奈良公園など）」65、「精華町（けいはんな記念公園など）」65、「笠置町（木津川河川敷など）」16、「宇治市（太陽が丘など）」10などと続いている。

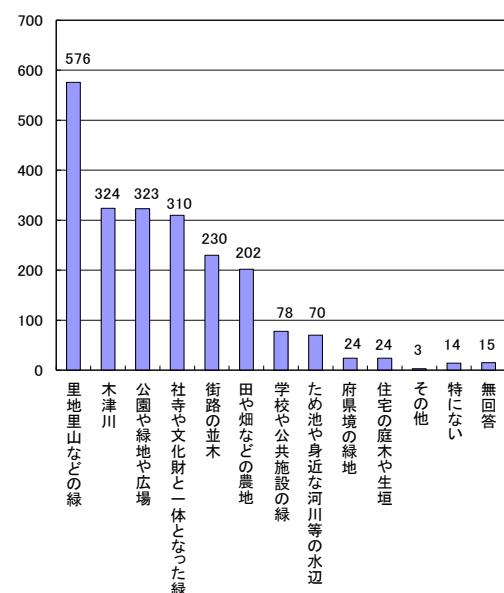
⑥市内で守りたい「緑」

（複数回答）

市内で守りたい「緑」は、「里地里山などの緑」が最も多く、ついで「木津川」、「公園や緑地や広場」、「社寺や文化財と一体となった緑」と続いている。

学研地区居住者も含め、里地里山などの「緑」への関心が高いことがうかがえるものとなっています。

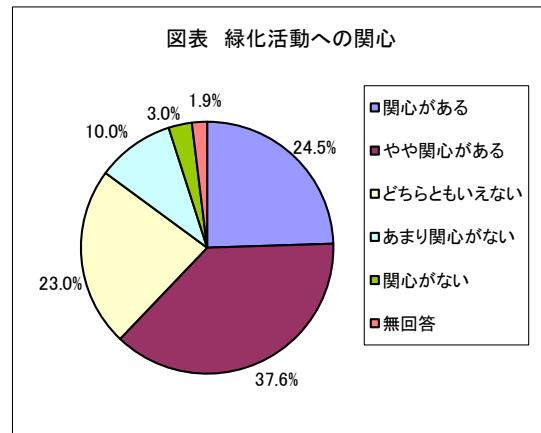
図表 市内で守りたい「緑」



(6) 市内の緑化を進める活動

①緑化活動への関心

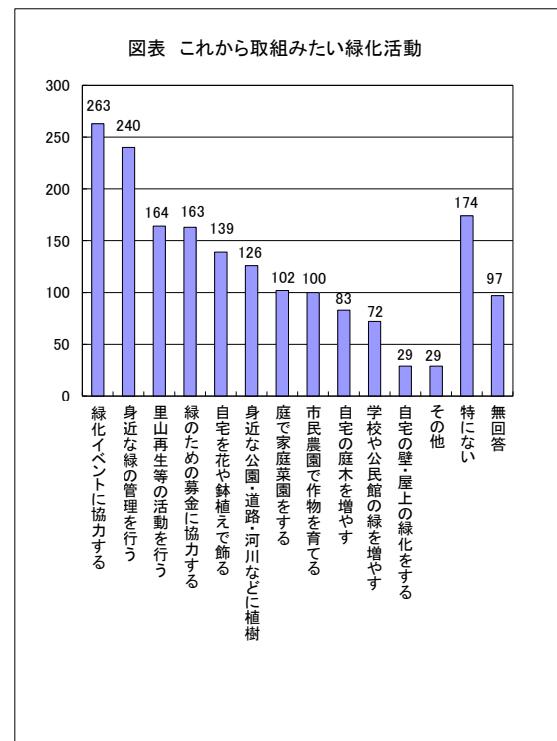
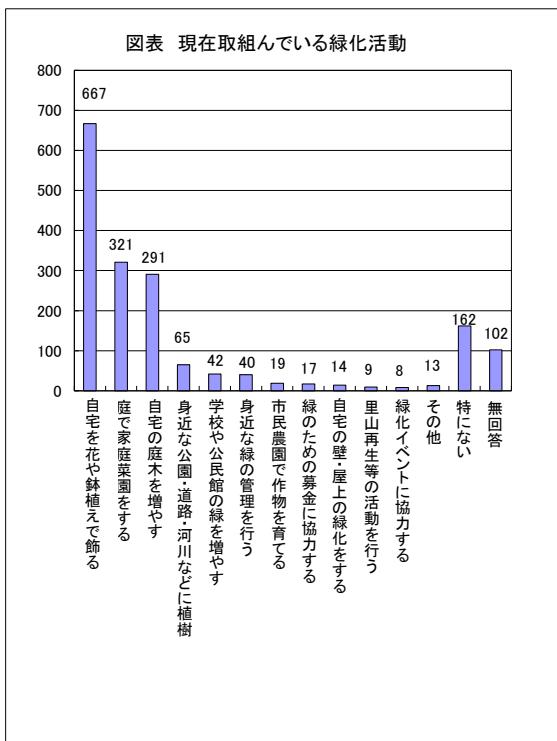
緑化活動への関心では、「やや関心がある」が 37.6%と最も多く、「関心がある」と合わせて 6 割以上を占めており、関心の高さがうかがえます。



②緑化活動（現在とこれから）（複数回答）

現在取組んでいる緑化活動は、「自宅を花や鉢植えで飾る」、「庭で家庭菜園をする」、「自宅の庭木を増やす」などであり、自宅の庭での活動が中心となっています。

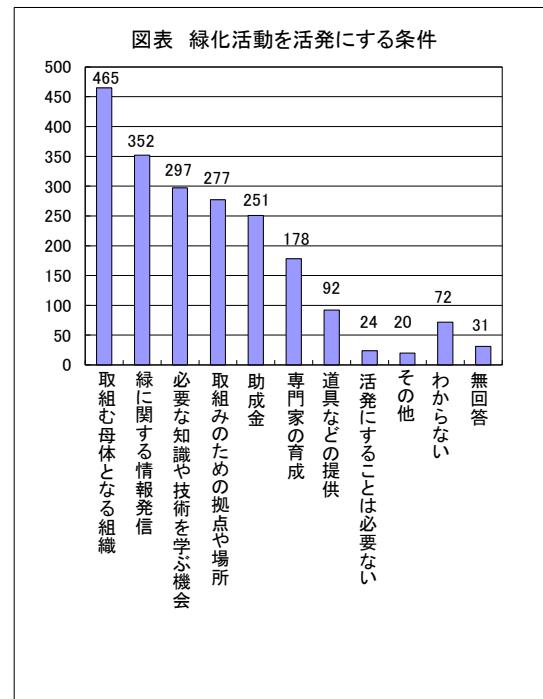
これから取組みたい緑化活動は、「緑化イベントに協力する」、「身近な緑の管理を行う」などとなっており、周辺地域の活動への関心がうかがえます。



③緑化活動を活発にする条件（複数回答）

「取組む母体となる組織」が最も多く、ついで「緑に関する情報発信」、「必要な知識や技術を学ぶ機会」などとなっています。

緑化活動を進めるまでの初期的な手がかりが求められていることがうかがえます。



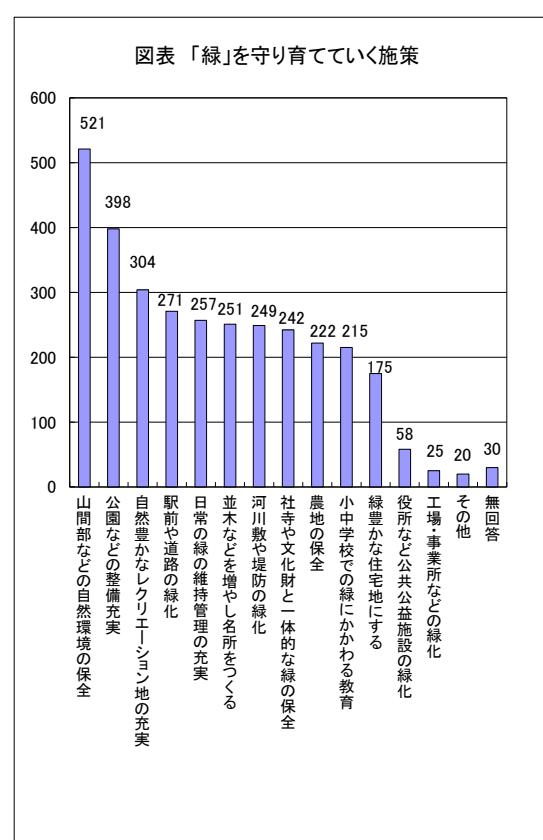
(7) 「緑」の施策

① 「緑」を守り育てていく施策 (複数回答)

今後、「緑」を守っていくため重点的にすべきことは、「山間部などの自然環境の保全」が最も多く、ついで「公園などの整備充実」、「自然豊かなレクリエーション地の充実」などとなっています。

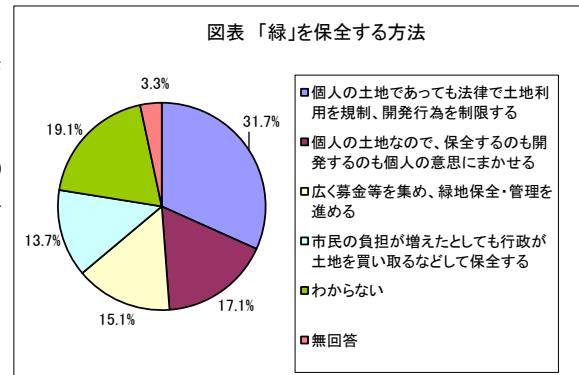
里地里山への関心を背景に、「山間部の自然環境の保全」、「自然豊かなレクリエーション地の充実」などが、身近な公園などの整備とともに求められています。

年齢別には、20歳代以下、30歳代で「公園などの整備充実」が多く、それ以上の年齢では「山間部などの自然環境の保全」が多くなっています。



②「緑」を保全する方法

「緑」を保全する方法では、「個人の土地であっても法律で土地利用を規制、開発行為を制限する」が31.7%と最も多いものの、その他の意見も10数%ずつと、意見が分かれています。



(8) 市民アンケート調査の結果からみる市民ニーズと緑の課題

○「守りたい緑」

- 「里地里山などの緑」が多く、ついで「木津川」、「公園や緑地や広場」など。
- 緑に期待するものは、「心身の癒しや安らぎの場」、「空気をきれいにして騒音を和らげる」、「二酸化炭素を吸収して地球温暖化防止」などの環境保全を重視しています。



里地里山の緑など大きな緑の保全

○「公園・緑地の利用」

- 身近な公園・緑地の利用は必ずしも進んでいませんが、その理由は「身近な公園・緑地が少ない」、「公園内の設備が物足りない」など。
- 公園にほしい施設・設備は、「散歩ウォーキングなどができる道」、「ベンチなどの休憩施設」などで、中高年のニーズも加わり、施設のネットワーク利用が表れています。



身近な公園・緑地の充実とネットワーク利用

○「野外活動」

- 野外活動へは、全体として必ずしも「出かける」への回答は多くないものの、学研地区では「公園・緑地」によく出かけています。その他市民の主な野外活動場所は「当尾の里」など。



交流拠点としての野外活動の場の確保

○「緑化への市民の関心・参加」

- 市民の緑化への関心は、現在のところ身の回りの「家庭菜園」などですが、今後取組みたい活動は、「緑化イベントへの協力」、「身近な緑の管理」などに向かっています。
- 公園・緑地の維持管理は、市管理を中心としつつも、市民グループ、町内会による管理主体もイメージされています。



市民の緑化活動への参加促進

2. 子どもアンケート調査の結果概要

(1) 調査目的と方法

①調査目的

本アンケート調査は、「緑の基本計画」策定のため、緑地の保全と緑化の推進に関わる子どもたちの意見を聞き、計画づくりの資料とする目的で実施したものです。

調査は、小学校3年生以上のことどもエコクラブの会員75人を対象に、平成25年2月から3月に実施しました。

②調査項目

| 項目 | 内容 | 項目 | 内容 |
|-----------|--|---------------|--|
| 回答者の概要 | <ul style="list-style-type: none">性別 (小中学校別)(居住地) | 遊び場所、身近な公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none">放課後の主な遊び場所家の外の遊び場所1年間の野外活動身近な公園・緑地の利用身近な公園・緑地の評価身近な公園・緑地にほしい施設・設備身近な公園・緑地のそうじ・管理 |
| 「緑」に対する意識 | <ul style="list-style-type: none">市内の「緑」身の回りで増やしたい「緑」 | 「緑」を守り育てるについて | <ul style="list-style-type: none">守りたい「緑」「緑」を守り育てていく施策「緑」の大切さを学ぶ相手 |

③調査方法等

- 調査対象 小学校3年生以上のことどもエコクラブの会員 75人
(うち相楽台小学校4年生44人、その他31人)
- 配布回収 郵送及び会員による配布・留置回収
- 配布数 75票
- 回収票 51票 (うち相楽台小学校39票、その他12(木津地域既存地区2票
木津地域学研地区10票))
- 有効票 51票
- 有効回収率 68.0%

(2) 回答者の概要

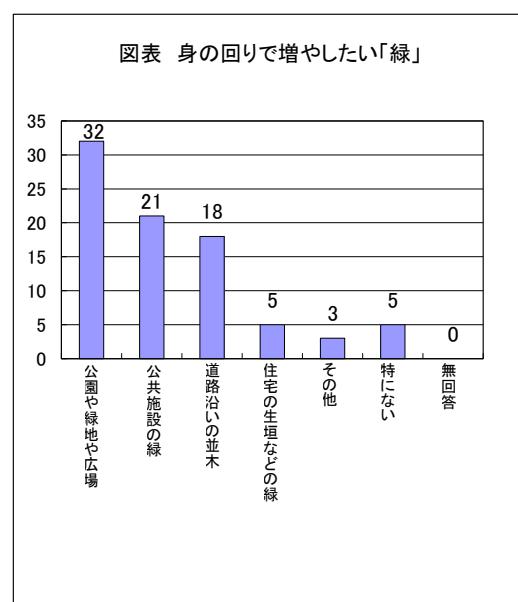
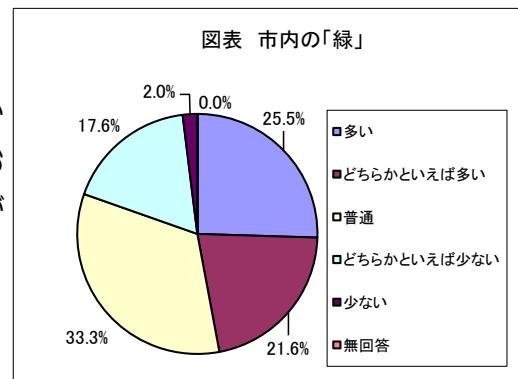
①性別

性別は、「男性」33.3%、「女性」66.7%でした。

(3) 「緑」に対する意識

①市内の「緑」

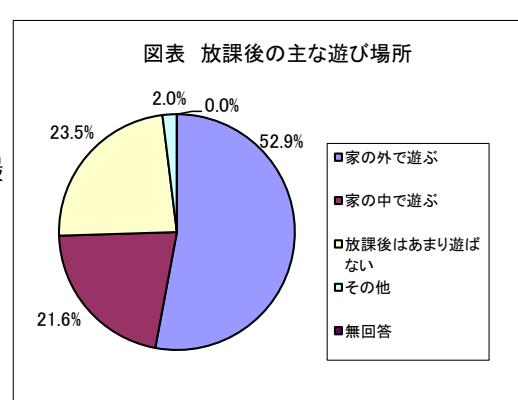
市内の「緑」について、「多い」、「どちらかといえば多い」を合わせて47.1%となっており、比較的、「緑」が多いと感じていることがうかがえます。



(4) 遊び場所、身近な公園・緑地

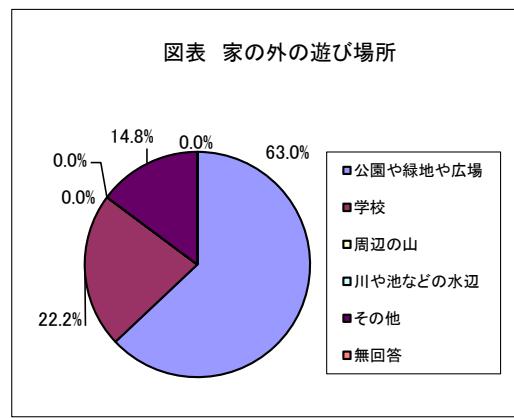
①放課後の主な遊び場所

放課後の遊び場所は、「家の外で遊ぶ」が最も多く、ついで「放課後はあまり遊ばない」、「家の中で遊ぶ」などとなっています。



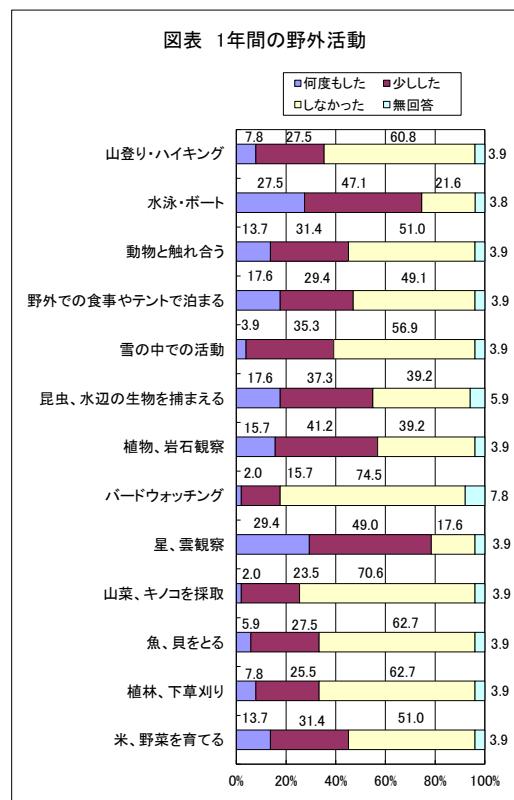
②家の外の遊び場所

家の外の遊び場所としては、「公園や緑地や広場」が最も多く、ついで「学校」などとなっています。



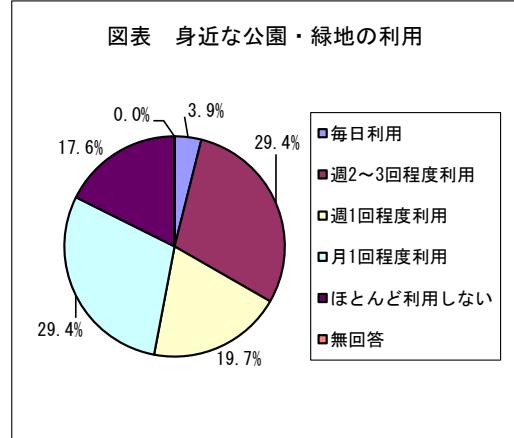
③1年間の野外活動

この1年間の野外活動については、「水泳、ボート」、「星、雲観察」などは比較的行われていますが、その他の活動は低调でした。



④身近な公園・緑地の利用

公園・緑地の利用については、「毎日利用」は少ないものの、「週2~3回程度利用」と「月1回程度利用」が多く、比較的利用されています。

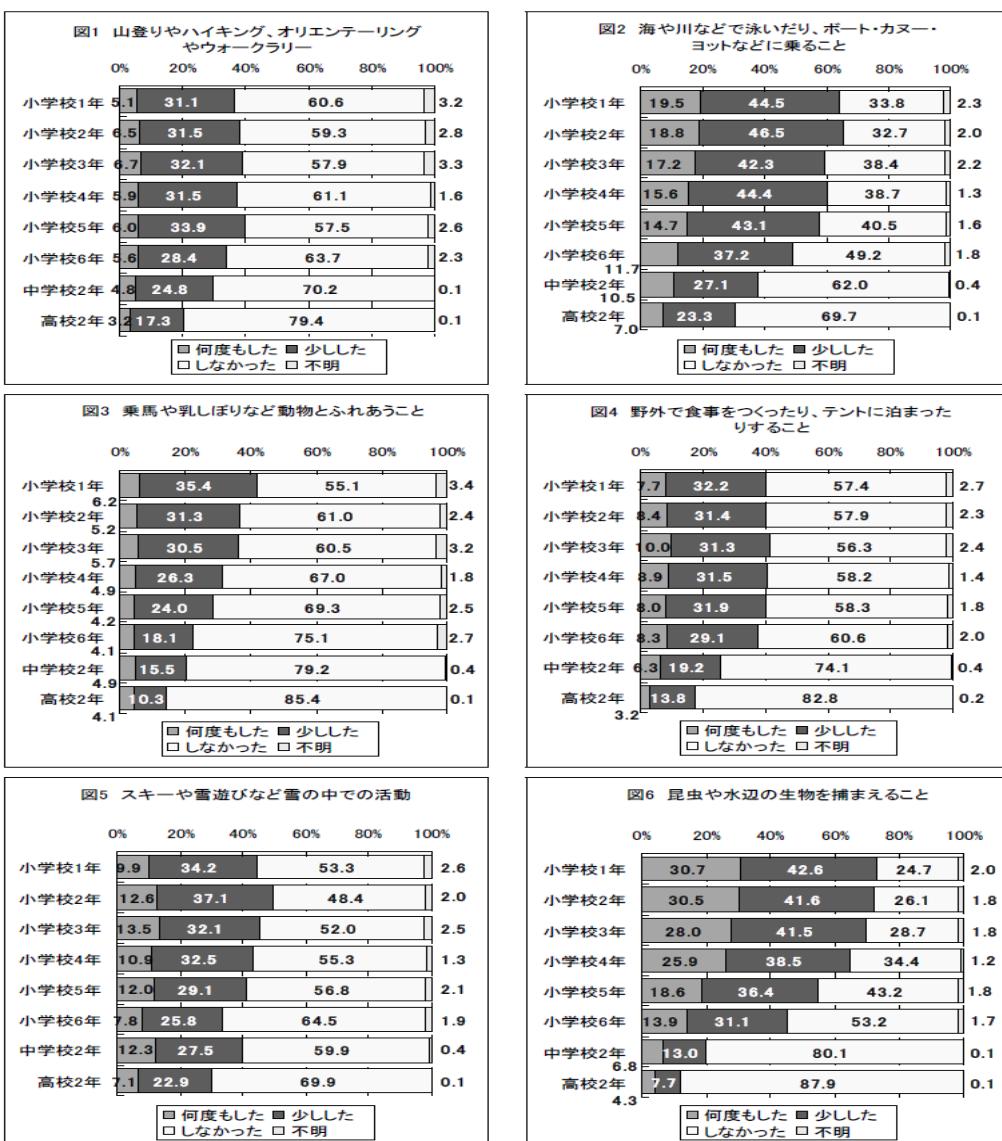


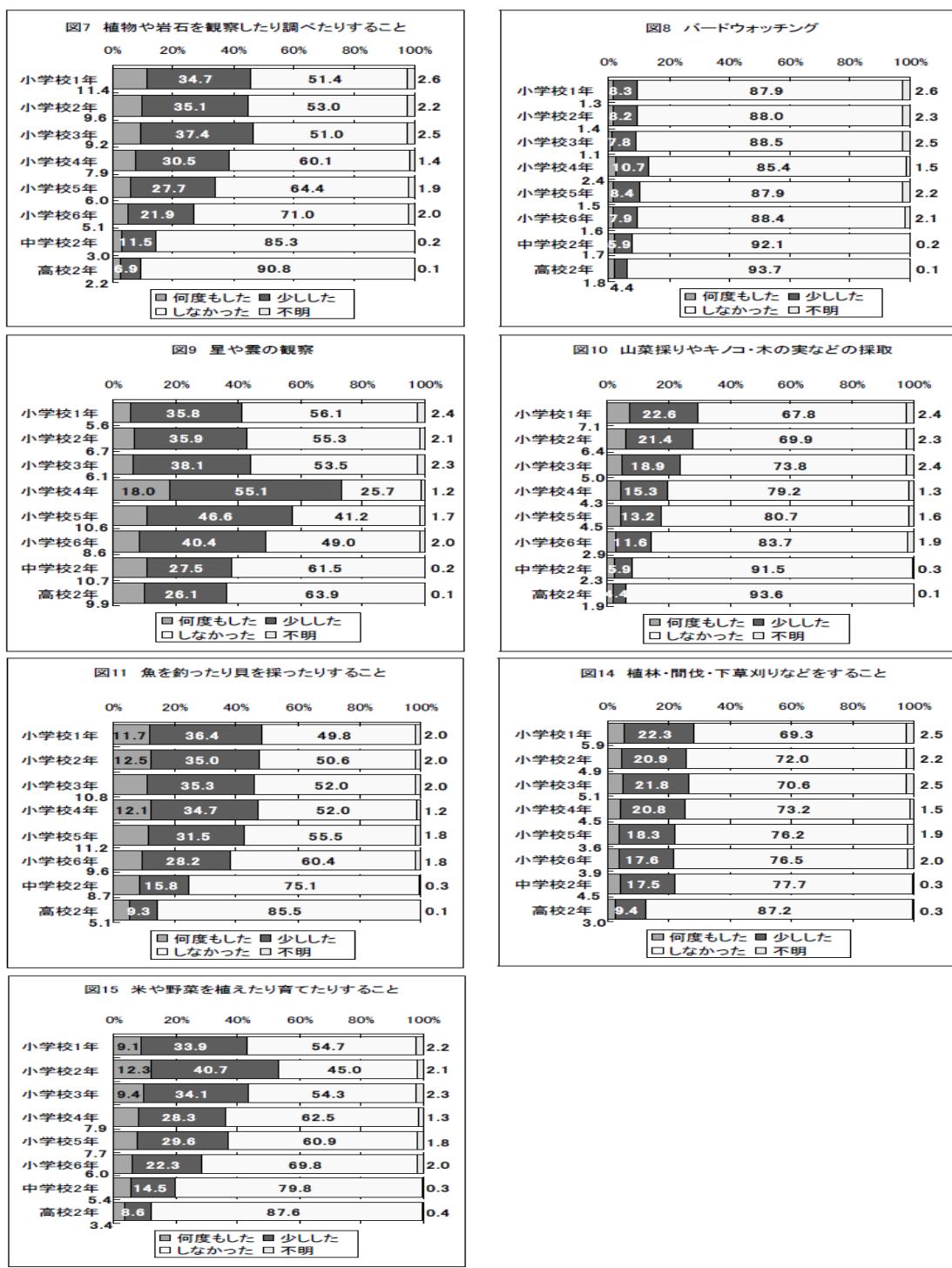
(参考)「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」(平成 22 年度調査) 報告書
平成 23 年 11 月 7 日 国立青少年教育振興機構

調査対象者の抽出には、学年ごとに、学校を第一次抽出単位、学級を最終抽出単位とする層化二段集落抽出。小学校(各学年 100 校)、中学校(150 校)、高等学校(150 校)合計 900 校、28,430 名の全国規模調査。

○学校の授業や行事以外の自然体験活動

「海や川などで泳いだり、ボート・カヌー・ヨットなどに乗ること」(図 2)、「昆虫や水辺の生物を捕まえること」(図 6)、「植物や岩石を観察したり調べたりすること」(図 7)、「山菜採りやキノコ・木の実などの採取」(図 10)について、学年が上がるにつれて「何度もした」の比率が低くなっています。特に「昆虫や水辺の生物を捕まえること」(図 6)では、小学校 1 年が 30.7% であるのに対し、高校 2 年は 4.3% と 20 ポイント以上低くなっています。





○今回の子どもアンケート調査の結果との比較

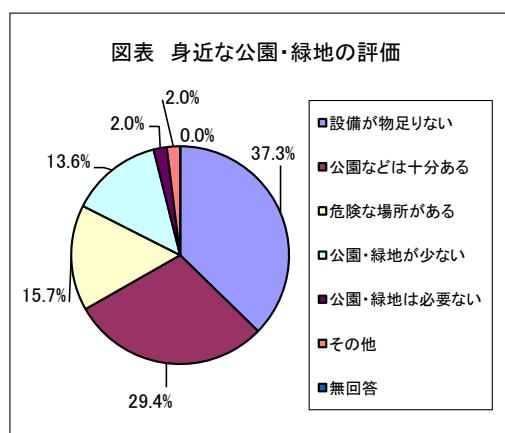
木津川市の子どもたちが比較的「した」ことが多いものは、「水泳・ボート」、「動物と触れ合う」、「野外での食事やテントで泊まる」、「植物、岩石観察」、「バードウォッチング」、「星、雲観察」、「山菜、キノコを採取」、「植林、下草刈り」であり、「雪の中での活動」、「昆虫、水辺の生物を捕まえる」、「魚、貝をとる」が比較的少ない結果となりました。

活動内容については、自然体験活動は全国並み以上されていると考えられます。また、「星、雲観察」がとりわけ多いのは、近年の日食などへの関心の高まりも影響しているものと思われます。

⑤身近な公園・緑地の評価

公園・緑地の評価としては、「設備が物足りない」が最も多く、ついで「公園などは十分ある」、「危険な場所がある」などとなっています。

設備が物足りないと指摘は、ボール遊びなどの禁止などの影響があるものと思われますが、公園配置は比較的評価されているものと思われます。

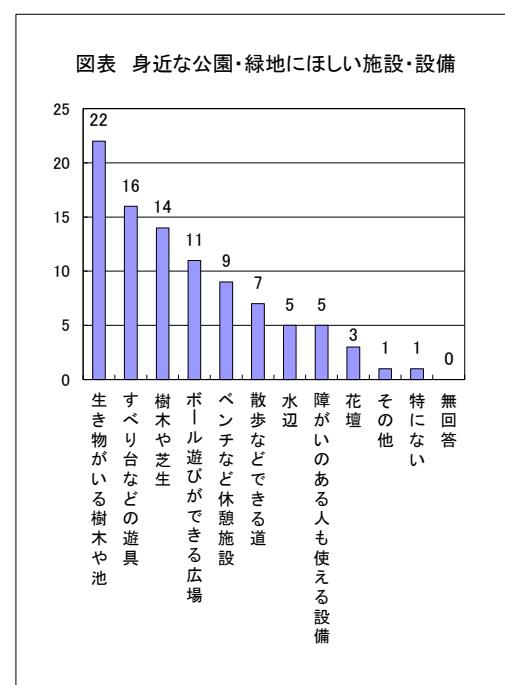


⑥身近な公園・緑地にほしい施設・設備

(複数回答)

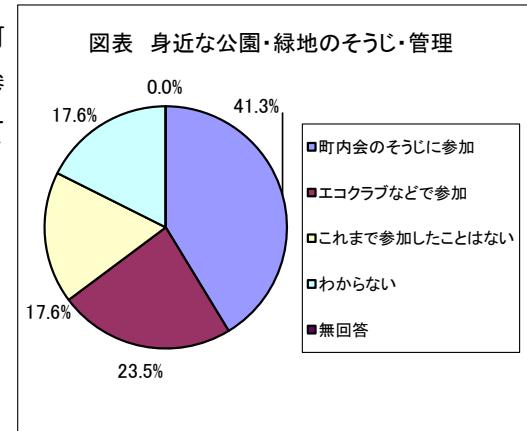
公園・緑地にほしい施設・設備は、「生き物がいる樹木や池」が最も多い、ついで「すべり台などの遊具」、「樹木や芝生」などとなっています。

比較的自然環境のよさを志向していることがうかがえます。



⑦身近な公園・緑地のそうじ・管理

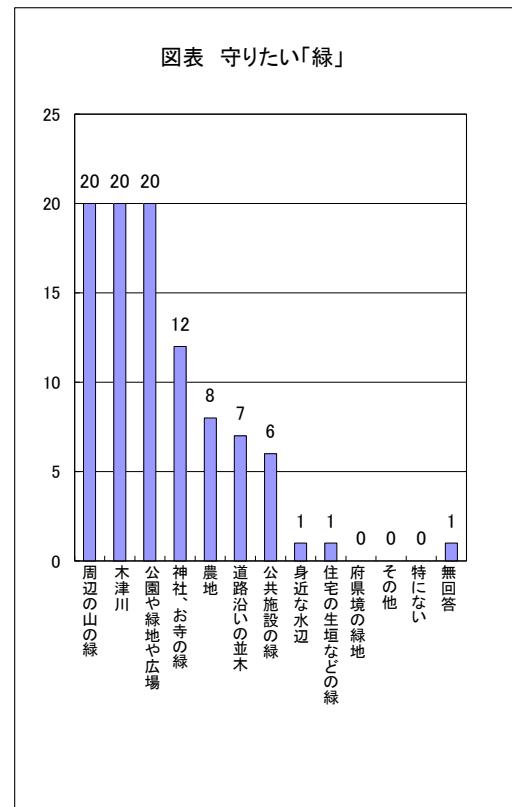
公園・緑地のそうじ・管理については、「町内会のそうじに参加」、「エコクラブなどで参加」など、過半数がそうじ・管理に参加している結果となりました。



(5)「緑」を守り育てることについて (複数回答)

①守りたい「緑」

とりわけ守りたい「緑」は、「周辺の山の緑」、「木津川」、「公園や緑地や広場」などが多くなっており、この結果は、市民アンケート調査の結果とも重なる内容となっています。本市の緑の骨格が、これらによって構成されていることがうかがえます。

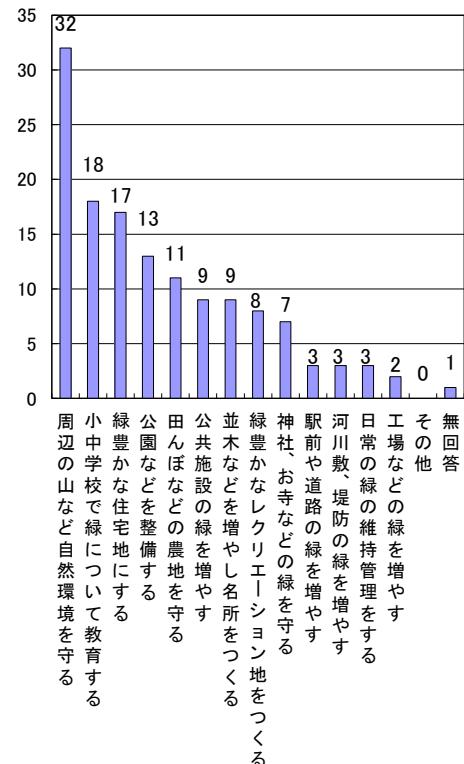


②「緑」を守り育てていく施策（複数回答）

今後の緑を守り育てていくための施策では、「周辺の山など自然環境を守る」が最も多く、ついで「小中学校で緑について教育する」、「緑豊かな住宅地にする」などとなっています。

緑についての関心が、「周辺の山など」に多く集まっているのは、市民アンケート調査の結果とも重なるものとなっています。

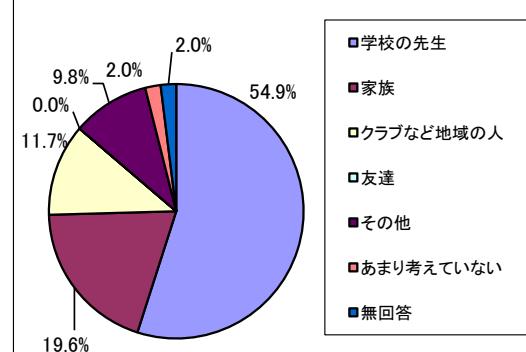
図表 「緑」を守り育てていく施策



③「緑」の大切さを学ぶ相手

大半は「学校の先生」ですが、ついで「家族」、「クラブなどの地域の人」などとなっており、情報先に広がりが表れている様子がうかがえます。

図表 「緑」の大切さを学ぶ相手



第4章

縁の解析・評価



第4章 緑の解析・評価

1. 旧3町の「緑の基本計画」の評価

旧3町においては、平成13年から14年にかけて、以下のように「緑の基本計画」を策定し、地域の歴史、文化及び自然を踏まえて、緑豊かな景観づくりや自然環境の保全といった緑の役割を発揮させるよう取組んできました。

その後、旧3町が平成19年3月に合併して、新たに木津川市が誕生しました。

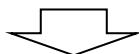
木津川市では、平成21年3月に「第1次木津川市総合計画」を策定し、「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」を将来像とするまちづくりをスタートさせています。

総合計画では、「歴史・文化や自然・環境を活かした美しいまちづくり」、「市民が主人公のまちづくり」などをまちづくりの柱として、豊かな水と緑の自然環境を活かし、市民の参画と協働による多様な“人と地域文化”が交流するまちづくりに取組むこととしており、それらの方針にそって、旧3町の成果を受け継ぎながら、新たに統合された「緑の基本計画」を策定します。

表 旧3町の緑の基本計画概要

| | 旧木津町 | 旧加茂町 | 旧山城町 |
|-------|---------------------------------------|---|--|
| 基本理念 | みどりの回廊(エコロジカルコリダー)の形成 | ゆとりと潤いのある生活ができる田園都市の形成 | 水と緑の保全と活用を軸に、主な歴史資源、公共空間、旧市街地、産業拠点等の公園化と緑のネットワーク整備 |
| 基本方針 | ①公共交通施設の緑化 ②民有地の緑化 ③民間の参加協力等の促進 | ①加茂町を特徴づける緑の維持・保全 ②生活に潤いをもたらす身近な緑の充実・創造 ③様々な役割を果たす緑のネットワークの形成 ④住民参加による緑のまちづくりの推進 | ①自然と歴史を活かす ②親しめる空間づくり ③緑のネットワークづくり ④住民参加による緑のまちづくりの推進 |
| 緑地目標量 | ①市街化区域の30% ②町全体の51.3% | ①市街化区域の概ね34% ②町全体の概ね89% | ①市街化区域の概ね31.2% ②町全体の概ね60.1% |
| 目標年次 | 中間年次・平成20年 目標21世紀初頭 | 平成22年 | 平成22年 |

| 都市公園等 の目標水準 (上段:都市公園 下段:都市公園等) | 現況 6.44 m ² /人 (63ha) | 目標 8.49 m ² /人 (200ha) | 現況 3.75 m ² /人 (6ha) | 目標 5.16 m ² /人 (153ha) | 現況 5.16 m ² /人 (9ha) | 目標 103.71 m ² /人 (144ha) |
|---|---|--|---|---|---------------------------------------|---|
| 方向性 | エコロジカルコリダーの形成を目指して、都市公園等の目標においても、旧建設省の目標(20 m ² /人)を超える設定を行っている。 緑地確保では、木津川河川敷を広域レクリエーションの場とすること、及びオオタカ営巣地としての鹿背山を緑地保全し、広域的な施設緑地形成を目指していた。 | ゆとりと潤いのある田園都市を目指し、都市公園等の整備目標のうち「その他公園緑地」について、木津川河川敷、山の家周辺緑地などを含み、多くの緑地確保を目指していた。 | 町全体の水と緑の保全・活用を軸に公園化を図るもので、国営公園によって都市公園の大幅な緑地保全を目指していた。 町全体の土地利用の特徴は新たな広域幹線整備に併せて、新産業用地の確保と木津川等での緑地確保を目指していた。 | | | |
| 評価 | 旧3町ともに、学研都市の進歩を受けて、木津川、丘陵部での広域的な緑地確保を目指したが、必ずしも想定していた大規模な施設緑地の確保には至らなかった。 都市公園については、国営公園を除いて概ね整備が進み、平成24年3月現在、市域内都市公園面積は62.86ha、8.8 m ² /人と概ね3町の目標水準に達している。 | | | | | |



木津川市総合計画 将来像

「水・緑・歴史が薫る文化創造都市 ～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～」

関西文化学術研究都市の中核都市として、本市の自然・歴史・文化と最先端の学研都市機能の融合により、さらに魅力と活力のあるまちづくりを進める。

＜まちづくり施策＞

■個性を活かした魅力ある地域文化の創造

- ・水・緑・歴史のネットワークづくり

(水・緑・歴史のネットワークの構築/木津川や旧奈良街道、旧伊賀街道等の保全と活用)

■環境と調和した持続可能なまちの創造

- ・身近な自然の保全と活用

(木津川や山々の緑の保全と育成/宅地内緑化の推進/公園緑地等の整備/農地の保全活用)



木津川市緑の基本計画への展開

2. 緑の解析・評価

環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能の4つの視点からの解析・評価を行います。解析・評価にあたっては、緑の現況を踏まえながら、一方で市民の緑の保全や緑化推進についての意向を「市民アンケート調査」などから把握し、検討を行います。なお、「緑のネットワーク」とは人の活動が「公園・緑地」「河川」「街路」などの緑を介してつながっていくことを表しています。

解析の方法は4つの役割別を行い、それぞれの要素に該当するものを明らかにし、各機能において重要な役割を担っている緑を抽出します。

各機能別の解析する要素は、以下の表のとおりとします。

表 緑の役割と要素

| 都市の緑の役割 | 解析する要素 |
|--|---|
| 1. 環境保全機能 (人と自然が共生する都市環境を確保する) | <ul style="list-style-type: none">木津川市の骨格を形成する自然との共生に資する歴史的な風土を有する快適な生活環境の形成や都市環境負荷の軽減に資する |
| 2. 景観形成機能 (潤いのある美しい景観を形成する) | <ul style="list-style-type: none">景観資源となるランドマークやシンボルとなる |
| 3. レクリエーション機能 (余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保する) | <ul style="list-style-type: none">日常圏におけるレクリエーションの場を提供する広域圏におけるレクリエーションの場を提供するネットワークや回遊性を有する |
| 4. 防災機能 (都市の安全性・防災性を高める) | <ul style="list-style-type: none">自然災害の防止対策が必要となる市街地における火災等の防止に資する避難や防災機能を有する |

評価対象とする緑は、以下のとおり、市民アンケートの調査項目である、市内で守りたい「緑」とします。

| 評価対象とする緑 | |
|------------|-----------------|
| ・里地里山などの緑 | ・木津川 |
| ・公園や緑地や広場 | ・社寺や文化財と一体となった緑 |
| ・街路の並木 | ・田や畠などの農地 |
| ・学校や公共施設の緑 | ・ため池や身近な河川等の水辺 |
| ・府県境の緑地 | ・住宅の庭木や生垣 |

(1) 環境保全機能の解析・評価

①目指すべき環境像

「木津川市環境基本計画」では、本市の環境像として、「人と環境が共生するまち木津川市」を掲げています。また、施策の基本方針（自然環境）において「木津川や里山の保全・継承とそこに生息する動植物の生態系の保護」、「空き地や休耕地の適正管理と美しい景観の保全」という方向性を示し、市のシンボルである木津川等の環境を保全するとともに、地域の田園・里山風景などの良好な景観の創造に努めることとしています。

②環境保全にかかる緑

環境保全機能を有する緑は、「木津川市の骨格を形成する」、「自然との共生に資する」、「歴史的な風土を有する」、「快適な生活環境の形成や都市環境負荷の軽減に資する」といった要素により該当するものに対し、ポイントづけし、解析・評価をします。

表 環境保全の解析

| 環境保全の要素 | 里地里山などの緑 | 木津川 | 公園や緑地や広場 | 社寺や文化財と一緒にした緑 | 街路の並木 | 田や畠などの農地 | 学校や公共施設の緑 | ため池や身近な河川等の水辺 | 府県境の緑地 | 住宅の庭木や生垣 |
|--------------------------|----------|-----|----------|---------------|-------|----------|-----------|---------------|--------|----------|
| 木津川市の骨格を形成する | ● | ● | | | | | | | | |
| 自然との共生に資する | ● | ● | | | | ● | | ● | | |
| 歴史的な風土を有する | | | | ● | | | | | | |
| 快適な生活環境の形成や都市環境負荷の軽減に資する | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ポイント | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |

環境保全機能としては、特に里地里山などの緑と木津川が重要な役割を担っています。

③市民アンケート調査からみる環境保全

- とりわけ守りたい「緑」としては、「里地里山などの緑」をあげる意見が多く、ついで「木津川」、「公園や緑地や広場」、「社寺や文化財と一体となった緑」などであり、本市の緑の骨格をなすものが表れています。
- 「緑」に期待するものでは、「心身の癒しや安らぎの場」、「空気をきれいにして騒音を和らげる」、「二酸化炭素を吸収して地球温暖化防止」などが多く、身の回りの環境保全の役割を重視していることがうかがえます。

④環境保全機能の方向性

本市の緑地は、木津川と市街地と集落を取り巻く里地里山を骨格にして、構成されていますが、市街地の拡大等によって、「緑地」は身近なものから距離を置いた存在となっています。そのため、骨格的な緑の保全と合わせて、新たな市街地等での自然に触れ合える公園などの緑地整備と河川、緑道によるネットワーク形成が求められています。まとまった緑地には、優れた自然や地域の誇りとしての歴史資産が息づいており、良好な農林業地は、河川やため池といった水系とともに保全され、地域固有の里地里山景観を作り出しています。こうした自然や歴史風土も含めた「里地里山の緑」の保全が求められています。

こうした里地里山の緑、河川などによって構成される緑のネットワークによって、都市環境負荷の軽減に資する緑の保全が期待されています。



▲里地里山の緑



▲木津川

(2) 景観形成機能の解析・評価

①学研都市と地域の景観

本市を含む木津川左岸地域に展開する関西文化学術研究都市では、平成20年9月に「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」（以下、学研景観計画）が策定されています。

当該計画は、景観法の制定（平成16年6月公布）及び京都府景観条例の制定（平成19年3月公布）を踏まえて、これまでの取組を継承するとともに、平成20年10月1日から景観法の届出等により実効性の高い景観形成を進めるものです。

（参考）学研景観計画

＜景観形成の基本理念＞

- ・自然と生活の調和や都市的交流の場を創出し、未来を拓く知の創造都市にふさわしい緑と水辺及び生活のある街並みの形成
- ・国際的に誇れる、日本を代表する歴史、豊かな地域特性を持つ文化を活かした街並みの形成

（学研都市の景観特性）

南山城盆地の地域の地形は、木津川の流れを軸に、これに沿う形で平地、丘陵地、台地、山地と比較的緩やかな勾配で層をなすように構成されており、このような特徴的な地形が、重層的な景観の基礎となっています。

- ・木津川、天井川及び丘陵部の縁地帯が地域の景観を大きく特徴づけています。
- ・丘陵斜面は特徴的な里山景観であり、社寺、遺跡を含む歴史文化的雰囲気が漂っています。
- ・府県境尾根部は既成市街地からの遠景としてゆるやかなスカイラインを形成しています。
- ・甘南備山、飯岡、鹿背山が独立峰、丘陵としての地域のランドマークとなっています。
など

この景観計画では、学研都市内の文化学術研究地区を主に対象として、緑化やセットバック（道路からの壁面後退距離）などを景観形成基準として示しているものであり、既存市街地に適用されているものではないですが、その景観形成の考え方を踏まえた地域の景観形成を検討する必要があります。



▲恭仁宮跡（山城国分寺跡）



▲学研地区内の研究所

②景観形成にかかわる緑

景観形成機能を有する緑は、「景観資源となる」、「ランドマークやシンボルとなる」といった要素により該当するものに対し、ポイントづけし、解析・評価をします。

表 景観形成の解析

| 景観形成の要素 | 里地里山などの緑 | 木津川 | 公園や緑地や広場 | 社寺や文化財と一緒にとなった緑 | 街路の並木 | 田や畠などの農地 | 学校や公共施設の緑 | ため池や身近な河川等の水辺 | 府県境の緑地（文化学術研究地区） | 住宅の庭木や生垣 |
|----------------|----------|-----|----------|-----------------|-------|----------|-----------|---------------|------------------|----------|
| 景観資源となる | ● | ● | | ● | | | | | ● | |
| ランドマークやシンボルとなる | ● | ● | | ● | | | | | | |
| ポイント | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

景観形成機能としては、里地里山などの緑、木津川、社寺や文化財と一緒にとなった緑が重要な役割を担っています。

③市民アンケート調査の結果からみる景観形成

- 地域を代表し、特徴づけている景観として、市民が強く意識し、「守りたい緑」は、「里地里山などの緑」や「木津川」などです。
- 今後の「緑」を守り育てていく施策では、「山間部などの自然環境の保全」が最も多く、ついで「公園などの整備充実」となっています。里地里山などの緑の保全活用と、身の回りの公園・緑地の整備充実が求められています。

④景観形成機能の方向性

学研都市の景観形成を踏まえながら、市民アンケート調査からみる緑の骨格についての市民の意向を考えると、「里地里山の緑」の保全、「木津川」を中心とする河川の保全を基調に、緑化の推進などに取組む必要があります。また、「里地里山の緑」の中で、「鹿背山」、「木津川」は地域のランドマークとしてとらえられており、積極的な保全が求められています。

(3) レクリエーション機能の解析・評価

①余暇時間の増大とレクリエーション空間

社会動向として、余暇、自由時間が増大し、また、「生活で重視したいもの」も「住生活」から「レジャー・余暇」に移り変わってから久しく、そのための対応として、レクリエーション空間の必要性が高まっています。

レクリエーション空間としては、身近な公園・緑地、より広域的な野外活動場所及びそれらのネットワーク空間などがあり、住民ニーズに対応した必要な空間整備が求められています。

②レクリエーションにかかる縁

レクリエーション機能を有する縁は、「日常圏におけるレクリエーションの場を提供する」、「広域圏におけるレクリエーションの場を提供する」、「ネットワークや回遊性を有する」といった要素により該当するものに対し、ポイントづけし、解析・評価をします。

表 レクリエーションの解析

| レクリエーションの要素 | 里地里山などの縁 | 木津川 | 公園や緑地や広場 | 社寺や文化財と一緒になった縁 | 街路（の並木） | 田や畠などの農地 | 学校や公共施設の縁 | ため池や身近な河川等の水辺 | 府県境の縁 | 住宅の庭木や生垣 |
|------------------------|----------|-----|----------|----------------|---------|----------|-----------|---------------|-------|----------|
| 日常圏におけるレクリエーションの場を提供する | | | ● | | | | ● | ● | | |
| 広域圏におけるレクリエーションの場を提供する | ● | ● | | ● | | | | | | |
| ネットワークや回遊性を有する | | | | | ● | | | | | |
| ポイント | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |

レクリエーション機能としては、日常圏、広域圏等でそれぞれの役割を担っています。

③市民アンケート調査の結果にみるレクリエーションニーズ

○身近な公園・緑地についての利用は必ずしも進んでいませんが、その理由として考えられるのは「身近な公園・緑地が少ない」、「公園内の設備が物足りない」とするもので、前者は木津地域（既存地区）、山城地域で多く、後者は木津地域（学研地区）で多くなっています。

○公園・緑地にほしい施設・設備は、「散歩ウォーキングなどができる道」が最も多く、ついで「ベンチなどの休憩施設」、「生き物がいる自然の樹木や池」、「子供のための遊具」などが主なもので、自然と触れ合うニーズ（中高年）と子どもニーズの双方が表れ、また、施設のネットワークも求められています。

○より広域の野外活動場所については、全体では必ずしも出かけているという結果ではありませんが、40歳以下の世代及び木津地域（学研地区）において、「公園・緑地」によく出かけている様子がうかがえ、そこでの主な活動は、自然観察とまち歩きなどです。

全体的には、場所の数量、設備等の問題が指摘されているものの、周辺で一定の野外活動場所が確保されていることがうかがえます。主な野外活動場所は、木津川市内では、学研地区内の公園、木津川、当尾の里であり、その他奈良公園、けいはんな記念公園（精華町）、木津川河川敷（木津川市、笠置町）などです。広がりのある野外活動場所として、周辺の山や木津川への志向が表れています。



▲学研地区内の公園



▲淨瑠璃寺

④レクリエーション機能の方向性

身近な公園・緑地については、既存市街地において「公園・緑地が少ない」とする意見が多く、新市街地では、「自然との触れ合い」などのニーズが高くなっています。そのため、日常圏におけるレクリエーションの場として、身近な公園・緑地の整備を促進するとともに、設備の充実とそれらのネットワークを図ることが必要です。

また、本市は学研都市を含むエリアとして広域的な役割をもち、一方、市民からもより広域的なレクリエーション活動の場として「丘陵・里地里山」や「木津川」への志向が表れており、今後、その利用のあり方の検討が必要です。

(4) 防災機能の解析・評価

①過去の災害状況（木津川市地域防災計画 平成19年3月）

災害については、自然災害や公災害など多様ですが、本市では自然災害への対応が重要です。

これまでに受けた大きな災害としては、昭和28年8月15日の南山城水害を挙げることができます。同年の9月の台風13号により、さらなる被害を受けました。

本市における過去の災害状況を総括的にみると、木津川右岸と左岸に二分されるため、南山城水害時のように、右岸と左岸で被害の形態が異なっています。

- ・木津川左岸に位置する木津地域では、地形的に水害を受けやすいはん濫源が広がっていることや、木津川の支流の多くが天井川であることなどから、農地の冠水や低地の住宅の浸水被害が見られます。
- ・木津川右岸・左岸にまたがる加茂地域では、木津川右岸で山地から木津川までの距離が大変短く、しかも山が急であることによる山林からの土砂流出や、木津川左岸の低地で排水不良による内水被害の発生が見られます。
- ・木津川右岸に位置する山城地域では、木津川の支流の多くが天井川であること、また、最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹が崩壊し、土石流となって流下するなど、浸水被害及び土砂災害による被害が見られます。

本市は、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っています。こうした災害危険箇所は、「土砂災害危険箇所」をはじめ、「山腹崩壊危険地」、「崩壊土砂流出危険地」として一覧され、また、「急傾斜地危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」などの法的な規制を行っています。

これまで自然災害の予防に向けて、河川改修などの河川防災を行うとともに、荒廃地、土砂災害危険地等を整備し、森林の維持、造成を通じて土砂災害から市民の生命、財産を守る土砂災害防災及び林地保全を進めています。そのうち林地保全では、治山事業を実施し、保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備を進めています。



▲山城地域の天井川



▲南山城水害

②防災にかかる緑

防災機能を有する緑は、「自然災害の防止対策が必要となる」、「市街地における火災等の防止に資する」、「避難や防災機能を有する」といった要素により該当するものに対し、ポイントづけし、解析・評価をします。

表 防災の解析

| 防災の要素 | 里地里山などの緑 | 木津川 | 公園や緑地や広場 | 社寺や文化財と一体となつた緑 | 街路（の並木） | 田や畠などの農地 | 学校や公共施設（の縁） | ため池や身近な河川等の水辺 | 府県境の緑地 | 住宅の庭木や生垣 |
|-------------------|----------|-----|----------|----------------|---------|----------|-------------|---------------|--------|----------|
| 自然災害の防止対策が必要となる | ● | ● | | | | ● | | ● | ● | |
| 市街地における火災等の防止に資する | | | ● | | ● | | ● | ● | | |
| 避難や防災機能を有する | | | ● | | ● | | ● | | | |
| ポイント | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 |

防災機能については、公園や緑地や広場、街路、学校や公共施設が重要な役割を担っています。

③市民アンケート調査の結果にみる防災

本調査の「緑に期待するもの」についての回答をみると、災害防止と緑の関連についての意識は必ずしも高いとはいえませんが、本市においてもこれまで水害を中心に、幾度も自然災害を経験しているところであり、その備えを進めていく必要があります。

④防災機能の方向性

本市では、とりわけ木津川右岸側の市北部、山城地域を中心として、急傾斜地等が多く、保安林や砂防地が広く指定されており、その機能を最大限発揮するような整備が求められます。また、防災機能としての農地、ため池の保全も合わせて行う必要があります。

都市化の進展に伴い、市街地の火災への対応として、延焼を防ぐ道路、河川沿いの緑などの確保が必要です。

避難地、避難所及び避難路について、公共緑地、避難経路の確保とも連携して、安全な場の確保が求められます。

3. 緑の課題

本市における緑地の現況と解析・評価及び市民アンケート調査の結果などを踏まえ、緑が有する「環境保全」、「景観形成」、「レクリエーション」、「防災」の4つの役割ごとに、本市の緑の課題を整理すると次表のとおりとなります。

表 緑の役割と課題

| 役割 | 今後の課題 |
|------------|--|
| 環境保全機能 | <ul style="list-style-type: none">・里地里山などの緑の保全、木津川等の水辺の環境の保全、緑化の推進・ため池や身近な河川等の水辺、田や畠などの農地の保全・社寺や文化財と一体となった広場の保全・自然と共生する緑のネットワーク形成 |
| 景観形成機能 | <ul style="list-style-type: none">・里地里山などの緑の保全、木津川等の水辺の環境の保全、緑化の推進・木津川、里地里山などの緑の景観の保全 |
| レクリエーション機能 | <ul style="list-style-type: none">・公園や緑地や広場、学校や公共施設の緑、ため池や身近な河川等の水辺の確保・里地里山などの緑、木津川を中心とするレクリエーション地の確保・レクリエーション地を結ぶ緑のネットワーク形成 |
| 防災機能 | <ul style="list-style-type: none">・里地里山などの緑、田や畠などの農地、ため池や身近な河川等の水辺の保全・延焼を防ぐ街路や道路、河川沿いの緑のネットワーク形成と緑化の推進・避難所としての緑の確保 |

第5章

緑のまちづくり目標と基本方針の設定



第5章 緑のまちづくり目標と基本方針の設定

1. 緑の将来像

(1) 緑のまちづくりの基本理念

本市は、東部を中心とする豊かな森林、中央を流れる木津川とその支流である中小河川からなる、緑と水が骨格をなす都市です。市街地周辺には、かつての都に近い立地から数々の社寺など豊富な歴史的文化遺産が分布しており、優れた景観を形成しています。また、関西文化学術研究都市のクラスターでは、計画的な公園・緑地整備がされるなど、都市全体が、豊かな水・緑・歴史的文化遺産などの「緑」に包まれています。

本市は、平成19年3月の合併で誕生した都市であり、関西文化学術研究都市の主要地区を有していることから、市の上位計画において、市民をはじめ、都市内外の人の交流の促進をまちづくりのテーマとしており、市の将来像の実現に向けて、「緑」を有効に活用することとされています。

本市は、これらの「緑」を市民共有の財産として位置付け、市民の参加と協働により、創り・育て・活かすため、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

人が耀き、豊かな緑と会話し、心ふれあう 交流のまち

(2) 緑のまちづくり目標

本市の緑のまちづくりは、次の4つの目標のもとに推進します。

目標1 大きな緑に包まれた潤いあるまちをつくります

- 木津川等の河川を軸に、森林・農地、公園・緑地及び街路樹などの緑を結びつけた「水と緑の軸」整備を進め、潤いあるまちをつくります。

目標2 身近な緑を充実し、安全安心なまちをつくります

- 身近なところに公園・緑地・街路樹などの緑を増やし、災害等に対して市民が安全安心に暮らせるとともに、緑に親しめる環境をつくります。

目標3 豊かな自然と歴史的文化遺産を活かして交流の進むまちをつくります

- ・豊かな自然と歴史的文化遺産を活かして、自然と歴史を学べる環境やスポーツ・レジャーの場、また健康増進など、市内外の交流が進む魅力あるまちづくりを進めます。

目標4 市民協働で緑を育てるまちをつくります

- ・公園などを緑化団体の活動拠点として、緑を育てる人材のネットワークを拡大し、さらに市民協働の公園・緑地づくりを進めます。

(3) 緑の配置イメージ

本市が目指す緑の将来像としての配置イメージを示すと次のとおりです。

都市の基盤となっている緑を「緑の軸」とし、「緑の拠点」、「緑のゾーン」をネットワーク化して良好な市街地環境の形成を図るとともに、市民協働で緑をつくることを通して地域の交流を促進していく構成を目指します。

●緑の軸

都市における環境悪化の緩和、生き物の生息地、レクリエーション、防災、景観形成の面から重要で、主要な河川や幹線道路を「緑の軸」として位置付け、水と緑のネットワークとして保全・整備・活用を図ります。

●緑の拠点

市民の様々な利用や活動の中心となる緑のオープンスペースなどを「緑の拠点」として位置付け、緑の保全・整備・活用を図ります。

●緑のゾーン

緑の特性や土地利用などから、同様な方向性を持つ区域を「緑のゾーン」として位置付け、緑の保全・活用・創出を図ります。

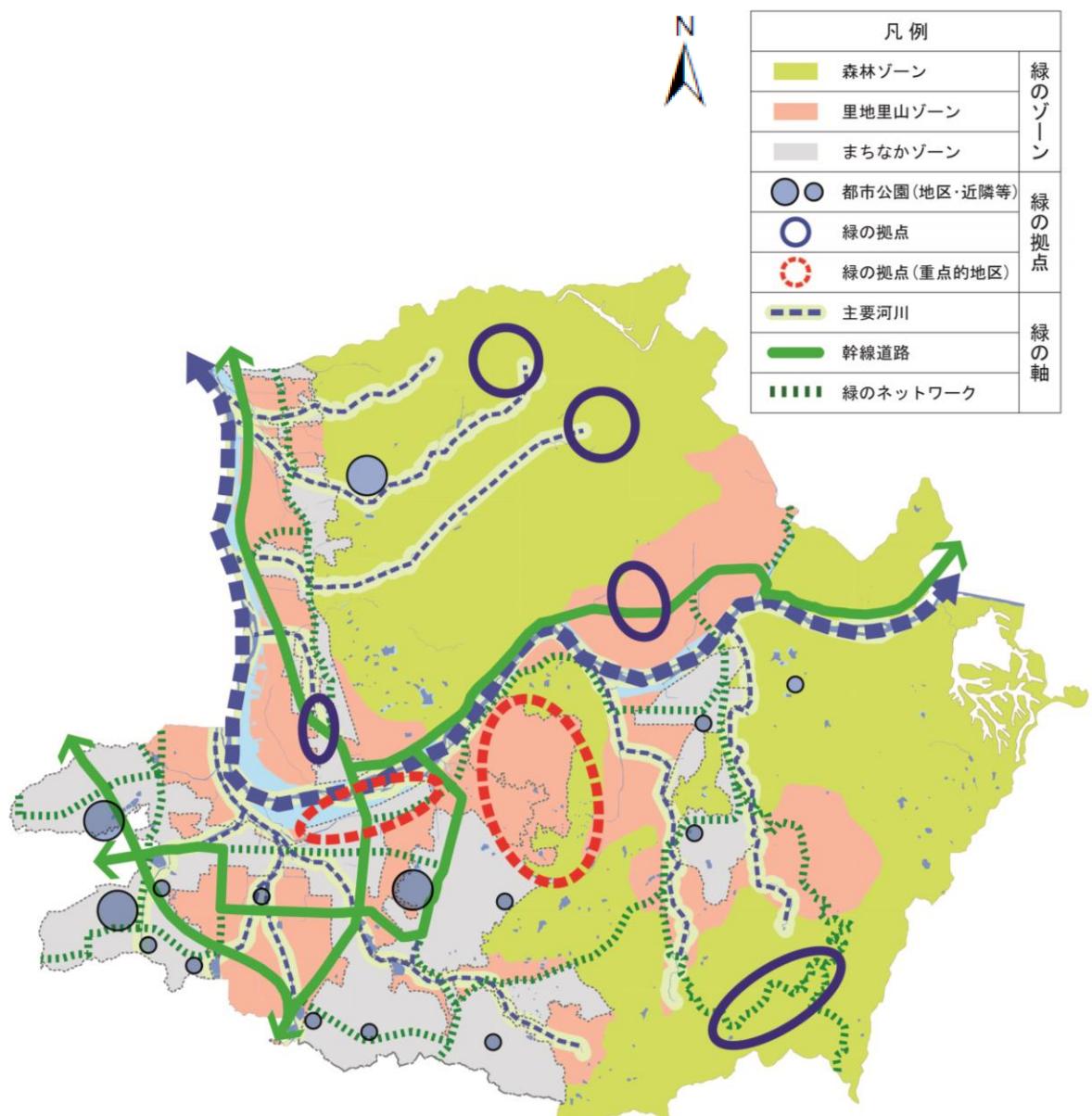
本市の土地利用は、周辺の山林、既存集落周辺などの田園・里地里山及び学研都市を含む市街地に大きく区分されるため、同様なエリアを含めて、「森林」、「里地里山」及び「まちなか」ゾーンとします。

(森林ゾーン) まとまりのある森林などの緑の保全・活用を積極的に図ります。

(里地里山ゾーン) 農地、ため池、河川など身近で人々の暮らしを支えてきた緑の保全・活用を図ります。なお、JR木津駅東周辺については、将来、市街地整備されることとなった場合は、ゾーンの見直しを行います。

(まちなかゾーン) 都市で快適に暮らしていくために必要な、公園・緑地など質の高い緑の創出を図ります。

図 緑の配置イメージ



2. 緑の基本方針

緑のまちづくりの基本理念を実現するために、緑の基本方針を以下のとおり設定します。基本方針は、「創る」、「育てる」、「活かす」という3つの視点から、相互に関連しながら、基本理念の実現を目指すものとします。

(1) 創る

レジャー・や憩いの場を提供する公園・緑地や潤いのあるまちなみをつくる緑は、豊かで快適に暮らしていくために欠かせません。

このために、地区の特性を活かした緑の整備や市街地の緑化を推進するとともに、身近な場所に質の高い緑の確保を図りながら、それらの緑を水辺や街路樹でつなぎ、緑のネットワーク形成を進めます。

○地域性に応じた緑の拠点を整備します。

○既存ストックを活かしながら身近な緑を確保します。

○水と緑のネットワークをつくります。

(2) 育てる

受け継がれてきた緑や創出した緑を、将来に向かって良好な状態で維持していくためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体などさまざまな主体が連携・協力して緑を育てていく必要があります。

このため、緑に関する知識や情報の提供を進めながら、緑を育成する取組みへの支援や、協働で緑を維持していくしくみづくりを推進します。

○緑を育てる人づくりを推進します。

○緑を育てるしくみづくりを推進します。

(3) 活かす

本市の緑は、丘陵や里地里山、それらを結ぶ主要な河川が都市全体を支える大きな骨格を形成しています。これらの緑は、地球温暖化やヒートアイランドの緩和にも寄与し、さらには生き物の生息の場、防災やレジャー空間、さらに本市らしい景観形成の役割を持っています。

また、里地里山にある社寺林などの歴史的文化遺産と一体となった緑や集落周辺には農地とため池も広がっており、これらの緑は暮らしの身边にあって、生活に安らぎを与えるばかりでなく、防災や生き物が生息する環境としても重要なものです。

このような、木津川市を特徴づける骨格となる緑や、古くからはぐくまれてきた里地里山、歴史的景観を伝える緑、また、身边に人々の暮らしを支えてきた緑を活かし、次世代へと継承します。

○骨格となる緑を活かします。

○暮らしの中で、受け継がれてきた身近な緑を活かします。

(4) 緑の基本計画施策体系

緑の基本計画の施策体系は以下のとおり、3つの基本方針と7つの基本施策、19の施策内容から構成します。

表 緑の基本計画施策体系

| | 基本施策 | 施策内容 | ゾーン | | | 主体 | | |
|-----|--------------------------|--------------------------|-----|----------|----------|----|----|----|
| | | | 森林 | 里地 里山 | まち なか | 市民 | 企業 | 行政 |
| 創る | 地域性に応じた緑の拠点を整備します | 地域性を活かした緑の確保 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ |
| | | 公園・緑地の整備 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 公共施設の緑化の推進 | | ○ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 住宅地緑化の推進 | | ○ | ◎ | ◎ | | ○ |
| | | まちなか緑化の推進 | | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | 既存ストックを活かしながら身近な緑を確保します | 既存公園・児童遊園などの有効活用 | | ○ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 民有地の利用 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | 水と緑のネットワークをつくります | 水辺空間の緑化、親水機能の整備 | | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 道路空間の緑化 | | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 遊歩道等の整備 | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ |
| 育てる | 緑を育てる人づくりを推進します | 緑化活動の啓発と環境学習の充実 | | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
| | | 市民参画による公園等の緑づくり | | ○ | ◎ | ◎ | | ○ |
| | 緑を育てるしくみづくりを推進します | 学校や地域での活動を通じた緑のまちづくり | | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | 緑化活動の拠点づくり | | ○ | ◎ | ◎ | | ◎ |
| | | 緑を育てる新たなコミュニティづくり | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ○ |
| | | 北東部丘陵及び里地里山の緑の保全・活用 | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 活かす | 骨格となる緑を活かします | 河川及び水辺の保全・活用 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 暮らしの中で受け継がれてきた身近な緑を活かします | | ◎ | | ◎ | | ○ |
| | 暮らしの中で受け継がれてきた身近な緑を活かします | 身近な農地の保全・活用 | | ◎ | | ◎ | | ○ |
| | | 自然及び歴史的文化遺産の保全・活用 | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | | ◎ |

ゾーン・主体：◎施策が重点的に実施されます ○施策が実施されます

3. 計画のフレームと緑の目標水準

(1) 計画フレーム

本計画のフレームは、都市計画区域を対象とし、目標年度を概ね 10 年後の平成 35 年度とします。

表 計画フレーム

| | 現況 (H22) | 平成 32 年 | 平成 35 年度 |
|--------|----------|---------|----------|
| 人口 | 69,761 人 | 7.5 万人 | 7.7 万人 |
| 都市計画区域 | 6,709ha | 6,709ha | 6,709ha |
| 市街化区域 | 1,758ha | 1,758ha | 1,758ha |

※現況の人口については、平成 22 年国勢調査の数値。将来人口については、木津川市都市計画マスター プランの数値を基に設定しています。

※市域面積: 8,512ha

(2) 緑の目標水準

基本理念を実現するための目標として、以下のような目標値を設定します。

① 永続性のある緑について、概ね現状維持を目指します

本市は、現状でも約 70% が緑におおわれており、将来もこのようない緑豊かなまちを維持していくため、施設の整備や制度の活用によって、現存緑地量の維持を目指します。

表 緑の目標水準

単位 : ha

| 永続性のある緑（都市計画区域） | | 現況 (H24) | 平成 35 年度 |
|-----------------|---|----------|----------|
| 都市公園等 | 都市公園 | 63 | 85 |
| | 児童遊園 | 1 | 1 |
| | グラウンド等（木津グラウンド、赤田川グラウンド、加茂グラウンド、山城コミュニティ運動広場） | 3 | 3 |
| 学校運動場 | 小学校、中学校 | 18 | 19 |
| 保全緑地 | 地域森林計画対象民有林 | 3,027 | 2,986 |
| | 保安林 | 234 | 234 |
| | 自然環境保全地域（歴史的自然環境保全地域「当尾」） | 20 | 20 |
| 保全農地 | 農用地区域・生産緑地 | 915 | 917 |
| 水面・水辺 | 河川・水辺 | 446 | 446 |
| 重複部分 | 地域森林計画対象民有林、保安林、自然環境保全地域、農用地区域の各々の重複部分 | -148 | -148 |
| 合計 | | 4,579 | 4,563 |
| 緑地率 | | 68.3% | 68.0% |

②多様な緑のオープンスペースが身近にあることを目指します

○都市公園を目標年度に市民 1 人当り 11 m²以上の確保を目指します。

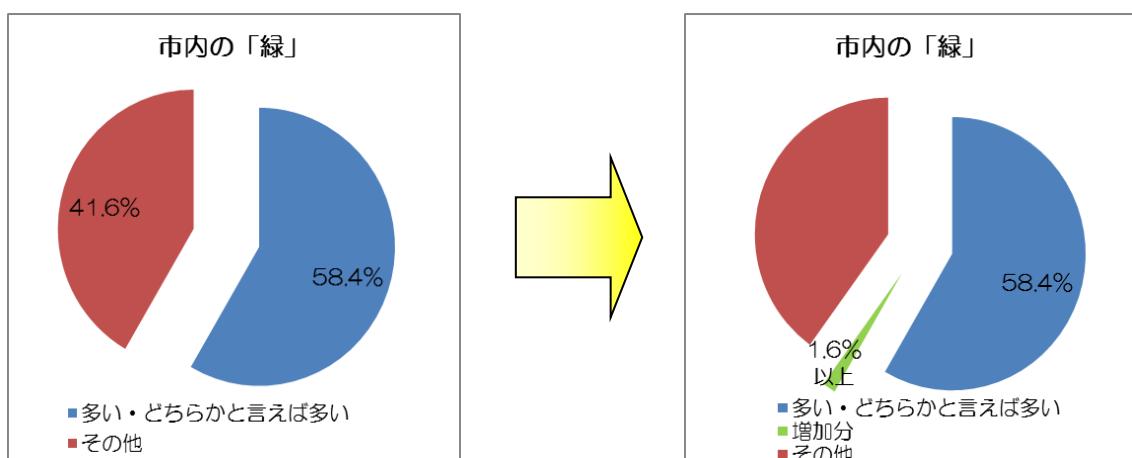
| 年 次 | 現況 (H24) | 平成 35 年度 |
|----------------------|--------------------|---------------------|
| 都市計画区域人口 1 人当りの面積 | 8.8 m ² | 11.0 m ² |

○都市公園を含む緑のオープンスペースを歩いて行ける身近な範囲 (250m 誘致圏) に確保することを目指します。

③市民との協働により、暮らしの中で満足を与え、交流を促進する緑を守り育てます

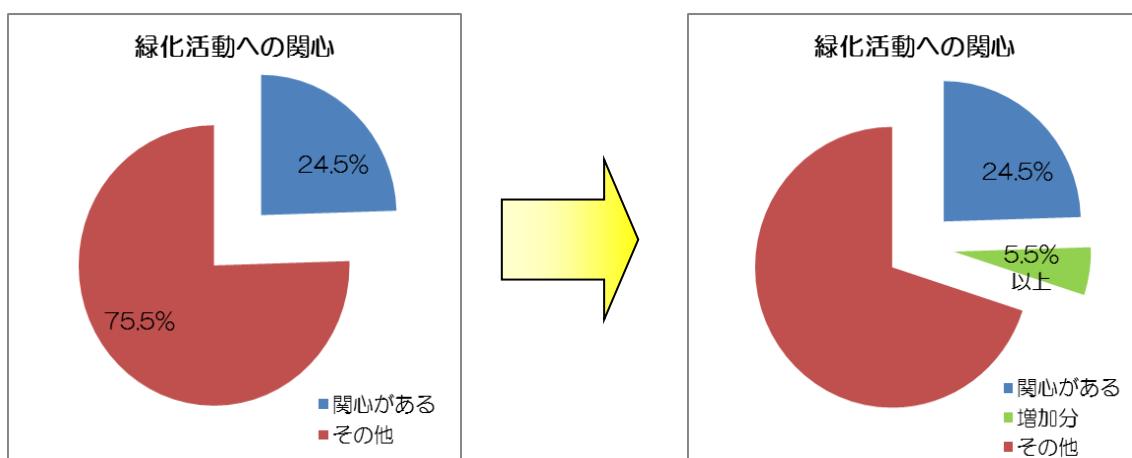
○「市内の緑」を市民が多いと感じている比率を 60%以上とし、まちなか緑化や公共施設の緑など、身近な場所で質の高い緑の確保に努めます。

(市民アンケート調査の結果: 現況「多い」、「どちらかと言えば多い」の合計 58.4%)



○「緑化活動」について「関心がある」を 30%以上とします。

(市民アンケート調査の結果: 現況「関心がある」 24.5%)



○野外活動場所へ「よく出かける」を40%以上とします。

(市民アンケート調査の結果：現況「公園・緑地」、「森林」、「河川」などの野外活動場所へ「よく出かける」の合計39.4%)

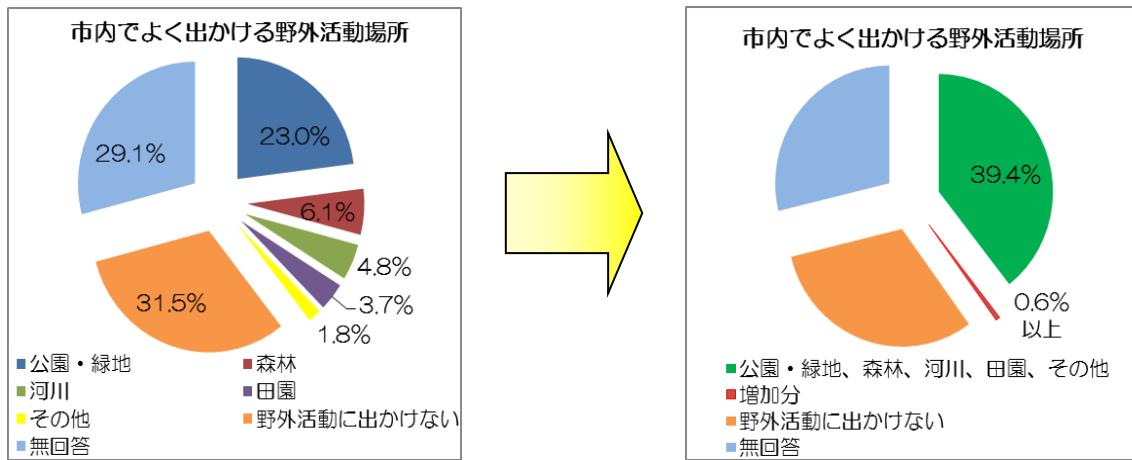
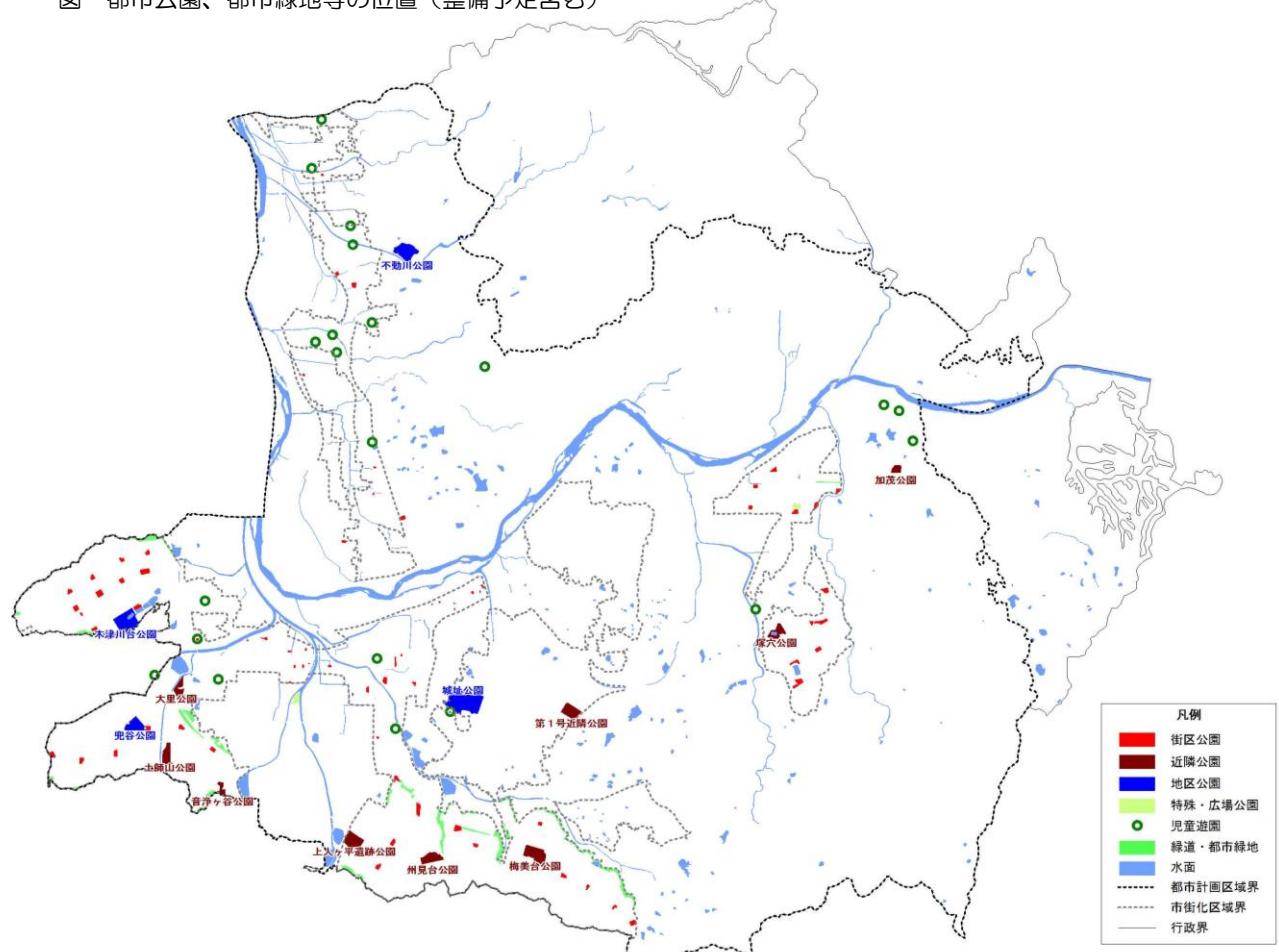


図 都市公園、都市緑地等の位置（整備予定含む）



第6章

緑のまちづくり施策



第6章 緑のまちづくり施策

1. 創る

(1) 地域性に応じた緑の拠点を整備します

①地域性を活かした緑の確保

公園・緑地として整備していく拠点の緑は、それぞれ地域固有の歴史や立地環境を持っています。

そのため、拠点となる公園・緑地は、特徴を活かして、期待される機能・役割を果たす必要があります。

本市における主な緑の拠点を次のとおり設定し、地域性を活かした緑の整備を図ります。

(レクリエーション型) 木津川河川敷、山城町森林公園など

(生物多様性配慮型) 学研木津北地区など

(歴史的文化遺産型) 当尾の里、恭仁宮跡（山城国分寺跡）など

■緑の重点的地区

緑の拠点のうち、とりわけ木津川河川敷、学研木津北地区については、本市の中央に位置し、市民アンケート調査においても「守りたい緑」である里地里山、河川のまとまりのある豊かな緑を有しており、交流エリアとして期待されるため、緑の重点的地区として検討を深めるものとします。

②公園・緑地の整備

都市公園については、利用目的に応じた整備を継続的に進め、地域性に対応した緑の拠点として整備を図ります。また、市街地においては、歩いて利用でき、住民の交流が進むように適正な公園・緑地、又はオープンスペースの配置を図ります。



▲ふれあい広場

③公共施設の緑化の推進

緑の確保については、市役所や学校などの公共施設の緑化を積極的に行い、地域のモデルになっていく必要があります。そのため公共施設は、各施設の特性に応じて、周囲の景観等に配慮した緑化を進めるほか、まちなみと調和した緑化を積極的に推進します。

④住宅地緑化の推進

住宅地では、緑と調和したまちなみ景観の形成に向けて、地区計画、生垣設置などを促進し、市民と行政が一体となって緑のまちづくりを推進します。

⑤まちなみ緑化の推進

市街地での緑化を積極的に進めるため、地区の特性に応じた緑化を推進します。

建物屋上・壁面緑化、街角におけるポケットパークやアイストップとなる樹木等の保全、フラワーポットの設置、事業所内の緑化の促進など、市民団体、事業者、行政が協働で緑化の推進を図ります。



▲木津地域のまちなみの緑



▲加茂地域のまちなみの緑

(2) 既存ストックを活かしながら身近な緑を確保します

①既存の公園・児童遊園などの有効活用

まちなみの公園・児童遊園では、身近な緑の確保とともにその有効活用のため、再整備、バリアフリー化及び周辺環境を活かしたネットワーク整備を行うなど、必要な施設のリニューアルを検討します。

②民有地の利用

まちなみの緑には公共による緑の確保とともに、民有地の緑が重要な役割を持っています。民有地の緑を有効に活かすしくみを活用しながら、緑の整備・創出を図ります。

民有地の活用として、市民緑地制度の活用、市民農園の整備の促進などを検討していきます。

(3) 水と緑のネットワークをつくります

①水辺空間の緑化、親水機能の整備

木津川をはじめ、それに流入している主な河川については、「緑の軸」として位置付け、河川敷や堤防を水や緑に親しみながらウォーキングなどが楽しめるように、河川改修などの事業と合わせて整備を促進します。



▲河川堤の緑地

②道路空間の緑化

街路樹は、市街地において季節を感じることのできる重要な緑です。都市計画道路などの道路、歩道の整備にあわせて、豊かな緑陰空間として、地域にふさわしい街路樹の整備を進めます。さらに、市民と協働で沿道の緑化を促進し、美しいまちなみ形成を推進します。



▲緑豊かな街路空間

③遊歩道等の整備

市民が緑にふれあえる歩道、サイクリングロードの整備を進めるとともに、沿道の緑化を市民と協働で取り組める体制づくりを図ります。

2. 育てる

(1) 緑を育てる人づくりを推進します

①緑化活動の啓発と環境学習の充実

緑を守り、育てていくためには、それを支える人づくりが重要となります。緑に対する正しい知識を持つ人材の育成のため、学校、地域において、緑化及び環境学習の機会の充実を図ります。

市民が緑に親しみ、自然にふれあう機会を充実するとともに、その活動と学校の環境学習との連携を図ります。また、緑化及び環境学習に取り組む活動団体等の支援を進め、広報紙やホームページなどで、緑に関する情報提供できる体制を目指します。



▲環境学習の様子

②市民参画による公園等の緑づくり

公園等の緑づくりは、空間づくりにとどまらず、利用のあり方、継続的な管理運営など課題を多く含んでいますが、これらの課題には市民と行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

今後の公園等の緑づくりについて、公園のあり方や緑の知識の啓発を行なながら、市民参加で空間計画、利用促進、維持管理のあり方などを協議しながら進めていくことを検討します。その取組みを通じて、緑が市民共通の財産であり、その保全、利用、管理等の責任があることへの理解を深めていきます。

(2) 緑を育てるしくみづくりを推進します

①学校や地域での活動を通じた緑のまちづくり

「花いっぱい運動」などを通じて、地域や学校からの緑化を促進するとともに、道路、公園管理を担う「アダプト制度」の展開など、市民と協働で緑を育てるしくみを充実していきます。



▲アダプト制度での活動の様子

②緑化活動の拠点づくり

緑のまちづくりを進めるため、公益財団法人木津川市公園都市緑化協会等の活動を基礎に、緑化リーダー養成を促進するとともに、市内外の緑化活動の担い手が、交流できる拠点づくりを検討します。あわせて、苗木などの提供を進め、街角の緑の普及につなげていきます。

③緑を育てる新たなコミュニティづくり

本市の緑の基軸は、「農地」、「森林」、「河川」及び「学研都市の緑」ですが、かつてあった緑の維持管理のしくみは社会情勢の変化の中で、必ずしも継続されておらず、緑に関わるコミュニティ再生は将来的に大きな課題です。

一方、本市は3町合併、学研都市建設に関わる新住民の増加、さらには幅広い学研都市内外の交流活動が活発化し、新旧住民等の参画による新たなコミュニティ形成が進みつつあります。この新たなコミュニティ形成が、環境、食、農、地域文化など「緑」に関わるテーマとしても進められ、学研木津北地区での里地里山再生活動などに見られる幅広い「緑」を育てる体制づくりへと向かうように活動を促進します。



▲SATOYAMA 市民フォーラム

3. 活かす

(1) 骨格となる緑を活かします

①北東部丘陵及び里地里山の緑の保全・活用

北東部丘陵は、一部保安林に指定されている他、多くの動植物の生息地ともなっています。野生生物の保護を図りながら、森林整備計画に基づき、森林の多面的機能を発揮するように、森林の保全・整備を進めます。

森林の適正な維持管理について、市民が緑と触れ合い交流する場の確保を図ることとあわせて、里地里山保全活動を促進する取組みを検討します。



▲市街地を取り巻く樹林地



▲里地里山保全活動の様子

②河川及び水辺の保全・活用

木津川を中心として、それに流入する河川は、本市の緑の骨格をなしています。

一方、木津川水系は過去の災害状況を見ると、地形的に水害を受けやすい氾濫原が広がっていることや、支流の多くが天井川であることなどから、農地の冠水や低地の住宅の浸水被害を経験しています。それに対して地域では水衝部に竹林による水害防備林を植え、水難を防いできた経過があり、防災面での緑の役割を見ることができます。そして、それは木津川の特徴的な景観ともなっています。

そのため、防災上の配慮をしながら、市民が自然に親しみ、住民交流が進むように、堤防、河川敷、ため池などについて親水性のある場の確保を進めながら、河川及び水辺の保全・活用を図ります。



▲木津川の水害防備林

(2) 暮らしの中で受け継がれてきた身近な縁を活かします

①身近な農地の保全・活用

農地は、雨水貯留・洪水防止などの環境保全や防災、景観などの多面的な機能を有しているため、遊休農地の解消、優良農地の保全を推進します。

本市の農業振興地域は、市街化区域と大規模な森林等を除いたエリアが指定されており、その一部が農用地区域として指定されています。丘陵部では筍、果樹の生産がみられ、平坦部は米や野菜の栽培がされています。生産縁地は、現在は学研都市内等での限定期的な指定ですが、将来的に増加が予想されます。

まとまりのある農地については、農用地区域の指定などにより保全・活用を図るほか、生産縁地地区の指定による保全誘導を図るとともに、遊休農地や生産縁地における市民農園などの整備を促進し、新旧住民が交流を深めながら、農地を守る取組みを支援します。とりわけ、学研木津中央地区においては、「農のまちづくり」^{みのり}を進めており、生産縁地等の有効な活用を促進します。

注)「農のまちづくり」とは、木津中央地区「城山台」において、都会的な暮らしの中に、菜園づくりや里地里山活動、都市と農村の交流などを通じて、コミュニティの絆を深め、安全安心で潤いのある豊かな未来のライフスタイルを提案する取組みです。



▲加茂地域の田園風景



▲農のまちづくりイベント「つむぎ市」

②自然及び歴史的文化遺産の保全・活用

市内には、豊かな歴史を物語るように、良好な里地里山環境と一体となった貴重な歴史的文化遺産が分布しています。これらの歴史的文化遺産の保護を図るとともに、周辺の縁の保全を促進します。

また、これらの歴史的文化遺産を活用することで、市内外の人の交流を促進します。

第7章

緑の地域別計画

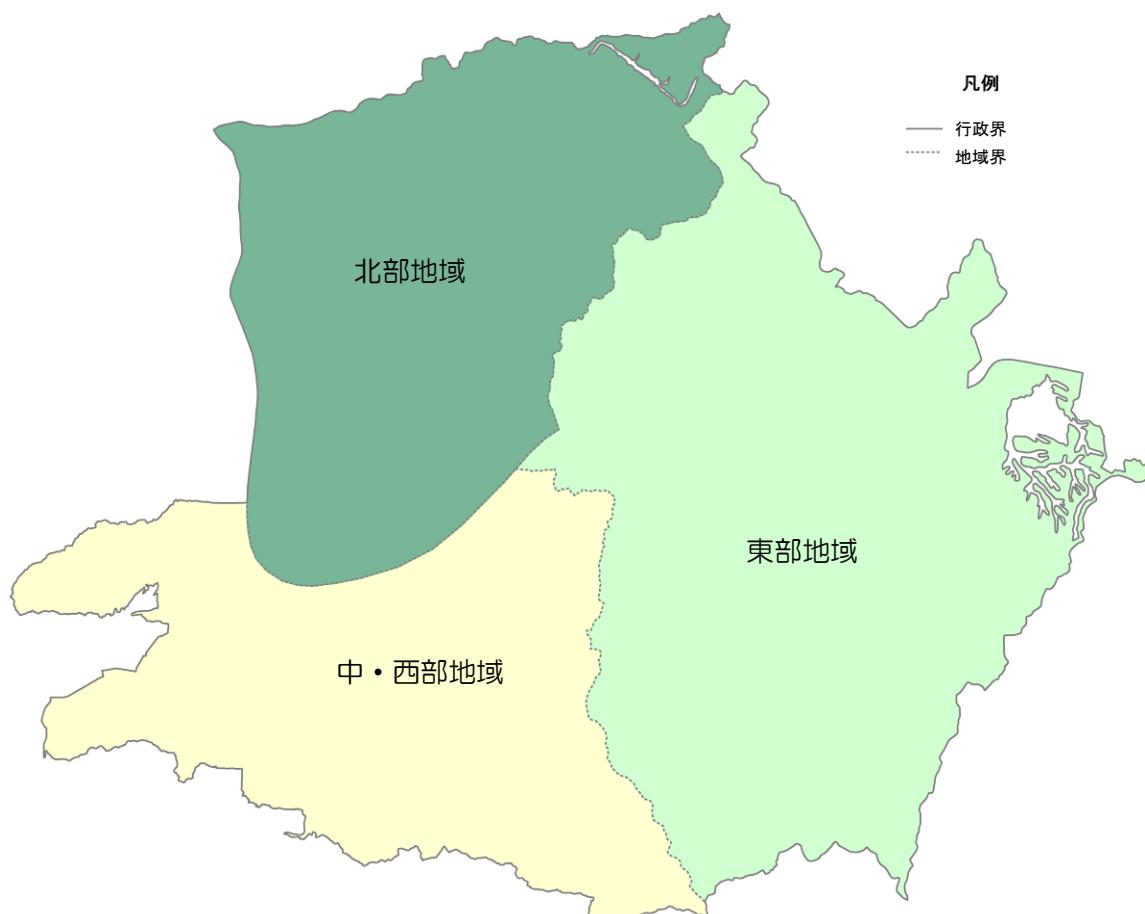


第7章 緑の地域別計画

木津川市は、平成19年に木津町、加茂町、山城町が合併して誕生したまちで、それまでは、3つのまちとして、独自に発展してきた歴史を持っています。

このことを踏まえ、緑のまちづくりにおいても、全体として魅力ある木津川市の実現に向けて、それぞれの地域の特性を活かした魅力ある地区の形成を図っていくため、次の地域区分（中・西部地域、東部地域、北部地域）に基づく地域別計画を定めます。

図 地域区分



1. 中・西部地域

(1) 地域の概況

- 木津川左岸に位置し、主に、学研地区と木津川市の中心市街地を含む既存市街地及び広がりのある農地により構成されています。
- 古代において平城京の外港であり、京都・奈良を結ぶ水運と街道の接点として交通の要衝でした。相楽神社や岡田国神社などの社寺や文化財環境保全地区が街道筋等に点在しています。
- 学研地区は、西部（兜台、相楽台、木津川台）と東部（州見台、梅美台、城山台）に分かれます。西部は、昭和50年代から開発が始まり、既に概成しています。東部は、学研木津南地区（州見台、梅美台）が平成9年から、学研木津中央地区（城山台）は平成24年から施設立地が始まっています。一方、学研木津北地区は、「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」において、主に、里地里山の維持再生の実現を図り、都市と自然とが共生するエリアとして位置付けられています。
- 学研地区は、計画的に道路、公園などの都市基盤整備が進められています。
- 既存市街地（学研地区を除く市街地）では、学研地区に比べれば公園などの施設緑地は少なく、基盤整備も必ずしも進んでいませんが、主要な道路沿いに面して社寺林が点在し、また、主要な公共・公益施設等も集積しています。
- 地域の中央部には、木津川及び支川沿いに農用地区域に指定されている広がりのある農地があり、暮らしの中で受け継がれてきた田園景観を見せてています。

(2) 地域の目指すべき方向性

○木津川市の活力を生む中心市街地の形成

様々な都市機能が集積し、多彩な交流や都市の活力を生み出す中心市街地の形成を目指します。

○21世紀の都市づくりにふさわしい関西文化学術研究都市の環境整備

都市内外相互に連携しつつ、自然環境との調和や防災性の向上などに配慮しながら、研究開発機能や居住機能などの都市機能の充実を図ります。

(3) 緑のまちづくり方針

<重点的地区>

- 学研木津北地区は、里地里山の維持再生の実現を図り、都市と自然とが共生する緑地エリアとして市民協働による保全・活用を図ります。

-
- 木津川の環境保全を図りつつ、周辺の歴史的文化遺産の活用と合わせ、河川敷での交流の場の検討を進めます。

<学研地区>

- 公園・緑地の計画的な整備を進めていくこととし、整備にあたっては地域の資源を活かした特色ある公園整備を図ります。
- 集合農地については、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図るとともに、農あるくらしを実践する場として、市民農園などの活用を検討します。
- 公園・緑地等の住民参加型維持管理を促進します。
- 良好な住環境形成を図るための地区計画等を推進します。
- 文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンについては、学研景観計画に基づき、良好な緑地の確保、質の高い景観形成を進めます。



▲城址公園の整備イメージ図

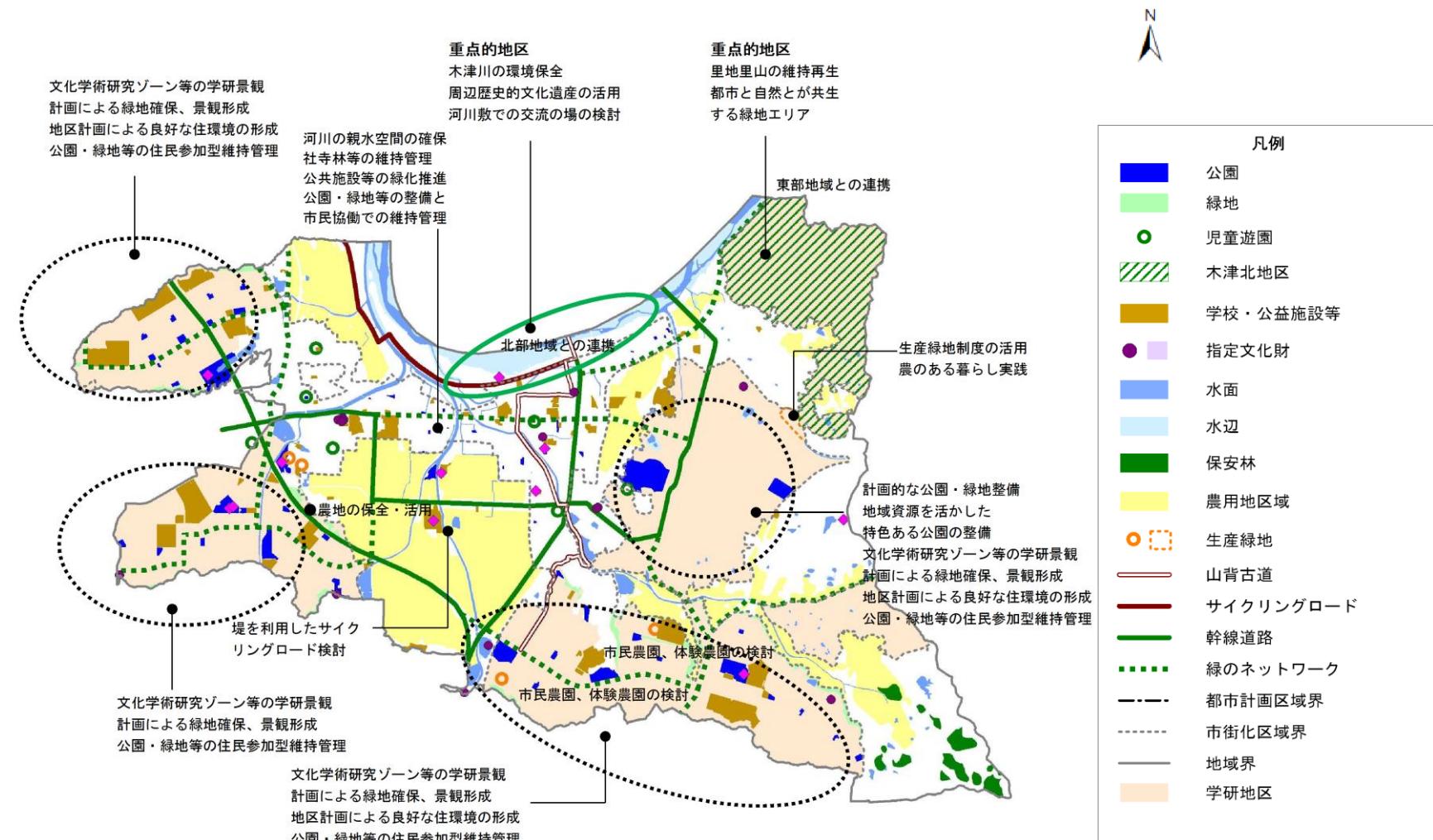
<既存市街地周辺>

- JR木津駅前や公共施設等について積極的な緑地確保を推進し、周辺への緑化の進展を目指します。
- まとまりのある農地については、農用地区域の指定などにより、保全・活用を図るとともに、市民農園、体験農園など農地を活かした新たな展開を図ります。
- 一部の市街化区域内農地については、将来の公園、緑地といったオープンスペースとして位置付け、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。
- 社寺林等については、所有者の協力を得ながら維持管理を進めます。
- 相楽神社や岡田国神社の社寺や文化財環境保全地区など鎮守の森として保全に努めます。
- 木津川支流におけるサイクリングロード、親水空間の創出を進めるなど、緑のネットワーク形成を促進します。
- 公園・緑地の計画的な整備と市民協働での維持管理を進めます。



▲中・西部地域の農用地区域

図 中・西部地域 緑のまちづくり方針



2. 東部地域

(1) 地域の概況

- 四方を山々に囲まれ、その中の盆地状の平野を東から木津川が貫流しており、それが緑の骨格としての役割を果たしています。また、平野部では市街地の周囲に田園が広がり、その中に社寺林等のまとまった緑が見られます。
- かつて、都が置かれ（恭仁京）、また、京都と奈良の間にある地理的条件から、社寺など歴史的文化遺産が豊富に残っており、周囲の自然環境と一体となって良好な歴史的景観を見せています。
- 主に、木津川左岸に位置する市街地エリアと、木津川右岸と地域南部の田園・山林エリアによって構成されています。
- 市街地エリアは、JR 加茂駅周辺の市街地及び丘陵部に計画的に開発された南加茂台住宅団地です。
- 南加茂台住宅団地では、公園などの施設緑地が計画的に配置されており、良好な住環境の形成が進んでいます。一方、既存市街地等では、公園などの施設緑地は少ないものとなっていますが、社寺林が点在し、里地里山などが周辺にあり、また、主要な公共・公益施設等も集積しています。
- 田園・山林エリアについては、瓶原地区、加茂地区などにはまとまりのある優良農地があり、農産物の生産の場であるとともに、地域の原風景とも言うべき田園景観を形成しています。
- 木津川右岸には恭仁宮跡、海住山寺などの社寺があり、地域南部は「当尾の里」と呼ばれる淨瑠璃寺、岩船寺などの社寺が石仏群とともに良好な自然環境の中に集積しています。

(2) 地域の目指すべき方向性

○自然と歴史文化の里・加茂の玄関にふさわしい都市拠点の形成

自然と歴史文化に恵まれた東部地域にふさわしい風格とにぎわいのある市街地形成を目指します。

○自然や歴史的文化遺産を活かした環境づくり

自然と調和した様々な歴史的文化遺産を地域固有の財産と捉え、保全・活用する環境づくりを進めます。

(3) 緑のまちづくり方針

<重点的地区>

- 木津川や山林については、緑の骨格軸として保全・活用を図ります。
- 学研木津北地区と連携して里地里山の維持再生の実現を図り、都市と自然とが共生するエリアとして市民協働による保全・活用を図ります。

<市街地エリア>

- 一部の市街化区域内農地については、将来の公園、緑地といったオープンスペースとして位置付け、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。
- 公園・緑地の計画的な整備と市民協働での維持管理を進めます。
- 良好な住環境形成を図るための地区計画等を推進します。
- 木津川、山林などの縁・水辺を中心に、道路や河川などの活用による緑のネットワーク形成を図ります。

<田園・山林エリア>

- まとまりのある農地については、農用地区域の指定などにより、保全・活用を図るとともに、市民農園、体験農園など農地を活かした新たな展開を図ります。
- 社寺林等については、所有者の協力を得ながら維持管理を進めます。
- 当尾の里、瓶原地区などの歴史的文化遺産については、周辺の豊かな自然環境と一緒に保全を図るとともに、それらをネットワークして交流の場の形成を図ります。
- 公有化を進めている恭仁宮跡は、史跡を活かしたまちづくりを検討します。

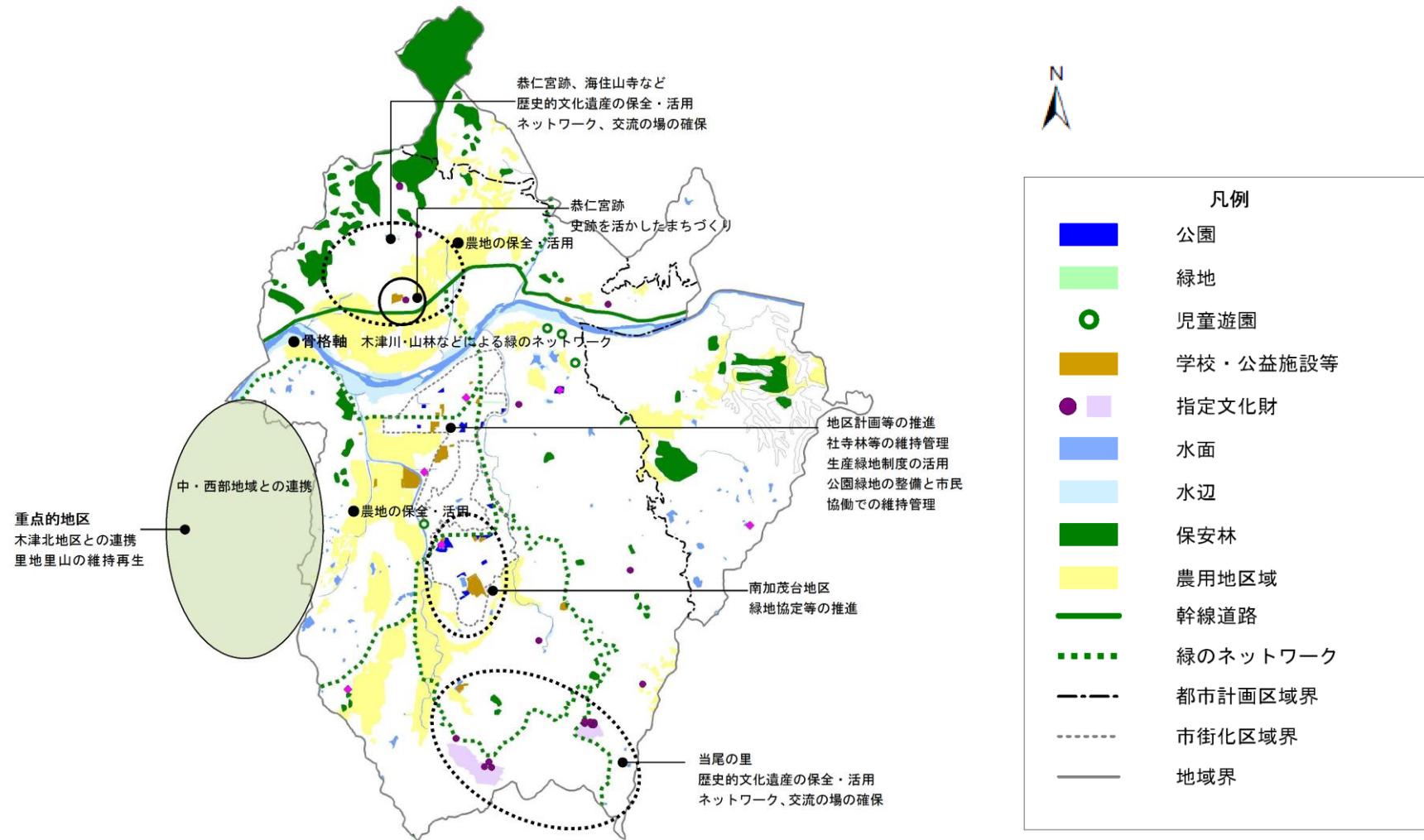


▲恭仁宮跡（山城国分寺跡）



▲岩船寺

図 東部地域 緑のまちづくり方針



3. 北部地域

(1) 地域の概況

- 木津川右岸に位置し、東側の山々と木津川に囲まれ、それらが縁の骨格を形成しています。平野部は、旧街道沿いに市街地を形成しているほか、木津川沿いに広場などがあり、地域のレクリエーション拠点となっています。
- 淀川、木津川を経て、大和に至る経路に位置することから、椿井大塚山古墳をはじめとする歴史的文化遺産が点在し、周囲の自然環境と一体となって良好な歴史的景観を見せています。
- 主に、木津川右岸の市街地エリアと、背後の田園・山林エリアによって構成されています。
- 市街地エリアは、JR 奈良線沿いの市街地や JR 棚倉駅、JR 上狛駅周辺の主に住宅地からなる市街地により構成されています。
- JR 棚倉駅周辺は特定土地区画整理事業により開発された住宅地であり、公園等は計画的に配置されていますが、既存市街地等は、公園などの施設緑地は少なく、基盤整備も必ずしも進んでいません。
- JR 上狛駅周辺には、上狛環濠集落や山城茶問屋街といった伝統的なまち並みが残されています。
- 市街地エリアを取り巻いて、まとまりのある農地があり、山林部を含めて農用地区域に広く指定されています。それは、暮らしの中で受け継がれてきた田園景観を見せています。
- 田園・山林エリアは、山城地域の重要な景観要素であると同時に、林業、農業などの生産活動や水源涵養、野生生物の生息空間、さらには、山城町森林公園などレクリエーションの場として活用されているとともに、神童寺や光明山寺跡などの歴史的文化遺産が集積しています。

(2) 地域の目指すべき方向性

○豊かな田園環境と調和した都市拠点の形成

市街地を取り囲む田園環境との調和に配慮した都市拠点の形成を目指します。

○自然や歴史的文化遺産を活かした環境づくり

自然と調和した様々な歴史的文化遺産を地域固有の財産と捉え、保全・活用する環境づくりを進めます。

(3) 縁のまちづくり方針

<重点的地区>

- 木津川や山林については、縁の骨格軸として保全・活用を図ります。
- 木津川の環境保全を図りつつ、周辺の歴史的文化遺産の活用と合わせ、河川敷での交流の場の検討を進めます。

<市街地エリア>

- 一部の市街化区域内農地については、将来の公園、緑地といったオープンスペースとして位置付け、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。
- 公園・緑地の計画的な整備と市民協働での維持管理を進めます。
- 良好な住環境形成を図るための地区計画等を推進します。
- 木津川、山林などの縁・水辺を中心に道路や河川などの活用による縁のネットワーク形成を図ります。
- JR 上狹駅周辺に残る上狹環濠集落、山城茶問屋街のまち並みについて、保全・活用を検討します。

<田園・山林エリア>

- まとまりのある農地については、農用地区域の指定などにより、保全・活用を図るとともに、市民農園、体験農園など農地を活かした新たな展開を図ります。
- 縁の拠点としての山城町森林公園の活用を図ります。
- 社寺林等については、所有者の協力を得ながら維持管理を進めます。
- 高麗寺跡・椿井大塚山古墳、蟹満寺、神童寺、涌出宮などの歴史的文化遺産について、周辺の豊かな自然環境と一体的に保全を図るとともに、それらをネットワークして交流の場の形成を図ります。



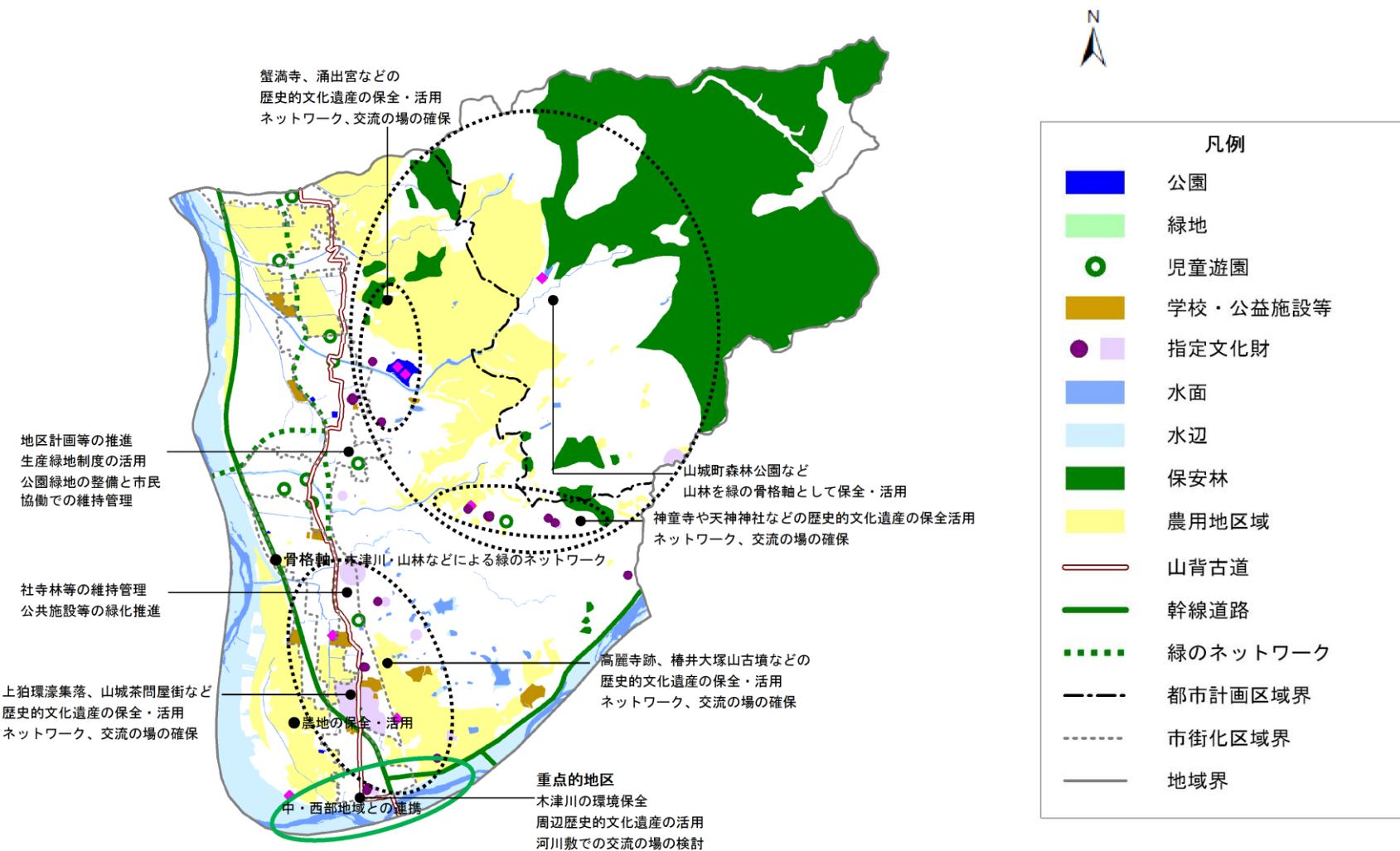
▲山城茶問屋街のまち並み



▲山城町森林公園

図 北部地域 緑のまちづくり方針

80



第8章

重点的な取組みの検討

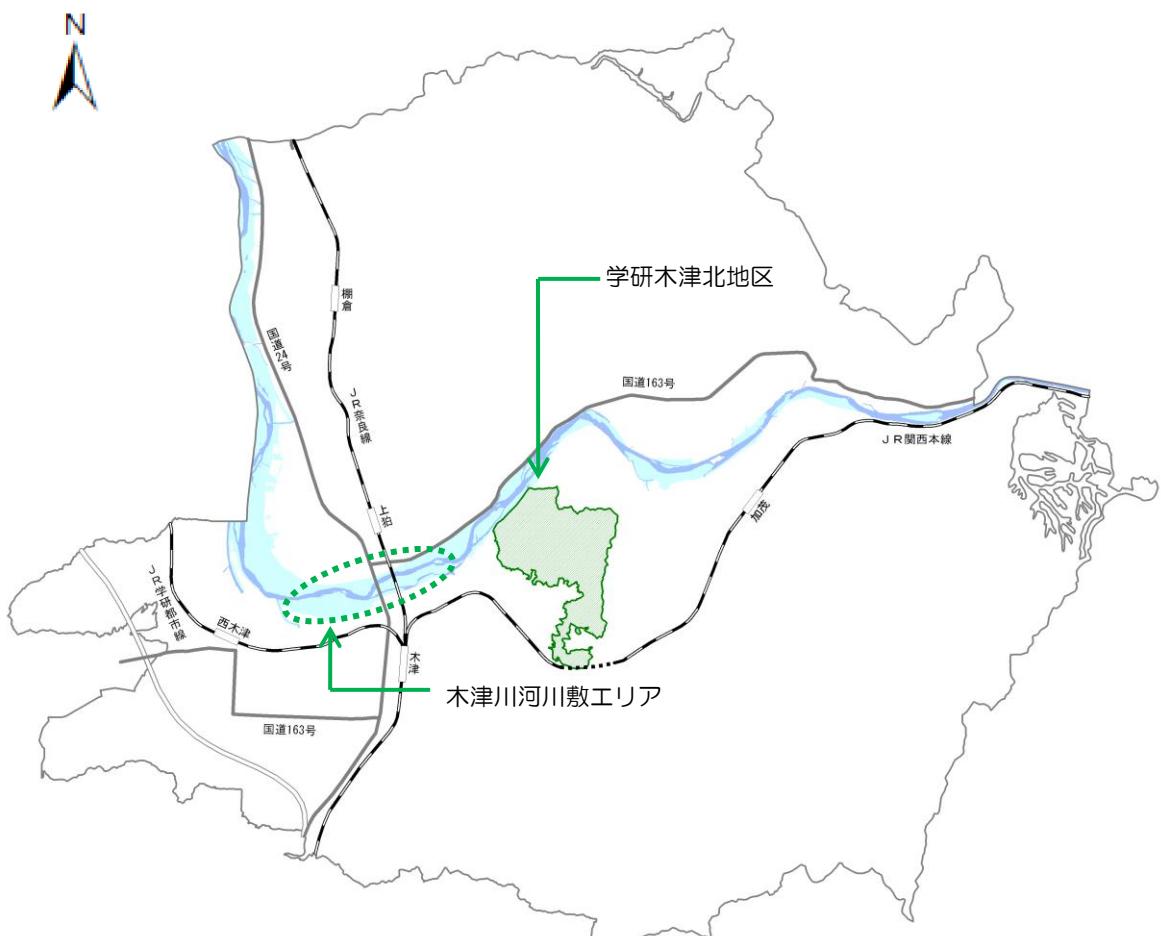


第8章 重点的な取組みの検討

市民アンケート調査の結果、里地里山、木津川は、「守りたい縁」の上位を占めており、縁の解析・評価においても、特に保全・活用を図っていくべき「縁」としております。

このことを踏まえ、学研木津北地区、木津川河川敷エリアについて、里地里山、水辺のまとまりある豊かな「縁」を有しており、交流エリアとしても期待されるため、本市の縁のまちづくりにおいて、核となる地区として、重点的に検討を深めるものとします。

図 縁の重点的地区の位置



1. 学研木津北地区

(1) 地区の特性

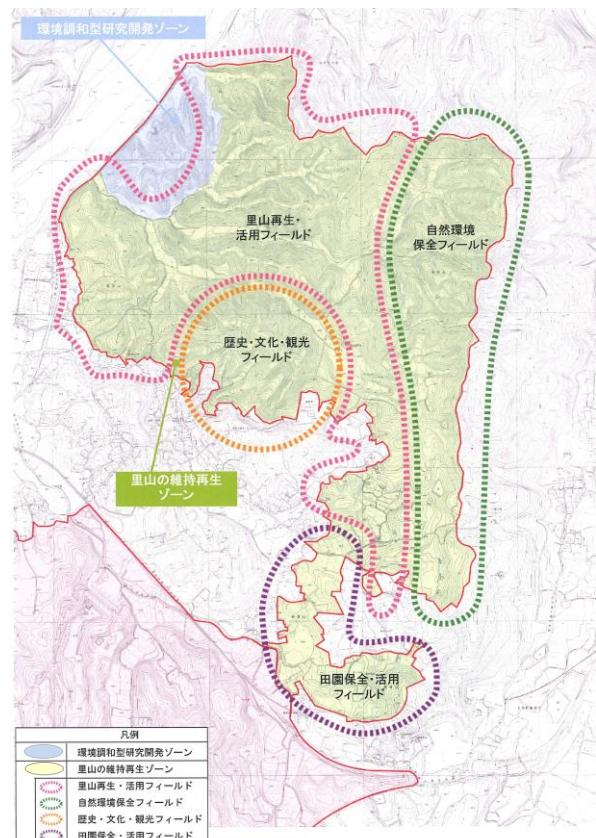
- 市の中央に位置し、地域特性を生かした交流エリアとして期待されています。
- 隣接する学研木津中央地区には、京都大学大学院農学研究科附属農場の移転が予定されています。
- 北側部は硬い岩盤で、南側部は湧水湿地を形成しやすい大阪層群で構成されています。植生的には、かつてはアカマツ林、コナラ林などの二次林や、水田で構成されていましたが、現況は竹林が広がり、耕作放棄地などが拡大しています。
- オオタカ、カスミサンショウウオ等の貴重種が生息しています。
- 室町及び戦国時代の大和北・南山城地区の歴史文化を考える上で、重要な山城である鹿背山城跡が残っています。
- 市内外の活動団体等による里地里山保全活動、地元のこどもエコクラブと連携した環境教育などが展開されています。

(2) 地区の位置付け

- 平成24年2月に策定した「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」において、里山の維持再生の実現を図り、都市と自然が共生するエリアとして、また、歴史・文化の継承、エネルギー回収推進施設や環境調和型研究開発施設としての相互連携、環境学習や研究フィールドとして活用し、持続可能な都市の実現に向けた取組みを実践するエリアとしても位置付けています。

- 里山の維持再生ゾーンについては、生物多様性の保全実行にむけ、「生物多様性木津川市地域連携保全活動計画」を策定しました。今後は、その視点を踏まえ、多様な主体による里地里山の維持・再生の実現を図り、都市と自然とが共生するエリアとします。

図 学研木津北地区のゾーニング



(3) 取組みのイメージ

「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」における土地利用方針に沿って、市民と緑の会話が進む場とするように、以下の表のとおり、それぞれのゾーンの保全・活用を進めています。なお、里山の維持再生ゾーンにおいては、「生物多様性木津川市地域連携保全活動計画」に基づいて、生物多様性保全活動を進めています。

表 学研木津北地区 取組みのイメージ（木津川市学研木津北・東地区土地利用計画）

| ゾーン・フィールド | 取組みのイメージ | 維持管理・活用例示 |
|--------------|---|--|
| 環境調和型研究開発ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> エネルギー回収推進施設、環境調和型研究開発施設や里山活動の拠点施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> 市民、企業等が連携して里山の維持再生活動を展開 里山活動に伴う発生材を研究開発施設等に供給 環境学習等のフィールドとして活用 |
| 里山の維持再生ゾーン | 里山再生・活用 フィールド | <ul style="list-style-type: none"> カスミサンショウウオ等の保全 市民による里山活動を通じて、人と自然との持続的な調和を図り、多様なライフスタイルを実践するための場の提供 |
| | 自然環境保全 フィールド | <ul style="list-style-type: none"> オオタカの保全 自然災害の防止等への整備 |
| | 歴史・文化・観光 フィールド | <ul style="list-style-type: none"> 鹿背山城跡の環境保全 里山の維持再生活動の拠点、都市との交流拠点としての活用 |
| | 田園保全・活用 フィールド | <ul style="list-style-type: none"> 都市農村が共存する自然豊かなライフスタイルの創出 生産緑地制度等の活用による農ある暮らしを創出 地産地消、市民農園等の整備 |



▲自然体験の様子



▲市民団体の里地里山保全活動

2. 木津川河川敷エリア

(1) 地区の特性

- 木津地域と山城地域の中心市街地を結ぶ位置にあります。
- 木津川が西から北方向に大きく流れを変える水衝部にあり、水害防備林とともに砂州が広がる木津川独特の景観を持っています。また、木津浜と吐師浜を中心とする古代木津川の港（平城京の外港）と奈良街道などの旧街道を結ぶ交通の結節点となっていました。
- 現在、木津グラウンド、山城コミュニティ運動広場などが付近にあり、イベントや日常の憩いの場として、レクリエーション拠点となっています。

(2) 地区の位置付け

- 市のシンボルである木津川に市民が親しめ、市内外の交流が進むように、水辺と一体となったレクリエーション空間として位置付けます。
- エリアの特性を活かして、水辺生物とのふれあいや木津川の原風景を目指した環境づくりを目標とします。

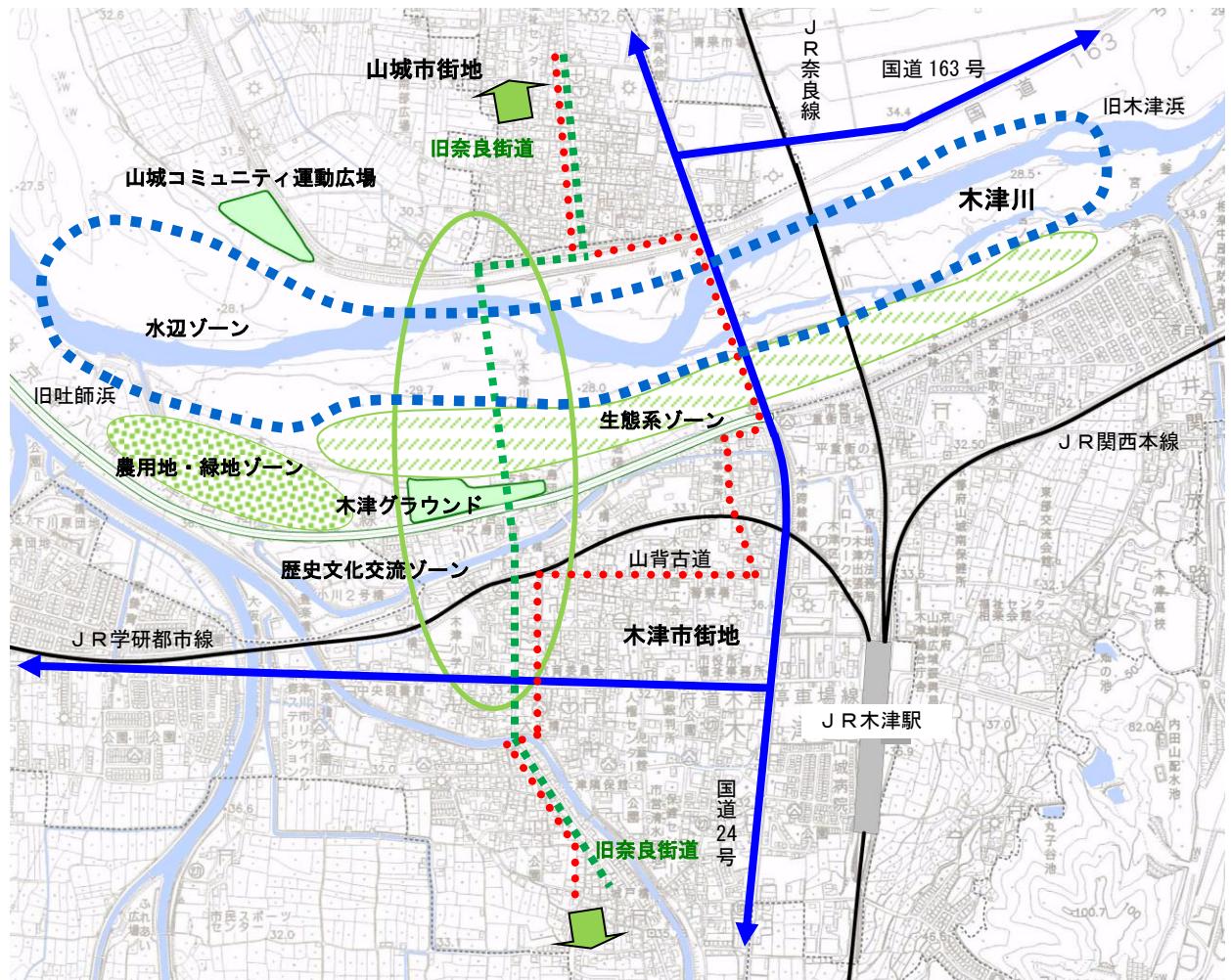
(3) 取組みのイメージ

木津川河川敷エリアでは、以下の表のとおり取組みのイメージを検討します。

表 木津川河川敷エリア 取組みのイメージ

| ゾーン | 取組みのイメージ |
|----------------------------------|--|
| 水辺ゾーン (木津川の水面と接しているゾーン) | ・誰でも水に親しめる水辺づくり（例えば、体験学習などのレクリエーション活動の場の形成など）を検討します。 |
| 歴史文化交流ゾーン (広場と歴史文化資源が分布するゾーン) | ・周辺に点在する遺跡や寺社、旧街道を結びつけ、木津川やまちの歴史を伝える歴史散策などの活動を目指します。 |
| 農用地・緑地ゾーン (堤外農地と周辺緑地の広がるゾーン) | ・現況の耕作地、緑地を活用して、耕作者と協力して、木津川の季節感を演出するなど、景観形成を目指します。 |
| 生態系ゾーン (水害防備林と砂州が広がるゾーン) | ・ヨシ、竹林などの現植生や水辺の保全を進め、生物の生息などに係る地域の環境保全を目指します。 |

図 木津川河川敷エリア 取組みのイメージ



▲木津川河川敷 生態系ゾーン



▲木津川河川敷 水辺ゾーン

第9章

計画の推進方策



第9章 計画の推進方策

1. 緑のまちづくりを推進する体制づくり

(1) 計画推進における役割分担

①行政における推進体制

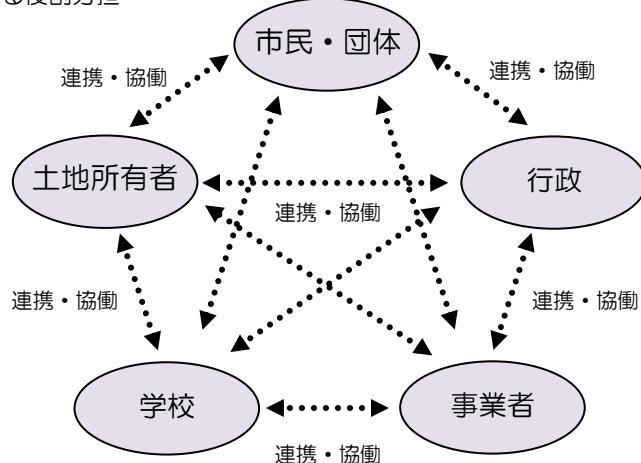
緑に関わる施策は、都市計画・建設部局のみならず、農林、教育、地域コミュニティなど多くの分野に関連し、こうした行政関連部局が協調して計画的に取り組む必要があります。とりわけ、公園・緑地や自然環境の維持保全を担当する部門における役割は大きく、それぞれの役割分担と連携の下、総合的な施策展開を目指します。

②多様な主体による協働の取組み

少子高齢化や価値観の多様化の進展の中で、かつてあった緑の維持管理のしくみは必ずしも継続されておらず、その荒廃が進むなど、緑をとりまく社会環境は大きく変化しています。このような中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、地域にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担の下に課題を担っていくことが求められています。

一方、本市では3町合併、学研都市建設に関わる新住民の増加、さらには幅広い学研都市内外の交流活動が活発化し、新旧住民等の参画による新たなコミュニティ形成が進みつつあり、こうした緑を取り巻く変化の中で、新たな緑の担い手として期待されています。緑に対する社会的な要請を踏まえ、それぞれの関心や有する特性を活かしながら、学識経験者を含め、市民、団体、事業者及び行政などが連携・協働して、新たな緑の保全・活用のプロジェクトとして全市的な取組みを図ります。

図 計画推進における役割分担



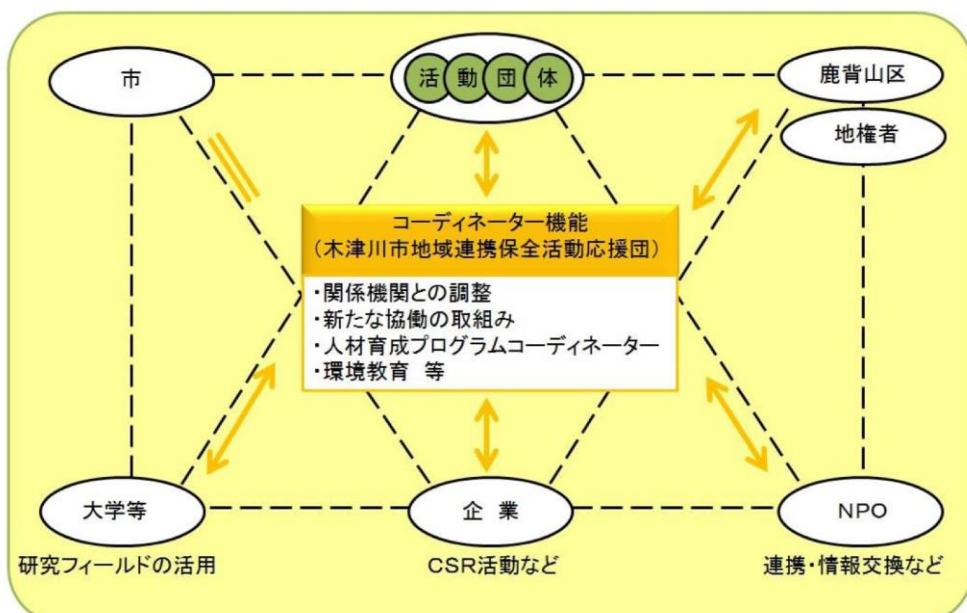
③具体的な展開例：学研木津北地区における里地里山の維持再生活動の取組み

学研木津北地区内の「里山の維持再生ゾーン」においては、「生物多様性木津川市地域連携保全活動計画」に沿って、里地里山の維持・再生を、市内外の方々、鹿背山地区、活動団体、事業者、大学、企業、研究機関及び行政といった多様な主体が協力して進めています。また、活動を調整するため、コーディネーター機能を持つ組織である「木津川市地域連携保全活動応援団」を立ち上げ、推進を図ります。

主な活動として、次のような取組みを進めています。

- ・拠点施設の整備
活動を推進するために必要な拠点等（会議スペース、駐車場及びトイレ）の整備
- ・基盤の整備
必要となる管理用通路及び水路等の基盤の段階的な整備
- ・市民緑地・生産緑地制度の活用
緑地保全の制度を活用し、活動フィールドの一体的な利用促進
- ・都市部との交流に向けた取組み
里地里山保全活動の重要性を、都市部に住む人々に広くPR・啓発するためのイベント等の取組み
- ・クリーンセンターとの連携
里地里山保全活動において生じる未利用間伐材等の利活用のため、環境調和型研究開発ゾーンに立地するクリーンセンターと連携し、木質バイオマスの有効利用等の検討を推進

図 木津川市地域連携保全活動応援団



(2) 計画推進の方策

①計画の適正な進行管理

本計画の推進は、PDCA サイクルに基づいた展開を目指します。

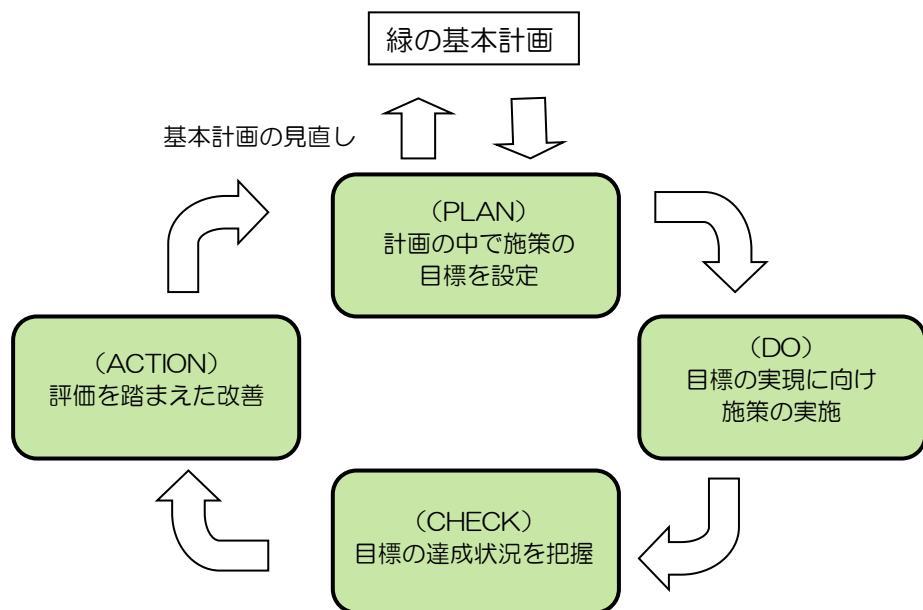
それは、内容や手順を示した計画の中で施策の目標を設定（PLAN）し、それをもとに施策を実施（DO）し、目標の達成状況の把握と点検評価（CHECK）を行い、さらに評価を踏まえた改善を行っていく（ACTION）流れを意識していくもので、その検討を深めます。

計画の見直しは、現況の細かな変化に伴う部分的な変更は適宜行って充実を図りつつ、縁の推移や社会情勢の変化、法制度の改正などを配慮し、概ね 10 年後の平成 35 年度をめどに行います。また、平成 30 年度をめどに中間評価を行います。

②財源等の確保

縁の保全・活用には、多くの費用を必要としますが、近年の財政状況から各事業展開における財源の確保は厳しいものがあります。そのため、大都市圏との連携、縁に係る協定、市民と行政の協働による維持管理の充実などを図りながら、補助金とともに基金・募金及び民間資金を導入するしくみなども検討し、計画期間において新たな経費軽減及び財源の確保に努めています。

図 縁の基本計画における PDCA サイクルの検討



參考資料



木津川市緑の基本計画 用語説明

| あ行 | |
|------------|---|
| アイストップ | 人の注意を向けるように意識的に置かれたもの。緑に関しては、まちかどの樹木などが対象。 |
| アダプト制度 | 公園、河川、道路など公共施設の一部を養子とみなして、市民が里親となつて養子の美化（清掃）等を行うしくみ。 |
| オープンスペース | 山林、河川、湖沼、農地、公園、広場など、建物がない土地の総称。 |
| か行 | |
| 上狛環濠集落 | 上狛環濠集落は、通称「大里」と呼ばれ、周囲を堀に囲まれ、山城国一揆の舞台となった村の一つとして村人たちの生活や村を治めた国人狛氏に関する遺跡と文化財が残り、惣村の風景を想像することができる。 |
| 関西文化学術研究都市 | 京都府、大阪府、奈良県の3府県（5市3町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定。 |
| クラスター | クラスターとは、本来は「ブドウの房」のことで、一体的空間の中に多種多様な機能が集積することを意味します。ここでは関西文化学術研究都市の各開発地区を指す。 |
| 景観協定 | 景観法の規定に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定で、良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。 |
| 景観法 | 日本の都市や農村・山村・漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（2004年6月制定、12月施行）。国土交通省所管、環境省等共管。 |
| こどもエコクラブ | 「こどもエコクラブ（JEC）」は環境省の呼びかけによって始まった地域や学校で仲間と一緒に環境について考え、行動するグループ。家庭・学校・地域の中で身近にできる地球に優しい活動に取組む。 |
| 国土利用計画 | 自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、国土の有効利用を図ることを目的としている計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等を定める。 |
| さ行 | |
| 市街化区域 | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 |
| 市街化調整区域 | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。 |

| | |
|-----------------|--|
| 指定文化財 | 文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指す。 |
| 市民協働 | 市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあう関係。 |
| 市民緑地制度 | 土地所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑の保全を推進するため、主として土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体又は都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が、当該土地の所有者と契約を締結し、一定期間住民の利用に供するために設置・管理できる制度。 |
| 市民農園 | 自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定の区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。 |
| 集合農地（区） | 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に定める土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業（特定土地区画整理事業）の事業計画においては、施行地区的面積のおおむね30パーセントを超えない範囲内において、集合農地区を定めることができ、当該地区への生産緑地地区指定を想定。 |
| 水害防備林 (水防林) | 主に竹、柳などを河川の両岸に植え、水の侵食から河岸を守るとともに、万一川が氾濫しても被害を軽減する働きを果たす林。 |
| 生産緑地地区 | 市街化区域内農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として都市計画法及び生産緑地法に基づいて指定された地区のこと。 |
| 生物多様性 | 生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。現在多くの生物種の絶滅が起きていると考えられ、年ごとに生じる新種の数は少ないので、多くの種が消失すると生態学的な諸事象の持続が不可能になる。 |
| 絶滅危惧種 | 絶滅の危機にある生物種のこと。人間の経済活動がかつてないほど増大した現代では、人間活動が生物環境に与える影響は無視できないほど大きく、それによる種の絶滅も発生してきている。 |
| た行 | |
| 地域森林計画 対象民有林 | 国が定める「全国森林計画（森林法第4条）」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第5条）」の対象となる民有林のことを指す。 |
| 地球温暖化 | 石油等の化石燃料の燃焼などにより、大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地球の温度が上がる現象。 |
| 地区計画 | 地区の特性に応じて地区施設の規模や建築物の用途等についての制限を総合的な計画で定め、良好な市街地の形成を目指す制度。市町村が土地の所有者の意見を聞き、都市計画の一つとして決定。 |

| | |
|------------------|---|
| 都市計画区域 | 都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。具体的には、市町村の中の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定。 |
| 都市計画 マスターplan | 都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画。 |
| 都市公園 | 都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地など。 |
| 都市緑地法 | 都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としたもので、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。 |
| 不行 | |
| 農業振興地域 | 今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が指定。 |
| 農用地区域 | 農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。 |
| は行 | |
| バリアフリー | 高齢者や障害者等が生活する上で、身体的・精神的なバリア（障壁）を取り除こうという考え方。 |
| P DCAサイクル | マネジメント手法の一種。計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。 |
| ヒートアイランド | ヒートアイランドとは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。ヒートアイランドは年間を通じて生じるが、特に夏季の気温上昇は都市生活の快適性を低下させることなどが問題。 |
| 風致地区 | 都市の風致維持のため、都市計画法に基づき、都道府県（10ha未満の風致地区にあっては市町村）又は指定都市が都市計画に定める地域地区。 |
| 文化財環境保全 地区 | 府教育委員会が、京都府文化財保護条例の規定により、指定・登録された有形文化財・記念物について、保存のため必要なときに決定する地区。地区における建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為の規制ができる。 |
| 保安林 | 木材の生産という経済的機能よりも、災害防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられている森林。 |

| | |
|-----------|---|
| ポケットパーク | 「ベストポケットパーク」の略で、洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園を意味している。 |
| ら行 | |
| 緑地協定 | 住民間の合意により協定を結んで住宅の敷地内の既存の緑地の保全や生け垣を設置するなど自らの土地の緑化に取り組むもの。 |
| 山城茶問屋街 | 南山城地方では幕末からお茶の栽培が盛んになり、上狹地区では最盛期に約120軒の茶問屋等が営まれていた。現在も約40軒の茶問屋が軒を連ね、風情ある景観を見せ、茶問屋ストリートとも呼ばれている。 |

木津川市緑の基本計画策定委員会条例

平成 25 年 3 月 29 日
条例第9号

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第4条第1項に規定する本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、木津川市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) その他緑の基本計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) 公募により選出された市民

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から 2 年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

-
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 第3条第2項第2号及び第3号の委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、緑の基本計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として市長に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

木津川市緑の基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 所属等 |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 学識経験者 (2名) | ◎森本 幸裕 | 京都学園大学教授 (京都大学名誉教授) |
| | ○宗田 好史 | 京都府立大学教授 |
| 各種団体 代表者 (4名) | 立花 志保 | 木津川市こどもエコクラブサポーターの会 |
| | 小豆 武男 | 公益財団法人 木津川市公園都市緑化協会事務局長 |
| | 木村 浩三 | 山城町森林組合代表理事組合長 |
| | 横谷 富士男 (第1、2回) | 木津川市地域長会会長 |
| | 河村 和年 (第3~5回) | // |
| 関係行政機関 等の職員 (3名) | 北村 智顕 | 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所副所長 |
| | 藤森 和也 (第1、2回) | 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所長 |
| | 長谷川 道郎 (第3~5回) | // |
| | 田中 達男 | 木津川市副市長 |
| 公募委員 (3名) | 佐々木 重規 | 公募委員 |
| | 杉村 順夫 | 公募委員 |
| | 村上 雅昭 | 公募委員 |
| オブザーバー (1名) | 中川 雅永 (第1、2回) | 独立行政法人 都市再生機構 関西文化学術研究都市事業本部 事業部長 |
| | 佛坂 隆雄 (第3~5回) | // |

◎は委員長、○副委員長を示す。

木津川市緑の基本計画策定委員会開催経過

| 年度 | 開催日 | 検討事項 |
|----------------|------------------|---|
| 平成 24 年度 | 11月21日（水） 第1回 | <ul style="list-style-type: none">・委員長、副委員長の選出・緑の基本計画の策定について・市民アンケート調査（案）について |
| | 3月27日（水） 第2回 | <ul style="list-style-type: none">・市民アンケート調査等の結果報告について・緑の解析・評価及び今後の検討課題について |
| 平成 25 年度 | 8月7日（水） 第3回 | <ul style="list-style-type: none">・緑のまちづくり目標と基本方針について・緑のまちづくり施策について |
| | 12月25日（水） 第4回 | <ul style="list-style-type: none">・第3回策定委員会での指摘事項とその対応案等について・緑の地域別計画（案）について・計画の推進方策（案）について・木津川市緑の基本計画（中間案）について |
| | 3月26日（水） 第5回 | <ul style="list-style-type: none">・木津川市緑の基本計画（中間案）に対する意見募集結果について・木津川市緑の基本計画について |

「人が耀き、豊かな縁と会話し、心ふれあう 交流のまち」
木津川市縁の基本計画

発行日 平成 26 年 3 月
編集 木津川市建設部都市計画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9
TEL : 0774-72-0501 (代) FAX : 0774-72-3900



木津川市